



---

令和4年第1回  
本別町議会定例会会議録

---

自 令和4年 3月 2日  
至 令和4年 3月 22日

本別町議会

# 令和4年本別町議会第1回定例会会議録（第1号）

令和4年3月2日（水曜日） 午前10時00分開会

## ○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 4号	令和3年度本別町一般会計補正予算（第18回）について
日程第 7	議案第 5号	令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）について
日程第 8	議案第 6号	令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
日程第 9	議案第 7号	令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について
日程第10	議案第 8号	令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について
日程第11	議案第 9号	令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第12	議案第10号	令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第13	議案第11号	令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）について
日程第14	議案第12号	令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）について
日程第15		令和4年度町政執行方針・教育行政執行方針

## ○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 4号	令和3年度本別町一般会計補正予算（第18回）について

日程第 7	議案第 5 号	令和 3 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 回）について
日程第 8	議案第 6 号	令和 3 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 9	議案第 7 号	令和 3 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）について
日程第 10	議案第 8 号	令和 3 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 7 回）について
日程第 11	議案第 9 号	令和 3 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 12	議案第 10 号	令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 13	議案第 11 号	令和 3 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）について
日程第 14	議案第 12 号	令和 3 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 7 回）について
日程第 15		令和 4 年度町政執行方針・教育行政執行方針

○出席議員（11名）

議 長	1 2 番	高 橋 利 勝	副議長	1 1 番	藤 田 直 美
	1 番	水 谷 令 子		2 番	柏 崎 秀 行
	3 番	梅 村 智 秀		4 番	石 山 憲 司
	5 番	篠 原 義 彦		7 番	山 西 二三夫
	8 番	黒 山 久 男		9 番	方 川 一 郎
	10 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（1名）

6 番	大 住 啓 一	（午前中	8 番	黒 山 久 男）
-----	---------	------	-----	----------

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	倉 崎 景 一	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長	坪 忠 男	企 画 振 興 課 長	小 川 芳 幸
老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長	松 本 秀 規
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄
総 務 課 主 査	石 川 雅 康	教 育 長	高 橋 哲 也

教 育 次 長 阿 部 秀 幸  
農 委 事 務 局 長 高 橋 優  
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉

社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳  
代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之  
総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香

総 務 担 当 主 査 越 後 忠

## 開会宣告（午前10時00分）

---

### ◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和4年第1回本別町議会定例会を開会します。

---

### ◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤田直美議員、阿保静夫議員及び梅村智秀議員を指名します。

---

### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 おはようございます。報告いたします。

令和3年12月15日第4回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は本日3月2日から3月23日までの22日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から3月4日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。本日までに4件の提出がありました。日本の医療を守る道民協議会第16回総会決議内容実現に向けた取組の陳情、母毛嘉萍が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情、コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する要望意見書の採択についての陳情、日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情、以上4件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取扱いについて申し上げます。提出議案中、議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、ないし議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件の議案については、議長を除く11名の委員で構成する令和4年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査をする取り扱いを予定いたしました。

以上、報告します。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月2日から3月23日までの22日間とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月2日から3月23日までの22日間とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議事の都合により、3月3日から8日、12日から21日の計16日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から8日、12日から21日、計16日間は休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

監査委員から、令和3年12月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、町長から令和3年度学校林現況報告の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生常任委員会の各委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和3年第4回以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の令和3年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、議長の動静。令和3年第4回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

はじめに、令和3年度各会計の予算執行状況について報告いたします。

1月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額77億8,836万4,000円に対し、収入済額58億6,970万8,000円で75.4%の執行率となっております。歳出は、支出済額51億9,634万5,000円で66.7%の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比11.7%、額にして3億867万円増の29億5,233万5,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借入れしている臨時財政対策債は、前年度比33.1%、3,972万7,000円増の1億5,988万7,000円で、普通交付税を加えた総額では前年度を12.6%上回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。現予算では6.4%減の2億6,543万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入が予算額11億1,532万円に対し、収入済額7億7,823万1,000円で69.8%の執行率で、国保税の収納率は現年度が86.2%、滞納繰越金分が24.1%となっております。歳出は、支出済額8億1,178万3,000円で72.8%の執行率となっております。

歳出総額の92.8%を占めます保険給付費と国民健康保険事業納付金はそれぞれ68.4%と90.0%の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入が予算額1億4,662万円に対し、収入済額1億2,237万9,000円で、83.5%の執行率となっております。

歳出は、支出済額1億2,143万5,000円で、82.8%の執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が予算額10億7,338万5,000円に対し、収入済額7億6,538万1,000円で71.3%の執行率となっております。

このうち、介護保険料につきましては、調定額1億9,112万円に対し、収納額が1億6,075万4,000円で、84.1%の収納率となっております。

歳出は、支出済額7億8,027万円で72.7%の執行率となっており、このうち、保険給付費については、6億9,616万7,000円で、支出済額の89.2%となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入が予算額3億7,322万6,000円に対し、収入済額2億3,362万円で62.6%の執行率で、サービス収入の収納率は99.2%となっております。

歳出は支出済額3億580万8,000円で、81.9%の執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入が予算額1億817万9,000円に対し、収入済額6,727万2,000円で62.2%の執行率となっております。

歳出は、支出済額7,521万2,000円で、69.5%の執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入が予算額5億4,959万3,000円に対し、収入済額1億9,969万1,000円で、36.3%の執行率となっております。

歳出は、支出済額3億9,084万2,000円で、71.1%の執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は1億5,120万7,000円で、支出見込額は1億5,120万7,000円となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が1,183万6,000円、支出見込額は8,268万7,000円で、不足額7,085万1,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向であります。令和4年1月末現在の延べ患者数は、入院患者が1万1,941人、前年同期比1,860人、13.5%減、外来患者が2万3,608人、前年同期比6,026人、20.3%減となっております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は11億8,108万7,000円、支出見込額は12億361万9,000円となる見込みで、収益から費用を差し引いた2,253万2,000円の純損失となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が6,449万8,000円、支出見込額が1億534万9,000円で、不足額4,085万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定としております。

以上、令和3年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、新型コロナワクチン接種事業について報告いたします。

オミクロン株の急激な感染拡大を踏まえたワクチン追加接種の前倒しにつきましては、厚生労働省の通知に基づき、2回目の接種終了から8か月の接種間隔を待たずに3回目の追加接種ができる体制を整えているところであります。

本町における追加接種の具体的な取組といたしましては、接種間隔を8か月から6か月に短縮し、医療従事者及び入院患者、高齢者入所施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者について、1月14日から接種を開始しており、2月15日からは65歳以上の高齢者まで対象を拡大して接種を開始したところであります。その後、接種体制及びワクチンの供給に一定の余剰が見込まれることから、2月17日からはさらに60歳以上の方などに対象範囲を拡大し、順次希望する方へ接種を実施しております。

2月24日までの追加接種の状況についてであります。2回目接種を終えている6



5歳以上の方2,394人に対し、追加接種を終えた方は1,655人で、率にして69.1%となっているところであります。

なお、今後の追加接種のスケジュールとしては、5月中旬から予定しておりました第3期目を、4月中旬から実施予定の第2期に統合する形で前倒しする予定としております。

また、5歳から11歳へのワクチン接種につきましては、厚生労働省通知に基づき、3月から接種ができるよう体制を整備しているところであります。

新型コロナワクチン接種に関する状況は日々変化しておりますことから、国の動向を注視するとともに、今後も希望される方に対するワクチン接種が円滑に進むよう態勢の維持、改善に努めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上、本別町議会第1回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第4号令和3年度本別町一般会計補正予算（第18回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第4号令和3年度本別町一般会計補正予算（第18回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事務事業の完了に伴う計数整理が主なものでありますが、その他補正の主なものとしたしましては、歳入では、町税及び地方交付税の増額、歳出では、基金への積立金の増額などがございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,848万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,866万6,000円とする内容であります。

それでは歳出から御説明いたしますが、先程申し上げましたとおり、今回の補正は大部分が事業確定による執行残等の計数整理でございます。

27ページ、28ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費のPersonnel費につきましては、85ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

2段目の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬中、会計年度任用職員521万7,000円の減額補正は、ワークシェアリング枠として2名分の報酬を計

上しておりましたが、該当する採用がなかったことによるものであります。

3つ下の7節報償費中、ふるさと納税300万円の減額、29ページ、30ページをお願いいたします。

11節役務費、手数料中、ふるさと寄付金業務301万円の減額、12節委託料、業務委託料中、ふるさと寄付金事業99万円の減額、35ページ、36ページをお願いいたします。

一番下の14目基金費、24節積立金、37ページ、38ページをお願いいたします。

基金積立金中、個性あるふるさとづくり1,000万円の減額補正につきましては、個性あるふるさとづくり寄付金、ふるさと納税の収入見込み減に伴います調整であります。

27ページ、28ページにお戻りください。

8節旅費中、普通旅費43万6,000円の減額、特別旅費105万円の減額補正は、執行見込みによる調整であります。

次の9節交際費50万円の減額補正は、こちらも執行見込みによる調整であります。

飛びまして、31ページ、32ページをお開きください。

一番下、8目企画費、1節報酬中、会計年度任用職員263万8,000円の減額補正は、地域おこし協力隊の新規分が未採用になったことに伴う減額であります。

33ページ、34ページをお開きください。

中ほどの12節委託料、業務委託料中、生活維持路線運行251万9,000円の増額補正は、本別浦幌線の運行回数の増加などによるもの、高齢者等生活支援事業215万円の減額補正は、ハイヤー利用券の申請者及び利用運行回数の減少による減額であります。

35ページ、36ページをお開きください。

10目電算事務処理費、12節委託料、電算業務委託料、システム修正173万5,000円の増額補正は、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続きのワンストップ化を図るためシステムを改修するものであります。

3つ下の14目基金費、24節積立金中、37ページ、38ページをお願いいたします。

基金積立金ですが、今回、財政調整基金に1億6,645万1,000円、減債基金に5,000万円、農業振興基金に1,000万円、職員退職手当基金に4,000万円を積み立てるものであります。

なお、財政調整基金につきましては、これまで1億5,998万7,000円を取り崩し、前回までの計上分と合わせて4億4,605万6,000円を積み戻すこととなり、現時点での基金残高は9億9,974万4,000円となる見込みであります。

また、減債基金につきましては、令和3年度末で4億4,325万6,000円、農業振興基金につきましては、令和3年度末で1億1,962万9,000円となる見込みであります。

今回の積立てによりまして、土地開発基金を除く全基金の現時点での現在高は、前年度より2億40万9,000円増の28億75万4,000円程度となる見込みであります。

す。

なお、3月末に特別交付税及び消費税等の各種交付金が確定いたしますので、令和3年度末の最終現在高は変更になる予定であります。

2つ下、17目諸費、18節負担金補助及び交付金、補助金中、貸切バス借上93万7,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対象団体の事業縮小によるものであります。

飛びまして、43ページ、44ページをお開きください。

一番下の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、45ページ、46ページをお願いいたします。

中ほどの19節扶助費中、本別町福祉灯油事業375万円の減額補正は、申請件数の減による給付見込みによる調整であります。

その下、身体障害者等自立支援医療から地域生活支援事業、在宅精神障害者通所施設交通費までの2,955万7,000円の減額補正は、給付見込みによる調整であります。

47ページ、48ページをお開きください。

2段目の2項老人福祉費、2目介護保険費、27節繰出金中、介護サービス事業特別会計繰出金、介護老人福祉施設事業1,135万9,000円の増額補正は、特別養護老人ホームにおける入所者の入院日数の増、ショートステイ利用者の減などによる収支への影響を調整するものであります。

51ページ、52ページをお開きください。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金中、補助金、不妊治療費助成事業費170万6,000円の減額補正は、不妊治療終了及び新規治療世帯の調整によるものであります。

53ページ、54ページをお開きください。

中ほどの5目医療給付費、19節扶助費中、医療扶助費、重度心身障害者155万6,000円の減額補正は、給付見込みによる調整であります。

55ページ、56ページをお開きください。

下段の4項病院費、1目病院公営企業費、18節負担金補助及び交付金中、救急医療確保経費4,500万円の増、不採算地区病院運営経費4,500万円の増額補正は、収支の見込みに基づく調整であります。

飛びまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、6目営農用水管理費、18節負担金補助及び交付金231万1,000円の減額補正は、朝陽地区簡易水道事業の負担金の確定に伴う調整であります。

61ページ、62ページをお開きください。

2項林業費、2目林業振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金中、未来につなぐ森づくり推進事業937万3,000円の減額、民有林造林促進事業557万5,000円の減額、私有林等整備事業487万5,000円の減額補正は、いずれも事業費の確定に伴う調整であります。

下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金1,748万円の減額補正は、事業費の確定による調整であります。

飛びまして、65ページ、66ページをお開きください。

2段目の8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、10節需用費、車両修繕料110万円の増額補正は、7台分の除雪作業車スノープラウ刃先等の消耗による修繕のため増額するものであります。

67ページ、68ページをお開きください。

上段の4項都市計画費、3目下水道費、27節繰出金903万5,000円の減額補正は、下水道事業特別会計の収支補填による調整によるものであります。

69ページ、70ページをお開きください。

上段の9款1項消防費、2目非常備消防費、8節旅費中、費用弁償180万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症に伴い、消防団員の各種出動件数が減少したことによるものであります。

下段の10款教育費、1項教育総務費、4目諸費、18節負担金補助及び交付金、71ページ、72ページをお開きください。

補助金中、本別高校の教育を考える会補助金210万6,000円の減額補正は、執行残に伴う調整が主なものとなっております。

下段の2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費中、車両、スクールバス389万5,000円の減額補正は、執行額確定によるものであります。

飛びまして、81ページ、82ページをお開きください。

中段の11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費、12節委託料170万円の減額補正は、執行見込みによるもの。その下、14節工事請負費1,640万円の増額補正は、昨年11月の大雨による中押帯川護岸改修の工事費を計上するもので、全額を令和4年度に繰り越すものであります。

以上で歳出を終わりまして、9ページ、10ページにお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分、個人所得割739万1,000円の減額補正は、課税対象所得が当初見込額より少なかったことによるもの、2節滞納繰越分175万8,000円の増額補正は、当初見込みより納付増となったことによるものであります。

2目法人、1節現年課税分中、法人税割987万6,000円の増額補正は、建築関連法人等の課税標準額が増となったことによるものであります。

下段の2項1目固定資産税、1節現年課税分中、償却資産960万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症による特例減免廃止などにより、課税標準額が当初見込額より増額となったことによるものであります。

11ページ、12ページをお開きください。

上段の10款1項1目1節地方交付税2億3,988万6,000円の増額補正は、普通交付税の確定によるもので、決定額は29億5,233万5,000円、前年度対比11.7%の増であります。

13ページ、14ページをお開きください。

2段目の14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、介護給付費等負担金、障害福祉サービス費等599万3,000円、障害児入所給付費等314万円の減額補正は、事業費確定に伴う調整であります。

2つ下、3目災害復旧費国庫負担金、1節災害復旧費負担金1,280万円の増額補正は、歳出で説明いたしました、昨年11月の大雨による災害復旧工事に対する国庫負担金であります。

下段の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金173万5,000円の増額補正は、歳出で説明をいたしました、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続きのワンストップ化を図るためのシステム改修に対する国庫補助金であります。

2つ下の3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金中、一番下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金412万2,000円の減額補正は、令和3年度分の事業費確定による調整であります。

飛びまして、17ページ、18ページをお願いいたします。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、2節林業費補助金中、未来につなぐ森づくり推進事業補助金576万8,000円の減額補正は、歳出で説明をいたしました事業費の確定に伴う調整であります。

19ページ、20ページをお開きください。

下段の16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節土地売却収入中、町有地売却収入296万3,000円の増額補正は、本別川護岸補修工事に伴い、北1丁目4番地22の町有地のうち、559.17平方メートルを帯広開発建設部に売却するものであります。

その下、2目1節物品売却収入中、鉄くず250万4,000円の増額補正は、道路維持事業等で発生した鉄くずを売却したものであります。

21ページ、22ページをお開きください。

上段の17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金、指定寄付金、個性あるふるさとづくり基金1,000万円の減額補正は、収入見込みにより調整するものであります。

2段目の18款繰入金、2項基金繰入金、7目1節町有林振興基金繰入金400万円の減額補正は、基金充当事業の町有林造林事業の執行見込みによる調整であります。

2つ下、13目1節個性あるふるさとづくり基金繰入金880万3,000円の減額補正は、本別高校生の海外研修事業が中止になったことによる調整であります。

その下、17目1節森林環境譲与税基金繰入金999万4,000円の減額補正は、私有林造林事業の執行見込みによる調整であります。

23ページ、24ページをお開きください。

下段の21款1項町債、1目総務債の増額補正、その下、2目農林水産業債、25ページ、26ページをお開きください。

3目土木債及び4目教育債の減額補正は、事業費の確定による調整であります。

その下、5目臨時財政対策債4,979万3,000円の減額補正は、発行可能額の確定による調整であります。

その下、6目衛生債の減額補正は事業費の確定による調整、その下、7目災害復旧債の増額補正は歳出で説明いたしました災害復旧費に係る起債分を計上しております。

以上で歳入を終わらせていただき、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。

1、追加。

2款総務費、1項総務管理費、社会保障・税番号制度転出・転入手続きワンストップ化システム改修事業173万5,000円、4款衛生費、2項清掃費、十勝圏複合事務組合下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分2万6,000円、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、令和3年発生公共土木施設等災害復旧事業1,640万円、2款総務費及び11款災害復旧費につきましては、国の補正予算により事業を実施するため翌年度に繰り越すものであり、4款衛生費につきましては、工事内容及び施工方法の検討に不測の時間を要したため年度内の完成が困難となったことにより翌年度に繰り越すものであります。

6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございます。

1、変更。

これは、事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

事項。

議会本会議場音響設備更新事業。

限度額1,471万7,000円を1,466万6,000円に、議会音声配信設備更新事業、限度額433万7,000円を430万円に、北海道市町村備荒資金組合車両購入、土木用連絡車、限度額289万8,000円を267万9,000円に、北海道市町村備荒資金組合車両購入、林務用連絡車、限度額289万8,000円を267万9,000円に変更するもので、期間の変更はございません。

7ページを御覧ください。

第4表地方債補正であります、1、変更。

これは、事業量、事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

起債の目的。

公営住宅建設事業。

限度額980万円を920万円に、災害復旧事業限度額500万円を650万円に、一般補助施設整備等事業限度額1,940万円を1,520万円に、緊急自然災害防止対策事業限度額400万円を390万円に、8ページをお開きください。

過疎対策事業限度額4億350万円を4億2,500万円に、臨時財政対策債限度額2億968万円を1億5,988万7,000円にそれぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上で、令和3年度本別町一般会計補正予算（第18回）の提案説明とさせていただきます。

きます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

まず、歳出からとし一括とします。

27ページから84ページまで、ありませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 歳出です。多項目にわたるので、ページ数は申しません。

総務課長のほうからふるさと納税について、予算よりも少なかったということで、かなりなマイナスな基金積立とかにならなかつたというような説明だったと思います。こちらどういった要因だったのか、担当もしくはワーキンググループ等々でお話し合いになったのか、なつたのであればどういう状況だったのか聞かせてください。

○議長（高橋利勝） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ふるさと納税につきましては、これまでも寄付金の増に向けてワーキンググループ等でいろいろと話し合いをさせていただきまして、本年度につきましてはポータルサイトの更新ですとか入替え、またはメール配信などによりまして増額を目指しておりましたけれども、担当といたしましては、ふるさと納税制度そのものの相対的なパイというものが決まりつつありまして、そのパイの中でどのように本町に寄付をいただくかというところが今後の課題になってくるのかなというところで、いろいろと商品の入替えですとか手を加えてまいつたところですがけれども、結果といたしまして今の見込みといたしましては、前年同額の最終8,500万円程度の見込みとなったことから、今回1億円とさせていただいたところ9,000万円に減額させていただいているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出をお伺いいたします。

2款の総務費でございます。27ページから30ページにわたります。

11節役務費、保険料総合賠償で7万円の減がございます。こちら減額の具体的理由と年度の保険利用実績等、回数や金額等についてお伺いをいたします。

2番目のお伺いでございます。43ページから46ページにわたります。

1節社会福祉総務費のうち、19節の扶助費でございます。本別町福祉灯油事業ということで375万円の減額がございます。こちらもともと対象世帯として500世帯が見込まれて予算計上されていたものでございますが、こちら大幅な減額となる具体的理由とですね、これまでの実績についてお伺いをいたします。

続きまして、順番前後いたしますが31ページから34ページにわたります。

8目企画費のうち12節委託料でございます。高齢者等生活交通支援事業、こちら高齢者のハイヤー利用等の減少がということで215万円の減額計上がございますが、こちらの具体的な減額の理由とですね、その背景と言いますか、単に利用者が減つたという理由ではなくてなぜ減っているのかと、高齢者の足というものが課題であるにもかか

わらずなぜ減っているのかという具体的な理由や分析を踏まえての御提案なのかという点と、実績についてお伺いをいたします。

続きまして、55ページ、56ページでございます。

4款の衛生費でございますが、病院公営企業費のうち18節の負担金補助及び交付金、負担金として救急医療確保経費、不採算地区病院運営経費それぞれ4,500万円の計上がございますが、こちらにつきましてそれぞれの必要性和具体的用途、またこちらの財源についてお伺いをいたします。説明では、収支の見込みに基づく調整というようなことでしたが、具体的にもう少し平たく申し上げるとどのようなことなのかお伺いをいたします。

それではですね、61ページから64ページでございますが、7款の商工費でございます。2目の商工業振興費のうち、18節負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス緊急対策支援事業472万3,000円、またその下に地域経済持続化支援感染症予防設備導入支援事業319万9,000円の減額がございますが、こちらコロナ禍にも関わらず大幅な減額となった背景とか具体的理由、年度の実績についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず30ページの保険料総合賠償の関係でございます。総合賠償保険につきましては、こちら本別町内の事故におきまして、行政の過失により何らかの事故が起きた場合について補償する制度でございます。令和3年度の実績といたしまして、こちら人口割、人口かける単価で保険料が決まっております。令和3年の実績につきましては61万1,015円という形になってございます。その分当初予定よりも人口数が少なかったことによりまして減額したものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 10時54分 休憩

午前 11時05分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 申し訳ありません、総合賠償保険の令和3年度の実績でございますが、現在のところ支給実績はございません。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の46ページ、福祉灯油事業の御質問に答弁させていただきます。

当初予算といたしましては、平成30年度に実施をしております申請率44%を基本に算出をいたしました。本年度の非課税者の数を出しまして500件ということで算定をしております。これに対しまして、昨日までの申請件数につきましては95件という形になっております。理由といたしましては、制度の名称ですとか制度が収入80万円以下というような設定になっておりますので、ちょっと分かりづらいという部分があるかというふうに分析をしているところであります。以上です。



○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 3問目の高齢者等生活交通支援事業の状況ということでございますが、これまでの現時点での交付状況についてまずお知らせいたします。交付者数につきましては362名、年代別に見ますと80代が約6割程度ということで、男女別で言いますと男性が約2割、女性が8割、地域別で申し上げますと、本別の市街地が約9割、その他郊外が約1割となっております。今回の補正につきましては、当初645万円程度で当初予算計上しておりまして、昨年10月の段階で約300万円ほど増額補正をさせていただいている事業でございます。今回1万5,000円のハイヤー利用券を無償分で配布するという部分、この部分につきましては400人程度の見込みをしておりましたが、今の実績のとおり大体370名程度ということで、30名くらい見込みがいかないという状況でございます。また有償分、これはハイヤーチケットの2分の1を助成をするという部分でございますが、こちらの部分につきましても10月の補正の段階で約100万円の助成をさせていただいたところでございます。この部分が申し込みがなかなか予定にいかなかったというところございまして、最終的に約200万円程度、有償分の発行部分については200万円程度、無償分については370人の550万円程度ということで、執行見込みといたしましては755万円ということで、現予算970万円から差し引きました215万円について今回減額をするという内容となっております。今回1年を通じてやる事業ということでは初めてということでありまして、前半夏場については有償の利用者が結構多くなっていた状況もございまして、冬場についてハイヤー利用助成、足元が悪くなるという状況の中で同様に数字が伸びるのかなと予測をしたところなんですけども、やはり自己負担が発生する、2分の1の自己負担があるという部分ございまして、利用者の方についてはやはり計画的にハイヤーを利用させていただいているというふうに捉えておりまして、そういう部分節約にもつながっているのかなということもありまして、予定当初見込みより少なくなっているのかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、5番目の商工費の補助金の部分でございます。

新型コロナウイルス緊急対策支援事業、こちらにつきましては中小企業者の令和3年8月から9月期の売上額、この部分が前年または前々年同月の売上合計と比較しまして10%以上の減少率とあと売上の減少額それぞれをクロスした形で区分別に限度額を設定させていただきまして、助成事業をしているところでございます。実績といたしましては、飲食店の部分については24件で665万円、その他小売業サービス業等でございますが実績としまして34件493万5,000円、あと従業員1人に対して10万円という部分がございます。こちらにつきましては36人対象となりまして360万円、事務費といたしまして9万1,886円ということで、事業執行額といたしましては合計1,527万6,886円となっております。この部分につきましては、昨年10月の補正予算におきまして2,000万円の予算を計上させていただいております。特に予算組みと差異があったという部分で申し上げますと、飲食店の部分、こちらが当初34件分を見ておりましたが24件ということで10件程度、額にいたしまして約300万円

の減少、また従業員の部分につきましては予算上10万円50名を積算しておりましたが、これが実際36名ということで140万円の減少ということで、この部分が減少の大きな要因と捉えているところでございます。

また、持続化支援の感染予防設備導入支援事業、こちらにつきましては感染予防資機材、遮蔽板の設置につきましては10万円、換気型の空調機器につきましては1店舗当たり30万円を上限に支援の助成を行なうという内容でございます。こちらにつきましては、それぞれ予算上各10店舗ずつ、遮蔽板でいきますと10店舗の10万円で100万円、換気型の空調機器でいきますと10店舗で30万円の300万円ということで400万円の計上をしておりました。実績といたしましては、遮蔽板につきましては3店舗で約22万円、空調機器につきましては3店舗で約66万円、事務費等合わせまして合計で90万261円の事業の確定額ということで、遮蔽板についてもそれぞれ7件ほど利用がなかったというところでございます。この部分につきましては、令和2年度にも同様の制度を実施しておまして、1回利用した方については除外という形で進めておりました。それを踏まえて商工会とも協議をさせていただく中で、予算算定をさせていただいておりましたけども、なかなかやはりその特に換気型空調機器につきましては、やはりある程度大きな設備投資になるのかなという部分で、やはりこういったコロナで先の見えない中、事業者の皆さんもなかなか積極的になれなかったのかなというふうに捉えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 病院の繰入金の件につきまして私のほうからお答えいたします。

まず質問のポイントとしまして4点あったかと思えます。必要性、使途、繰入金の財源と収支調整ということの内容の4点だったかと思えますが、順番をちょっと前後しますけれども順にお答えしたいと思えます。

まず病院の状況なんですけれども、先ほどの行政報告でも報告しましたとおり、患者数の減により収益が見込みより減というような状況になっております。その収支調整のために今回繰入れを行なうという状況になっております。その辺が必要性ということになるのかなというふうに考えております。

使途につきましては、繰入金の充当先は病院を運営するための事業費に充当するというような答えになるのかなと思えます。積算上は内訳はあるんですけれども、全体としましては病院事業の運営に対しての繰入金での充当というような状況になっております。

財源につきましては一般財源とはなりますけれども、地方交付税、特別交付税措置がされている部分もありますし、一部につきましては過疎債で財源を充当している部分もございまして。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませぬか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 28ページのところをお願いします。

先ほどの質問者にもあったとおり他にもあるんですけども、ふるさと納税に関して先

ほどこの説明のところで、パイが決まりつつあるということで伸び悩んでるという趣旨の話だったと思います。これはふるさと納税を扱う他の自治体も含めて全体的なパイということなのか、そのことを再度伺いたいと思います。

それから本町のふるさと納税もそうなんですけども、リピーターに対する対応というのがこれまでも何回か話題にしてきたつもりでおりますけども、その対応っていうのはどのような経過であったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの御質問、まず相対的なパイのお話ですけれども、こちらにつきましてはきちっと分析しているものではないんですけれども、各ポータルサイトにおける取扱い金額、取扱い税額というんですか、そういったものが大体固定してきているというところを鑑みますと、日本全国においてふるさと納税をしていただける金額っていうのが大体固定化してきているのかなというところで、先ほどパイが固定してきているっていう表現を使わせていただいております。

リピーターに対する考え方ですけれども、これまでもお答えさせていただいておりますが、まずは寄付をしていただいた方に、次していただくためということで、メール配信ということで、本年度につきましては2回ほど寄付をいただいた方であつ、うちのほうにですね、メールアドレスを登録していただいた方なんですけれども、そういった方につきましてはメール配信をさせていただきまして、今最新のこういった返礼品ですとか、本別町の魅力っていうものを配信させていただいております、一定程度の開封率っていうんですか、メールを送らせていただいた方、昨年ですね、送っていただいた方について開封率については大体30%から40%くらい、なのでメールが届いても見られないでそのまま消される方もいるかと思うんですけれども、そういった方については30%から40%くらいで、その中でもメールが届いた後に寄付していただいている方もいますので、一定程度の効果は上げているのかなというふうに考えているところでございます。

今後につきましても、こういった手法が1番納税する方、納税していただいた方ですね、伝わるのかというのは今後も検証させていただきながら、まずはメール配信をさせていただいておりますが、今後についても模索をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に対する質疑を行ないます。

歳入は一括とします。9ページから26ページまでありませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳入についてお伺いをいたします。

まず16款の財産収入でございます。21ページ、22ページですね、17款の寄付金でございます。

総務費寄付金で1,000万円の減額、指定寄付金個性あるふるさとづくり基金という



○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 19ページ、20ページの鉄の売払いの関係でございますけれども、まずどのようなものかと申しますと、鉄柱ですとか鉄筋、エッチ型鋼、あとは防雪柵の外してきたものということになります。その中でもエッチ鋼と防雪柵の枠材が主なものとなっております。

あと町にとって有利な方法なのかということでございますけれども、売払い方法といたしましては、町内の古物商3者による見積もり合わせで売払いを行っております。

単価等についての御質問でございますけれども、単価につきましては3万3,550円、トン当たり税込みになります。それと量につきましては、74.66トンでございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで歳入を終わります。

次に、繰越明許費、債務負担行為及び地方債補正に対する質疑を行ないます。

5ページから8ページありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは議案第4号令和3年度本別町一般会計補正予算（第18回）について、反対の立場で討論を行ないます。

本提案には安易な執行残、不用額が目立ち、裏返すと積算が甘いことの証左でもあります。一部においてはその妥当性に疑義があり、収入確保の努力が十分でその実績が上がっているのか、また歳出予算計画の目的達成のために適正に支出がなされているのかの観点から判断いたしますに、計画に基づいた最小の経費で最大の効果を上げるべく、能率的かつ効果的な行政運営がなされているとは認めることができません。また、町国保病院に対する多額な負担金の支出、9,000万円の補正予算計上には、今後の病院経営、運営の具体的改善、医療サービスの向上の機運が見受けられないことから認めることはできません。よって、本予算案には反対をいたします。コロナ禍において町の方々が困っているはずにもかかわらず、それに対応する事業がなぜ多額の執行残を残しているのか、予算を消化できないのかという点については、真摯に検討していく必要性があると、このように考えるところでございます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案に賛成の立場から討論を行ないます。

執行残が非常に多いという現状は、ただいまの反対討論者の意見にも一理はあると思えます。ただその理由の多くはですね、やはりコロナ禍の中で、いまだかつてない経験

の中で、一定の対応をしようということで準備されてきた予算だというふうに思います。そういう意味では一定の努力はされているものというふうに理解をしております、不適切な支出というところまでは至っていないというふうに思います。

それから病院に対しては御承知のような状況で、医師が不足しているような状況、あるいはコロナの影響も出てきているという状況の中で、やむを得ない支出だというふうに私は思います。いつも言うておりますが、町民の命を守るという意味で本別町立病院の果たしている役割は非常に大きいというふうに思います。非常に困難な中で、医師確保も必要だというのは皆さん御承知のとおりだと思いますけれども、住民の命を守るという点では何としてもこの病院の機能を維持していく、そのことに今みんなの知恵を寄せていくということが必要ではないかというふうに思っております。

以上の理由から本補正予算には賛成をしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから議案第4号令和3年度本別町一般会計補正予算（第18回）についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第4号令和3年度本別町一般会計補正予算（第18回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第5号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第5号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第5号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業完了及び交付金等の額の確定に伴う計数整理などが主な内容でございますが、保険税等の決算見込み減額による歳入歳出不足分については、財政調整分として基金から繰入れを行っております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,640万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,891万8,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

1番下段の2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、18節負担金補助及び交付金の出生42万円の増額補正は、2月までの出産予定者1人増が確定したことによるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

1番下段の6款保険事業費、3項健康管理センター事業費、1目施設管理費、10節需用費中、修繕料、施設36万1,000円の増額補正は、健康管理センター正面玄関の自動ドア2基を修繕するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

一番下段の8款諸支出金、2項繰入金、1目病院事業会計繰入金、27節繰入金の病院事業会計繰入金、特別調整交付金418万2,000円の増額補正は、国と道の特別調整交付金の額の確定によるものでございます。

以上で歳出を終わりました、続きまして歳入でございます。

4ページ、5ページにお戻りください。

上段の1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税296万8,000円の減額補正は、収入実績見込みによる調整でございます。

下段の3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金、普通交付金4,861万1,000円の減額補正は、被保険者、受診数減によって事業費が減額したことによる調整でございます。

次の2節保険給付費等交付金、特別交付金中、特別調整交付金318万7,000円と北海道繰入金2号分113万6,000円の増額補正は、事業実施により国と道の交付金が確定したことによる調整でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

1段目の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金16万9,000円の減額補正は、事業費確定による収支の調整でございます。

その下段の2項1目1節基金繰入金396万1,000円の増額補正は、歳入不足分を基金から繰入れるものでございます。この繰入により令和3年度末の基金残高は1億374万7,000円の見込みになります。

なお、14ページの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第5号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）について、提案内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、歳出でお伺いをいたします。

12ページ、13ページでございます。

6款保険事業費のうち12節委託料でございます。業務委託料として予防接種技術66万2,000円の減額提案がございます。こちらの提案の具体的な理由と積算の内容についてお伺いをいたします。

また、8款諸支出金でございますが、27節の操出金、病院事業会計操出金特別調整交付金として418万2,000円、御説明では国と道の特別交付金の確定ということでございましたが、こちらの具体的な使途や内容について詳細お伺いいたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 私のほうから国保の調整交付金の病院操出分について中身について御説明申し上げます。

まず、特別調整交付金のうち、病院の特別に要した事業という項目がございます、その中で医師等の確保支援事業ということで100万円の交付がございます。

また、救急患者受入体制支援事業ということで、外部の日当直の医師を外部の医師で充当した場合に、その報酬について一部交付があるんですが、それについて339万2,000円あると。あとは備品ですね、内視鏡システムビデオスコープを購入した分につきまして、国と道合わせまして340万9,000円の交付があるということになります。当初で積んでいる分と合わせまして、今回の補正額でそれぞれ充当しているという状況でございます。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 12ページ、13ページ、予防接種技術の委託料66万2,000円の減額の中身についてであります。

こちらにつきましては、インフルエンザ予防接種の65歳以上の方の接種状況によって減額をしております。町内者につきましては1,520件を予定しておりましたところ1,154件、町外につきましては60件予定しておりましたところ28件のこれまでの実績となっております、66万2,000円を減額するものであります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 6款の委託料について改めてお伺いをいたします。

こちらインフルエンザのワクチン接種ということでございましたが、こちら町内は1,520件を予定が実績として1,154件、町外は60件を予定が28件ということでございましたが、こちら見込みより減った理由というのは希望者がというよりは体制の問題だったのか、ワクチンの供給状態とかですね、その辺について具体的な事情等をお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。



○保健福祉課長（長屋和幸） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

ワクチンの入ってくる実績が不足をいたしまして、380件ほどこのワクチン不足によって件数的には減っているような状況にあります。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第6号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第6号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第6号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業終了に伴う決算見込み及び計数整理などが主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ365万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,296万6,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金363万円の減額補正は広域連合保険料の決算見込みによるものでございます。

以上で歳出を終わります。続いて歳入でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険 3 6 3 万円の減額補正は、収入見込みによる調整でございます。

以上、議案第 6 号令和 3 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について提案内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号令和 3 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号令和 3 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第 9 議案第 7 号

○議長（高橋利勝） 日程第 9 議案第 7 号令和 3 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第 7 号令和 3 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護給付費の執行見込みに伴う介護給付費負担金等の調整、事業の完了等に伴う計数整理などが主なものであります。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 5 7 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 6, 7 8 1 万 2, 0 0 0 円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

7 ページ、8 ページをお開きください。

2、歳出ですが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 8 節負担金補助及び交付金 1 6 2 万 2, 0 0 0 円の減額は、介護人材確保に係る事業費の執行見込みによるものです。

下段の 2 款保険給付費、1 項介護サービス諸費、1 目介護サービス給付費 7 1 2 万 3, 0 0 0 円の減額は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の執行見込みによるものです。

3 目高額介護サービス給付費 1 7 9 万 8, 0 0 0 円の増額及び 9 ページ、1 0 ページ上段に記載の 4 目特定入所者介護サービス費 3 0 3 万 3, 0 0 0 円の増額は、執行見込みによるものです。

次の段の 3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・日常生活支援総合事業費、1 8 節負担金補助及び交付金 1 7 8 万 6, 0 0 0 円の減額は、介護予防事業の執行見込みによるものです。

下段の 2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、2 節給料 2 6 8 万 1, 0 0 0 円の減額、3 節職員手当等 1 3 6 万 8, 0 0 0 円の減額は、職員の育児休業取得による調整であります。なお、1 3 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

1 1 ページ、1 2 ページをお開きください。

2 目任意事業費、7 節報償費 4 1 万 4, 0 0 0 円の減額は、介護相談員の活動が新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小となったこと及び新たな介護相談員を選出することが、かなわなかったことによるものです。

次の段の 4 款 1 項 1 目基金積立金、2 4 節積立金 6 2 6 万 3, 0 0 0 円の増額は事業執行見込みによる基金積立金の増額を行なうものです。なお、今回の補正により現時点での基金残高は、6, 9 7 7 万円となる見込みであります。

3 ページ、4 ページをお開きください。

1、歳入ですが、1 款 1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者介護保険料 2 7 6 万 4, 0 0 0 円の増額は、決算見込みによるものであります。

次の段の 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 3 8 6 万 5, 0 0 0 円の増額は国の内示によるものです。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 3 1 0 万 2, 0 0 0 円の減額は道の内示によるものです。

5 ページ、6 ページをお開きください。

上段の 7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2 節地域支援事業繰入金 6 6 5 万 2, 0 0 0 円及び 3 節その他一般会計繰入金 1 7 8 万 9, 0 0 0 円の減額は、歳出でも御説明いたしました、介護人材確保に係る事業等の執行見込みに伴う財源調整によるものです。

以上、令和 3 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）の提案説明とさせ

ていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第10 議案第8号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第8号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第8号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入については介護給付費収入、自己負担金収入の見込みによる調整、歳出については報酬、給料、職員手当等の調整、特別養護老人ホームにおける新型コロナウイルス等による感染予防対策のために必要な経費の増額、燃料単価の高騰による増額、その他は執行見込み及び執行残の計数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,239万8,000円とするものであります。それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

7ページ、8ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、1節報酬105万6,000円の減額、2節給料98万4,000円の減額、3節職員手当等131万円の増額、飛びまして下段の2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、3節職員手当等5万7,000円の減額補正は執行見込みによる調整で、9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして、8ページ上段から5行目、10節需用費中消耗品費、介護材料19万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症等予防対策としてBOXティッシュ、ゴミ袋等を購入するものであります。

その下、燃料費A重油12万1,000円の増額及び光熱水費、電気料13万8,000円の増額補正は、燃料単価の高騰によるものであります。その他につきましては、執行見込みによる調整であります。

戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入、1節施設介護サービス費収入567万9,000円の減額補正は、利用者の入院等による空床率の増加による調整であります。

その下、2節短期入所生活介護費収入365万2,000円の減額補正は、サービス利用日数の減少により調整するものであります。

その下、3節居宅介護サービス計画費収入29万9,000円の増額及び4節居宅予防支援サービス計画費収入1万7,000円の増額補正は、ケアプラン作成数の増加による調整であります。

その下、2目自己負担金収入、1節施設介護利用者負担金収入263万1,000円の減額及び2節短期入所生活介護利用者負担金収入3,000円の減額補正は、先程介護給付費収入で説明いたしました理由によるものであります。

次の4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金1,081万4,000円の増額補正は、歳入で説明しましたサービス収入の減及び事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、議案第8号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第7回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第7回)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第9号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第9号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長(坪忠男) 議案第9号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では事業費確定及び決算見込みによる減額、歳入では水道使用料の増額及び一般会計繰入金の減額、前年度繰越金確定による増額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ84万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億733万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、10節需用費、消耗品費22万5,000円の減額は、勇足浄水場の薬品費決算見込みによるものです。

4つ下の光熱水費33万2,000円の増額は、美里別簡易水道の配水流量増に伴う、取水、送水ポンプ等の電気料の増を見込んだものです。

その他のものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入ですが、1款1項使用料及び手数料、1目水道使用料、1節現年度分94万3,000円の増額は、業務用及び家事、営農兼用の使用量の増によるものです。

3款1項繰入金、1目一般会計繰入金442万4,000円の減額は主に収支の調整に

よるものです。

4款1項繰越金、1目1節前年度繰越金の290万7,000円の増額は、前年度の繰越額の確定によるものです。

以上、令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第10号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第10号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第10号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では事業費確定及び決算見込みによる減額、歳入では事業費確定による国庫補助金及び町債の減額、一般会計繰入金の減額、前年度繰越金確定による増額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,733万5,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,225万8,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

2、歳出、中段になります、1款総務費、2項施設管理費、1目管渠管理費、10節需用費、修繕料3万2,000円の増額は、公共ますの修繕箇所増によるものです。

2目下になります、3目個別排水処理施設管理費、10節需用費、修繕料40万5,000円の増額は、合併処理浄化槽内のろ材の浮上により水質が低下しているため、破損している浄化槽ろ材の底受け部を修繕するものです。

下段になります、2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、10節需用費、修繕料8万円の増額は、下水道で使用しているカラーラバン、平成9年車のエンジンのオイル漏れを修繕するものです。

12節委託料308万円の減額及び10ページ、11ページ、14節工事請負費623万9,000円の減額の主な内容につきましては、社会資本整備総合交付金事業の交付決定額の減による事業費確定及び執行残による減額になります。

2目個別排水処理施設新設費、14節工事請負費1,540万2,000円の減額は、10月に補正させていただき12基の新設予定でしたが、7人槽と21人槽の施工が次年度となり、10基の設置で事業費が確定したため減額するものです。

3款1項公債費、2目利子147万円の減額は借入債利率の確定によるものです。

その他のものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

4ページ、5ページにお戻りください。

1、歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目個別排水処理事業分担金37万2,000円の増額は、個別排水処理事業受益者分担金の一括納入が多かったことによるものです。

2段下、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金146万円の減額は、歳出で説明しました社会資本整備総合交付金事業の交付決定額の減及び執行残によるものです。

4款1項繰入金、1目一般会計繰入金903万5,000円の減額は、町債償還額の減及び支出の調整によるものであります。

5款1項繰越金338万3,000円の増額は前年度繰越金の確定によるものです。

6款諸収入、2項雑入の17万4,000円の増額は、機器更新工事で取り外した機器の鉄くず売払い見込み及び有価物売買額の確定によるものです。

6ページ、7ページをお開きください。

7款1項町債、1目土木債2,080万円の減額は、事業費確定による調整によるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正。

1、変更。



内容としましては、起債事業の事業費の変更に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的。

下水道整備事業の限度額6,520万円を5,830万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額3,730万円を2,340万円に改めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それではまず、8ページ、9ページ歳出をお伺いいたします。

1款総務費でございますが、2目の処理場管理費、12節委託料うち業務委託料汚泥運搬2万2,000円の減、汚泥運搬処理8万4,000円の計上がございますが、こちら提案に至る具体的理由や内容についてお伺いをいたします。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

歳入6款諸収入のうち、汚泥肥料販売収入で1,000円の計上がございますが、こちらの提案の内容とですね、本町におけるこの汚泥肥料販売の概要についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） お答えいたします。

歳出と歳入をちょっと絡んでますので、一括してお答えさせていただきます。

歳出のほうなんですけども、汚泥等運搬というのは再生利用組合に入っている農家二戸に脱水汚泥を運んでいる運搬費になります。汚泥運搬処理というのは、脱水汚泥を産業廃棄物処理してる価格になります。当初から動いているのはですね、歳入のほうで有価物販売ということになってるんですけども、年度当初にですね、12トンほど試験的に使いたいという申し出がありまして、それがですね実際8トンほど試験施工で使いました。それで歳出のほうの運搬と産業廃棄物処理のほうが4トンほど動いております。

歳入の汚泥販売収入なんですけども、通常であれば再生利用組合の加入の農家と産業廃棄物処理してますが、春先に使用してみたいと畑に施用してみたいという相談がありましたので、有価物として販売いたしました。一応この脱水汚泥はですね、無料で渡して畑に施用しますと産業廃棄物処理法のほうに接触するためですね、有償で、有価物として販売する分には問題がないため、こういう形で8トンほど試験的に使ってください

ました。この方は一応来年は再生利用組合のほうに入っただけという形で進んでおります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御答弁、歳入歳出一括でございましたので併せてお伺いをいたしますが、では年度における汚泥運搬の量とですね、いわゆる汚泥肥料として実際に使われた量、当初12トンの御要望があったけれど結果8トンだったという御説明だったと理解してございますが、こちら改めて年度内におけるものについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） お答えいたします。

汚泥運搬につきましては、当初184トンですね、見込んでいまして、実際は180トン、10キロくらいですね。産業廃棄物としましては、当初320トンを予定していましたが324トンの処理になっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 今の御答弁ですと、いわゆる産廃の処理とした汚泥の当初の見込みと、結果として産廃処理した量しかお伺いしてませんが、結局その、もう一度ちょっと御丁寧に汚泥の回収量といわゆるイコール産廃になった部分と、その肥料として販売した量について、もう一度ちょっと整理して御答弁していただけますか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） お答えいたします。

当初ですね、脱水汚泥が520トン出る予定で設計しておりまして、試験施工に使う分が12トン、再生利用組合のほうに排出するのが188……。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 1時56分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 度々申し訳ありません。

当初ですね、脱水汚泥として508トン予定しておりまして、そのうち汚泥運搬として当初188トン、そのうち試験的に使う分が12トン、産廃処理としては当初320トン見込んでまして、実際は補正後324トンで汚泥運搬、畑の施用、再生利用組合ですよね、のほうには184トン、うち8トンが試験施工に使われております。よろしいですか。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第11号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第11号令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第11号令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では、収支不足による一般会計補助金の増額、支出では、消費税納付額確定による増額、その他、事業費確定及び決算見込みによる減額、資本的支出では事業費確定による減が主なものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和3年度本別町水道事業会計予算、以下予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益は32万9,000円増額、第2項営業外収益は476万4,000円増額補正して、収入の総額を1億5,120万7,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は151万円の減額、第2項営業外費用は660万3,000円増額補正して、支出の総額を1億5,120万7,000円とするものです。

それでは、予算説明書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

収入ですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益46万4,000円の増額は、家事用、営農用の決算見込みによる水道使用料の増によるものです。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金 4 7 6 万 4,0 0 0 円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

支出の 1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、薬品費 1 5 万 4,0 0 0 円の増額は 1 2 月、1 月と例年より本別川の濁度が高く推移していることにより薬品の使用量が増加しており、3 月の雪解けによる薬品使用量の増加を見込み増額するものです。

次のページ、7 ページ、8 ページをお開きください。

6 目資産減耗費 5 0 万円の減額は配水管等の構築物除却が発生しなかったことによるものです。

2 項営業外費用、2 目消費税及び地方消費税 6 6 8 万 3,0 0 0 円の増額は、消費税還付額の決算見込みによるものです。

次に、1 ページにお戻りください。

中段になります。

資本的収入及び支出。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中 6,9 0 3 万 6,0 0 0 円を 7,0 8 5 万 1,0 0 0 円に、6,6 6 4 万 4,0 0 0 円を 6,8 7 9 万 4,0 0 0 円に、2 3 9 万 2,0 0 0 円を 2 0 5 万 7,0 0 0 円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第 1 款資本的収入、第 1 項企業債は、事業費確定により 2 2 0 万円減額、第 3 項工事負担金は、第 2 取水施設改修工事に対する補償費でしたが、北海道との協議で補償対象外となったため、3 3 0 万円減額補正し、収入の総額を 1,1 8 3 万 6,0 0 0 円とするものであります。

支出の第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費は 3 6 8 万 5,0 0 0 円減額補正し、支出の総額を 8,2 6 8 万 7,0 0 0 円とするものです。

補正の内容は事業費の確定によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

企業債。

第 4 条、予算第 7 条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的、原水及び浄水施設整備事業の限度額 3 6 0 万円を 1 8 0 万円に、配水施設整備改良事業の限度額 6 8 0 万円を 6 4 0 万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次のページ、2 ページをお開きください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第 5 条、予算第 1 0 条に定めた経費の職員給与費を決算見込みにより、5 2 万 8,0 0 0 円減額補正し、2,8 9 9 万 3,0 0 0 円に改めるものです。

1 1 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金。

第6条、予算第11条に定めた補助金の金額を476万4,000円増額補正し、2,389万2,000円に改めるものです。

たな卸資産購入限度額。

第7条、予算第13条中779万円を794万円に改めるもので、薬品費の増額によるものです。

以上、令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第12号

○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第12号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第12号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益、費用ともに決算見込みによる調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出、第2条、令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以

下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を898万4,000円、第2項医業外収益を4,517万4,000円それぞれ増額し、収入の合計を11億8,108万7,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を901万6,000円減額、第2項医業外費用を235万8,000円増額し、費用の合計を12億361万9,000円とするものです。

資本的収入および支出、第3条、予算第4条本文括弧書き中4,088万3,000円を4,085万1,000円に、4,071万9,000円を4,004万3,000円に、16万4,000円を80万8,000円に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入、第1項企業債を170万円減額、第2項出資金を170万円減額、第4項繰入金を338万8,000円増額、第8項国庫補助金を22万円減額し、収入の合計を6,449万8,000円とするものです。

支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費を26万4,000円減額し、支出の合計を1億534万9,000円とするものです。

企業債第4条、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額340万円を事業費の確定及び国民健康保険調整交付金の充当により170万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第1号職員給与費を694万円減額し7億8,190万1,000円とするものです。

他会計からの補助金、第6条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第3号退職手当組合事前納付金を5万円減額し595万3,000円に、第4号基礎年金拠出金公的負担経費を13万5,000円減額し1,698万7,000円とするものです。

たな卸資産の購入限度額、第7条、予算第13条中1億6,318万9,000円を1億6,169万3,000円に改めるものです。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入から御説明いたします。

収益的収入、第1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益を2,132万1,000円減額、2目外来収益を1,177万4,000円減額するものですが、これらは決算見込みを勘案し補正するもので、コロナウイルスワクチン接種による外来休診や常勤医師退職等による患者数減によるものとなっております。3目その他医業収益のうち、1節室料差額収益87万9,000円の減額、2節公衆衛生活動収益101万4,000円の減額、5節その他医業収益102万8,000円の減額は決算見込みによるもの、3節一般会計負担金4,500万円の増額は入院外来収益の減少による収入の調整となっております。2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金18万5,000

円の減額は人件費の調整によるもの、3目負担金交付金、1節一般会計負担金4,500万円の増額は、入院外来収益の減少による収入の調整、4目1節患者外給食収益86万6,000円の減、5目1節長期前受金戻入23万2,000円の増は決算見込みによるものとなっております。

6目その他医業外収益、7ページ、8ページをお開きください。5節国庫補助金22万円の増額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の充当額を資本的収支と調整したことによるもの、7目繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金77万3,000円の増額は国民健康保険調整交付金の交付対象事業費の増額によるものとなっております。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

収益的支出、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費のうち、3節報酬を除く1節給料から5節法定福利費までの合計821万6,000円の減額は、人事異動等に伴う調整を行なったもので、内訳につきましては15ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。同じく給与費のうち3節報酬、127万6,000円の増額は、職員退職に伴う非常勤の医師と臨床検査技師の確保が主なものとなっております。3目経費のうち11節修繕費67万5,000円の増額は、給食室プレハブ冷蔵庫や下部消化管内視鏡等の故障等によるものとなっております。13節賃借料77万9,000円の増額は在宅酸素療法利用患者の増によるもの、15節委託料38万8,000円の減額は決算見込みによるものですが、このうち組織検査の増額はコロナウイルス外注検査の増によるものとなっております。6目資産減耗費、1節固定資産除却費47万4,000円の増額は更新や老朽化による備品9品目の廃棄によるものとなっております。2節たな卸資産減耗費66万5,000円の増額は使用期限切れとなった薬品等を廃棄するものです。

11ページ、12ページをお開きください。

2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息3,000円の増額は特別減収対策債の繰上げ償還によるもの、4節企業債手数料及び取扱費2万3,000円の減額は、特別減収対策債の繰上げ償還の際の補償金が不要となったことによるものです。

3目1節消費税及び地方消費税324万1,000円の増額は、コロナウイルスワクチン接種委託料等消費税課税収入が増加したことによるものとなっております。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

資本的収入及び支出の上段、収入の1款資本的収入、1項1目1節企業債及び2項出資金、1目他会計出資金、1節一般会計出資金それぞれ170万円の減は、備品購入の事業費確定と財源調整によるもの、4項繰入金、1目他会計繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金340万9,000円の増は国民健康保険調整交付金の交付によるものとなっております。

下段、支出の1款資本的支出、1項建設改良費、3目固定資産購入費、1節器械及び備品購入費26万4,000円の減額は、事業費の確定による残金の調整となっております。

す。

以上、令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

質疑ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） まず5ページ、6ページ、収益的収入及び支出から読み取れる、その他の部分もございますが、こちらからも読み取れるのでございますが、まず収入の部分でございます。入院収益、外来収益ともに患者数の減に伴い当然この収益も減になっているというところでございますが、その補填のために主にその9,000万円の繰入金等を追加補正すると、このように理解の出来る内容、そうした側面も持っている提案内容であるという理解でよろしいのかというのがまず1つ。

2点目でございますが、この提案を含めますとこの年度内におけるいわゆる他会計からの負担金や補助金等、つまりは繰入金等の合計というのはいくらになるのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

1点目の繰入金の増額の趣旨というところかと思えますけれども、御指摘のとおり収益減による収入の補填というのが大きな要因になっております。

2点目の年度合計での繰入金の総額になりますが、補正後の合計で収益的収支ですと4億5,686万5,000円ということになります。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは議案第12号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）について、反対の立場で討論を行ないます。

法的には認められているとはいえ、独立採算が大原則であり、令和3年度においても本提案のこの9,000万円を加え、4億5,686万5,000円にも及ぶ繰入金に頼る体質は全く変わらず、改善改革がなされていない現在の運営体制のままでは、到底容認ができるものではございません。医師の離職が相次ぎ、今後の経営、運営、医療サービスの向上についても展望が開けず、円滑なる病院経営、運営がなされているという未来が全くもって想像できないところであります。本別町において、病院が不要だと、このようなことを訴えているのではなく、町民の命と健康、職員の雇用とその家族の生活を



守り、地域医療サービスの向上を図るためには、このままの今のままでの運営体制ではいけないと繰り返し訴え続けているのです。

よって、本提案については反対をいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案に賛成の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

ただいま反対者から、このままでは未来が想像できない、今のままではいけないという趣旨で反対討論が述べられました。

今報告を受けた中で、4億を超える繰入れと非常に大きな繰入れだと思います。私は町民の皆さんが命を守る町立病院としてですね、どこまで寄与されるのかなっていうことを思いながらこの補正予算等を見ておりました。未来が想像できない、未来は作らなきゃならないというふうに思っておりますし、今の財政状況を改善するための努力はなされている、それで今一番大きな課題は何と言っても医師の確保じゃないかなというふうに思っております。病院当局にとっては、まさにそのことに大いに力を入れてですね、町民の健康を守る上でのこの本別国保病院の存続に努力をしていくということは当たり前のことではありますが、そのことを私たち議員としてもしっかりと監視をしながら見ながら、そして提案をしながらですね、町立病院をみんなで守るという立場で努力しなければいけないというふうに思っております。

そういう点からこの本補正予算には、病院の存続を願いながら賛成の立場を表明したいと思えます。以上です。

皆様の御賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、議案第12号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者9人、

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第12号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第15 令和4年度町政執行方針・教育行政執行方針

○議長（高橋利勝） 日程第15 令和4年度町政執行方針・教育行政執行方針を行ないます。

まず、町政執行方針について、佐々木町長御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 令和4年町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス、とりわけ感染力の強いオミクロン株の感染が拡大する中、罹患され苦しんでいる方々にお見舞いを申し上げますとともに、長期にわたり新型コロナウイルスとの闘いに御協力をいただいております町民の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

はじめに基本姿勢であります。我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況から徐々に回復しつつありますが、オミクロン株の感染拡大に直面し、生活や経済への影響は依然として続いているとされております。その中、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気の持ち直しが期待されておりますが、下振れリスクにも十分に注意しなければならないとしています。

国の予算編成におきましても、令和3年度の補正予算と一体となった16か月予算の考えの下、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図ることを目指し、歳出全般にわたり見直しを行ない、歳出改革の取組を継続するとともに、予算の単年度主義の弊害是正に取り組むなど、予算の質の向上についてを進めるとしております。

地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額につきましては、前年度と実質的に同水準が確保され、地方交付税の総額は前年度比3.5%増の1兆8538億円とされたところです。

一方、地方自治体におきましては、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進をはじめ、人口減少対策、防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など政策課題が多岐にわたり、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

本町といたしましても、国が示す、まち・ひと・しごと創生に連動した取組を積極的に活用するとともに、これまで同様、自らの地域の課題は自らで解決するという理念の下、全力でこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上のことを踏まえ、令和4年度の町政執行にあたっては、行財政改革の推進、中期的視野に立ったまちづくりの取組により、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図り、新型コロナウイルス感染症への対策を引き続き講じながらも、本町の活性化

に向け全力で取組を推進します。

新年度予算編成にあたっては、第7次本別町総合計画の理念を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまち、本別町を発信できるよう、併せて、多くの町民の皆さまの温かい御支援の下、町政の舵取りを任せていただいたことを深く受け止め、職員と一丸となり、町民の皆様のまちを元気にしたいという気持ちと、時代のニーズを的確に捉え、様々な事業に対し積極的に取り進んでまいります。

次に、令和4年度の町政を執行するにあたり、主要な施策の推進について、その基本的な考えを申し上げます。

1、安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち。

本町の農業は、地域経済を支える産業として、まちの活性化を創出するため、農業の根幹であります土づくりと基盤整備の推進を図り、農畜産物の安定供給と農業経営の安定を目指しております。昨年の農業生産は、気象的には高温少雨で干ばつの影響がみられましたが、生産者の方々の適切な圃場管理、家畜の飼養管理のもと、これまでの取組が実を結び過去最高の出来高となりました。

しかし、農業を取巻く情勢は各種国際協定による輸入農畜産物の関税低減、撤廃などにより、国内農業は自由化の波にさらされており、その中、北海道糖業本別製糖所より令和5年3月をもって砂糖の製造終了が打ち出され、農業者及び関連会社など、地域経済への影響が大きく危惧されるところです。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による農畜産物消費への影響も見通しの立たない状況となっております。

このような状況の中、本町農業の持続的な発展を目指すためには農業者が希望と意欲を持って営農できる環境づくりなど、課題への対応が重要であり、担い手や労働力の確保、また家畜ふん尿対策や哺育センターにつきましても、農業者や農業関係機関と検討するとともに、農地の基盤整備につきまして、道営畑地帯総合整備事業にて計画的な整備を進めてまいります。

林業振興につきましては、伐採後の確実な植林を支援し、資源の循環利用が可能な森林づくりを目指してまいります。

また、地籍調査事業につきましては、事業着手に向けた準備を進めてまいります。

商工業につきましては、これまで人の流れや経済活動が制限されてきた状況後のアフターコロナに向けた商工業振興策について、商工会等と連携した対策を進めてまいります。

また、消費者対策として、複雑化、巧妙化する悪徳商法に対し、被害防止の取組を継続してまいります。

さらには、既存企業への対応や新たな企業の誘致活動を推し進めるとともに、引き続き工場等の新設や新規開業、新分野への進出に対し、本別町企業誘致条例及び起業家支援要綱により積極的な支援を行なってまいります。

観光の振興につきましては、義経の里本別公園におけるサービス提供機能の拡充をはじめ、公園一帯の未来につながる観光拠点づくりに着手し、道の駅などの施設運営や各

種観光イベントの開催支援を通じて本町への入込拡大につなげてまいります。

また、本町の農畜産物を活用した特産品等の町内外へのPRや販路拡大を支援してまいります。

2、人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち。

子ども・子育て支援につきましては、地域、学校、職場、行政など、あらゆる分野における社会全ての構成員が、子育ての意義について理解を深め、保護者に寄り添うことによって子育てに対する不安や負担を少しでも軽減することができるよう、子どもと保護者の成長を支援することが重要であります。

第2期本別町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの成長と子育てのすばらしさを喜び合える社会の形成を目指すとともに、引き続き、楽しみながら英語に触れ、国際感覚を育むことを目的に、外国人講師を就学前教育・保育施設に派遣し、幼児期から英語に触れることのできるまちを発信し、本別で子育てがしたくなるよう各種施策を展開してまいります。

健康づくりにつきましては、町民皆さまの健康づくりの指針である健康ほんべつ21に基づき、乳幼児から高齢期まで、町民一人一人が健やかに安心した生活を送ることができるよう、各種検診事業や予防接種などの普及啓発や生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

また、感染症対策としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた予防対策を進めるとともに、ワクチン接種を希望する町民が安全に接種を受けられるよう、体制整備を図ってまいります。

母子保健につきましては、妊産婦への助成事業、乳幼児健診や保健指導の実施、産後サポート事業として、助産師の訪問支援等を実施するなど、子育て包括支援センターを中心に関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行なってまいります。

ひとりの不幸も見逃さない地域社会、地域福祉活動の推進につきましては、第4期地域福祉計画の重点的な取組として、子育て・健康・医療・介護など複合的な課題を抱える人のニーズの把握から、他機関・他分野協働による包括的支援体制の整備を進めてまいります。

また、権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会と連携しながら、法人後見事業の取組を進めるとともに、福祉活動の担い手の育成や町民からの各種相談、生活課題等に対応するあんしんサポートセンターの運営に努め、さらに令和4年度から、ひきこもり相談窓口を保健福祉課内に設置し、地域とのつながりや関係性づくりを支援してまいります。

災害時における要援護者の避難支援体制の充実につきましては、悉皆調査を実施し、自治会等と情報共有を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域で安心して生活をする体制を整備するため、第8期高齢者保健福祉計画に基づき、後期高齢者が増大する令和10年に向けて、これまで以上に町民力、地域力を結集し、まちぐるみの支えあい活動を推進し、地域住

民、福祉団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、重層的な福祉サービスの充実に努めてまいります。

また、介護給付費が増加傾向にあることから第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険給付の適正化に努めるとともに、自立支援を促進し、重度化を予防するため、関係機関・部局との連携を強め、訪問活動等による実態の把握から早期対応と地域資源の有効活用を図ってまいります。介護人材の確保につきましては、将来を見据えた総合的な人材確保を図っていくほか、若年層の離職防止に向け事業所間で連携して取組を進めてまいります。

老人ホームの運営につきましては、利用者一人一人のニーズや状態に応じたサービスを適切かつ効果的に提供して、利用者の方々が持つ力を最大限発揮していただき、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、尊厳を尊重しながら支援してまいります。

また、より質の高い介護サービスを提供するため、職員が持つ介護の知識や技術を磨き、接遇向上への取組を強化していくとともに、職員と利用者や家族、地域・関係機関がさらなる連携を図りながら、町民の皆様から求められる誰もが入りたいと思える施設運営に努めてまいります。

介護基盤の整備につきましては、町民の皆様が最期まで安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度や町内の施設間における機能分化・連携などあらゆる動向を踏まえながら、特別養護老人ホームの在り方について、住民ワーキンググループ、介護施設等整備検討経営者委員会、健康長寿のまちづくり会議による協議、検討を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れるよう、第2次障がい福祉総合計画に基づき、障がい福祉サービスの相談支援や切れ目のないマネジメント体制の充実に努めるとともに、障がいへの理解と交流の推進、就労支援の拠点作りに向けた検討を進めてまいります。

国民健康保険につきましては、未就学児に係る保険税の均等割額を軽減する一方、賦課限度額が引き上げられることから、保険加入者の負担増などを考慮し保険税率の改定を行わず、基金を活用し北海道への納付金を賄えるよう制度運営に努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、本年10月から、現役並み所得以外の方で、一定以上の所得のある方の医療費窓口負担が2割になることから、運営主体である広域連合と連携し、加入者への周知に取り組んでまいります。

病院事業につきましては、令和3年度中に退職が相次ぎました常勤医師の確保を最優先に、非常勤医師も活用しながら診療提供体制の維持に努めてまいります。

また、地域包括ケア病床の安定的運用による収益確保を図るとともに、材料費等の経費削減に努め、収支状況の改善を図りながら、これらの活動を通じて地域包括ケア体制の構築を進め、町民の皆様から信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

3、豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち。

学びの推進につきましては、町民の皆様が、夢や希望を持ち、安全で安心な活力ある

まちづくりを進めるために、行政や各機関・団体などとの協働による町づくりを推進するとともに、本町が積み重ねてきた歴史や文化を礎とし、豊かな心、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、予測困難な社会を生き抜く力を育みます。

次代を担う子どもたち一人一人が幅広い視野を持って、新しい時代を主体的に切り拓いていけるよう、家庭、学校、地域が一体となった教育に取り組み日々学ぶ、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、四つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

本年度からスタートする第9次社会教育中期計画に基づき、町民一人一人の自主的な学びから、ふるさとほんべつに対する愛着や関心を強める中から、豊かな心を育むとともに、生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進し、学びの成果がまちづくりに活かされるよう主体的、継続的に学べる機会を提供してまいります。

国際交流、地域間交流活動につきましては、姉妹都市オーストラリア・ミッチェル、友好都市徳島県小松島市、ジュニアリーダーの交流活動が進む宮城県南三陸町との相互友好関係発展のため、今後も行政の枠を超えた幅広い交流活動を進めてまいります。

#### 4、安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち。

防災対策につきましては、全国各地で複雑多様化・大規模化している自然災害、さらには新型コロナウイルスのまん延などを教訓とし、地域防災力向上のため、自主防災組織と連携した避難訓練や研修会の実施、行政内部の体制強化に向けた訓練などを実施し、総合的な防災体制の強化に努めてまいります。

また、デジタル化による更新から1年が経過した防災行政無線について、今後も戸別受信機の普及促進に努め、災害時における行政からの情報を迅速かつ的確に伝達する手段としての運用を強化してまいります。

消防・救急体制の充実につきましては、消防の広域化により行政区域を越えた出動を行なうなど初動体制の確立が図られていることから、本町といたしましても計画的な消防設備等の更新により消防力の強化を図るとともに、地域防災の要である消防団員の確保に努め、消防・防災力の充実強化を図ってまいります。

ごみ処理事業の推進につきましては、令和元年度より資源ごみと小動物以外は、十勝圏複合事務組合が運営する帯広市のくりりんセンターへ搬入しておりますが、引き続き正しいごみの分別方法についての普及啓発に取り組み、ごみ収集業者等と連携を取りながら、ごみの適正処理に取り組んでまいります。

また、ポイ捨て防止や環境美化の推進のために、本別町保健衛生組合等各種団体と協力しながら、不法投棄パトロール等の取組を進めてまいります。

資源集団回収事業につきましては、自治会や団体の御協力のもと、ごみの減量化や資源化の推進を目的に、今後も取組を継続してまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園をはじめ、その他の公園施設についても効率的な維持管理を行ない、町民の憩いとふれあいの場として快適な環境づくりに努めるとともに、令和2年度より実施しております本別町都市公園安全・安心対策事業を引き続き進めてまいります。

上下水道事業につきましては、町民生活や経済活動を支える重要なインフラであり、

施設の整備や維持管理を計画的に進めるとともに、安全で良質な水の安定的供給と公共下水道区域外の浄化槽整備事業について、引き続き推進を図ってまいります。

生活道路など交通の整備につきましては、安全で快適な生活環境の基本となる道路の整備は重要なものであり、令和4年度の町道整備につきましては、継続事業5路線の道路改良・舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

また、交通手段を持たない町民の足を確保するため、ふるさと銀河線代替バス帯広・陸別線、生活維持路線バス浦幌・本別線、太陽の丘循環バスや町有バスなどの公共交通機関の安定的な運行に努めるとともに、高齢者等の安全な移動を確保するハイヤー利用助成を実施してまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るため本別町住宅政策推進計画を基本に実施してまいります。

また、既存木造住宅の耐震性向上を図る耐震改修等助成事業、老朽空家住宅除去支援事業を引き続き実施するとともに、本別町居住支援協議会による居住福祉の推進に努め、空き家等対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

#### 5、みんなの笑顔を未来につなぐまち。

令和12年度までを計画期間とする第7次本別町総合計画では、目指す将来像を心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐとし、町民参加によるまちづくりを推進してまいります。

具体的には、町民力をまちづくりに生かしていくため、町民の皆さまとの懇談会を通じて、情報の共有化や御意見を伺う機会を拡大してまいります。

地方創生につきましては、第2期総合戦略に掲げる人口減少抑制に直接的につながる施策を中心に、9つの基本施策の推進を図ります。とりわけ若い世代の本町への流入や定着を図るため、様々な産業人材の確保策と連動した取組を進めてまいります。

また、行財政改革につきましては、第6次行財政改革大綱に基づき、従来の枠組みに捕らわれない未来志向の発想を持ち、持続可能な行財政運営の確立や組織力の向上などを進める取組を推進してまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金、ふるさと納税につきましては、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえつつ、増収に向け、新規を含めた返礼品、特産品の充実に取り組むとともに、寄付者の想いに沿った基金の運営を図ってまいります。

以上、令和4年度の町政の所信を申し上げます。

本町を取り巻く環境は依然として厳しさを増しておりますが、私は、町民の皆様が築いてきたまちづくりの実績を大切にしつつ、まちを支える町民の皆様との対話を重ねることにより、想いが一つになり確かな信頼関係を積み重ねられるよう努力するとともに、心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐまちづくりを目指してまいります。

コロナ禍は未だ収束する見通しが立たず、様々な分野で活動や行動の制限を受けており、今なお地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

町民の皆様の安全・安心の暮らしを最優先に、感染予防対策と併せ地域経済の持続化を図るため、国・道の政策動向に注視しながら必要な施策に取り組んでいく所存であり

ます。

町民の皆様、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、執行方針といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、教育行政執行方針について、高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 令和4年町議会第1回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。

教育は、人々の多様な個性、能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の発展を実現する基盤であります。

これまで2年以上にわたる新型コロナウイルス感染症への対応が続き、地域社会において大きな影響をもたらし、かつてない課題と試練に直面する中であっても、学校現場においては、試行錯誤を繰り返しながら、学校行事の内容変更や規模の縮小、衛生管理マニュアルに基づく感染防止に配慮しながら教育活動を進め、学校における新しい生活様式に取り組み、誰もが安心できる教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要となっております。

また、近年の急速な少子高齢化や人口減少など、グローバル化や情報化の進展に伴い、社会環境が大きく変化する中で、教育を取り巻く環境も大きく変化し、学校や地域の抱える課題も複雑、多様化している中で、人生100年時代を見据え、未来を開拓する多様な人材を育成するため、生涯学習においても健康で心豊かな生活を生涯にわたって送ることができるよう、新型コロナウイルスの感染防止に努めながら、様々な学習機会を提供し、その成果や経験が地域に還元されることにより、町の持続的な発展をけん引する多様な力となることが期待されております。

社会の変化と教育の在り方は密接に関わっており、令和の日本型学校教育の構築を目指して、将来を担う全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現に近づくよう教育の推進が求められています。複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すために、溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、最新技術を使いこなすことができる基本的な情報活用能力を身に付けることも重要になるものと考えております。これまでの教育の中で育まれてきた生きる力や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を確実に育んでいくことが重要であります。

本別町教育委員会といたしましては、これらの社会情勢をしっかりと見極め、子どもたち一人一人が、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、幅広い視野をもって、新しい時代を主体的に切り拓いていくよう、令和3年3月に策定した第2期本別町総合教育大綱及び令和4年3月策定の第9次社会教育中期計画に基づき、関係機関、団体等と連携を図り、学校教育、社会教育の充実に努めるとともに、地域の子どもは地域で育てるを念頭に、本町ならではの取組であるほんべつ学びの日の普及と、推進事業の充実に努めてまいります。



令和4年度の教育行政を推進するにあたり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校運営の推進につきましては、学校と地域が連携、協働して子どもたちの成長を支える学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールを活用した取組を進めてまいります。また、発達段階に応じた能力、個性を最大限に伸ばす教育を進めるため、同一校種間の交流事業を積極的に進めるとともに、幼児教育から学びの延長にある高校教育までを連続的に繋ぐ異校種間連携事業を推進してまいります。

義務教育の推進につきましては、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制に向け、国は令和4年度から小学校高学年において教科担任制の本格導入を進めており、本別中央小学校にあつては、道教委の指定事業である体育専科教員活用事業と指導方法工夫改善による算数専科教員の2名の専科教員の配置を受け、校内体制の中で理科専科教員を設けるとともに、町任用英語教員を外国語専科補助教員として活用して、教科指導の充実と学習の質の向上、中学校への円滑な接続につなげてまいります。

35人を超える学級を有する中学校につきましては、独自施策として教諭を1名配置し、少人数学級によるきめ細かな教育を推進いたします。

学校のICT機器の活用につきましては、令和2年度末にGIGAスクール構想により導入したタブレット端末の活用は、授業への対応をスムーズに行なうため、各学校からICT推進員を選出し、児童生徒への指導方法や情報モラルにおけるルール、授業での課題改善のための検討検証に取り組んできました。令和4年度から本格運用に向け、より良い指導方法の確立や小中学校で統一した学習規律の浸透、授業づくりの活動を促進してまいります。

また、GIGAスクール構想の推進充実のため、教育環境整備として小中学校の教職員用端末の整備を行ない、多様な子どもたち一人一人の習熟度に応じた指導を行ない、資質、能力の向上やプログラミング的思考を育成するとともに、新学習指導要領に沿った主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めてまいります。

国際理解教育の推進につきましては、本別の学びの主軸に位置付けしている英語教育を、引き続き英語指導助手や町教育委員会任用の英語教諭を学校に派遣するほか、英語に慣れ親しむ事業の対象を小学校低学年に拡大する取組を継続するなど、英語教育の充実に努めてまいります。さらに未来の本別を担う人材を育成するために、ふるさと本別への愛着と誇りを育むふるさと教育を推進してまいります。

道徳教育の推進につきましては、体験活動や思いやりの心を養う多様な活動を通して、主体的な判断で行動し、他者と共に生きるための基礎となる道徳心を育ててまいります。また、児童生徒が安心して学習や多様な活動ができるよう、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、年2回のアンケート調査を実施するなど、いじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、児童生徒への多様な支援を積極的に実施してまいります。

教育環境の整備につきましては、スクールバスにドライブレコーダーを整備して事故発生時における責任の所在を明確にし、職員の安全運転意識の向上を図り、公用車両と

して登下校時における安全運行に努めてまいります。

特別支援教育の推進につきましては、引き続き全ての学校に特別支援教育支援員を配置し、一人一人の教育的ニーズに応じた個別支援の充実に努めるとともに、合理的配慮の提供として個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成、活用し、早期からの一貫した校内支援体制の構築や、学習をサポートする体制の充実に努めます。

勇足小学校と小松島市立江小学校との交流研修につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、双方の派遣を行わず、リモート等による交流方法により友好を深めてまいります。

防災教育の充実ににつきましては、第3次学校安全の推進に関する計画に基づき、児童生徒が自ら危険を予測し、適切に判断し、主体的に行動できるよう安全教育の充実に努め、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育を行ない、1日防災学校の実施を促進します。

学校における働き方改革につきましては、本別町アクション・プランに基づく学校閉庁日の設定や、部活動休養日の取組を進めるほか、部活動の地域への移行などについて検討してまいります。さらに出退勤管理システムなどにより、在校時間の客観的把握に努めてまいります。

本別高校への支援につきましては、令和4年度から高校においても新学習指導要領が実施され、主体的、対話的で深い学びの実現と令和3年度末に導入されたタブレット端末の活用により情報教育の充実を図るとともに、併せて地域連携特例校として新たなスタートを切ることから、本別高校の教育を考える会や本別高校学校運営協議会等と連携協議しながら、必要な魅力を高めるための各種支援事業を継続し、地域連携特例校の強みを生かした教育活動や進学サポートを実現し、地元中学校はもちろんのこと、近隣中学校への入学促進に向けたPR活動を継続して展開してまいります。

食育の推進につきましては、地場産農畜産物を積極的に使用し、美味しく栄養バランスに配慮した学校給食を提供するとともに、栄養教諭による食育指導の充実に努めてまいります。

社会教育の推進につきましては、本年度からスタートする第9次社会教育中期計画に基づき、町民一人一人の自主的な学びから、ふるさとほんべつに対する愛着や関心を強める中から、豊かな心を育むとともに、生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進してまいります。

生涯各期の学習を充実させるための取組につきましては、町の魅力を再発見し、郷土愛を育むほんべつ学を継続開設するとともに、ほんべつ学びの日の理念普及に努めてまいります。また、ジュニアリーダー研修、本別・南三陸ふるさと交流研修を軸とし、各種の体験学習や地域学習を取り入れた少年教育活動を展開し、担い手の育成につなげてまいります。

文化振興につきましては、各種文化活動の発表機会を提供するほか、文化活動の活性化を図る取組を継続してまいります。また、町民の皆さんに交響音楽を鑑賞していただくため、町芸術文化事業振興会と連携し、札幌交響楽団演奏会を開催いたします。

図書館につきましては、本別町出身の絵本作家きくちちき氏直筆の絵画を計画的に収集し、館内に専用展示コーナーを設け、コレクションの充実と将来的なギャラリートークなどの開催を目指し、芸術との触れ合いから感性を育み、人づくりと読書普及活動につなげてまいります。

歴史民俗資料館につきましては、資料館企画展 7 月 15 日本別空襲を伝えるにおいて、旧制本別中学校の悲しみとして、本別空襲で殉職された本別高校山内三郎教頭の孫である H B C アナウンサーの山内要一氏を講師に招き、空襲が家族に与えた影響や、戦争の悲しみを伝えることの大切さなどを伝える講演会を開催します。また、本高 80 年のあゆみとして、創立 80 周年を迎える本別高校の歴史を記録資料や写真で振り返り、みんな本別高校を盛り立て、応援する企画展に取り組みます。

スポーツ振興につきましては、運動、スポーツの定着化を図る取組を継続するとともに、スポーツでまちを元気にを合言葉に実行委員会体制でスポーツイベントを開催してまいります。また、スポーツ施設整備として、健康志向の高まりから利用者が増加している体力増進センターのトイレを男女別に改修し、利用しやすい環境を整備します。

以上、令和 4 年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、子どもたちが激動の時代を生き抜く力を身につけることができるよう、学校、家庭、地域と連携し、ふるさとの教育資源を活用した質の高い教育を推進するとともに、町民の皆様が芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしとなりますよう全力で教育行政を執行してまいりますので、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和 4 年度教育行政執行方針といたします。

---

### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日 3 月 3 日から 8 日までの 6 日間は休会であり、3 月 9 日午前 10 時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は本日から 3 月 4 日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3 時 30 分）

# 令和4年本別町議会第1回定例会会議録（第2号）

令和4年3月9日（水曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 決議案第1号 ロシアのウクライナ侵攻の即時中止を求める決議  
日程第 3 一般質問

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 決議案第1号 ロシアのウクライナ侵攻の即時中止を求める決議  
日程第 3 一般質問

## ○出席議員（11名）

- |     |     |         |     |     |         |
|-----|-----|---------|-----|-----|---------|
| 議 長 | 12番 | 高 橋 利 勝 | 副議長 | 11番 | 藤 田 直 美 |
|     | 1番  | 水 谷 令 子 |     | 2番  | 柏 崎 秀 行 |
|     | 3番  | 梅 村 智 秀 |     | 4番  | 石 山 憲 司 |
|     | 5番  | 篠 原 義 彦 |     | 7番  | 山 西 二三夫 |
|     | 8番  | 黒 山 久 男 |     | 9番  | 方 川 一 郎 |
|     | 10番 | 阿 保 静 夫 |     |     |         |

## ○欠席議員（1名）

- 6番 大 住 啓 一 （午後 8番 黒 山 久 男）

## ○説明のため出席した者の職氏名

- |               |         |                 |         |
|---------------|---------|-----------------|---------|
| 町 長           | 佐々木 基 裕 | 副 町 長           | 村 本 信 幸 |
| 会 計 管 理 者     | 藤 野 和 幸 | 総 務 課 長         | 三 品 正 哉 |
| 農 林 課 長       | 篠 原 順 彦 | 保 健 福 祉 課 長     | 長 屋 和 幸 |
| 住 民 課 長       | 倉 崎 景 一 | 子 ども 未 来 課 長    | 大 橋 堅 次 |
| 建 設 水 道 課 長   | 坪 忠 男   | 企 画 振 興 課 長     | 小 川 芳 幸 |
| 老 人 ホ ー ム 所 長 | 前 佛 清 治 | 国 保 病 院 事 務 長   | 松 本 秀 規 |
| 総 務 課 主 幹     | 上 原 章 司 | 建 設 水 道 課 長 補 佐 | 小 出 勝 栄 |
| 総 務 課 主 査     | 石 川 雅 康 | 教 育 課 長         | 高 橋 哲 也 |
| 教 育 次 長       | 阿 部 秀 幸 | 社 会 教 育 課 長     | 千 代 孝 徳 |
| 農 委 事 務 局 長   | 高 橋 優   | 代 表 監 査 委 員     | 畑 山 一 洋 |
| 選 挙 事 務 局 長   | 三 品 正 哉 |                 |         |

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之

総務担当課主査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議会運営委員会長の報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに1件の提出がありました。コロナ禍での消費拡大対策の強化を求める意見書。

以上、1件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

---

◎日程第2 決議案第1号

○議長（高橋利勝） 日程第2 決議案第1号ロシアのウクライナ侵攻の即時中止を求める決議（案）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 決議案第1号ロシアのウクライナ侵攻の即時中止を求める決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

連日ウクライナの情勢が報道されております。力による一方的な現状変更は、断じて認められるものではありません。子どもたちの命と安全を脅かすことに正義はありません。病気や障がいなどで動くことができない人がどのようにしているのか考えると、心が痛みます。日本は唯一の戦争被爆国であり、本別町は、かつて空襲により多くの町民の命が奪われました。私たちは、全世界に向けて核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴え続けなければなりません。

本別町議会として世界の恒久平和を願う強い意志を表明し、次の決議を求めます。

案文の朗読をもって提案といたします。

ロシアのウクライナ侵攻の即時中止を求める決議（案）。

貴国は2月24日、一方的にウクライナにロシア軍を侵攻させました。ウクライナ各地で攻撃、戦闘で多くの人命が失われ、負傷者が続出していることが報道されていることに、世界中の人々が心を痛めています。さらに、プーチン大統領は核の使用をほのめ

かし、世界を恫喝するなど言語道断です。

貴国のこの行為は、ウクライナの主権と領土を武力で踏みにじる暴挙であり、国連憲章及び国際法に違反し、人道に反する明らかな侵略と言わざるを得ません。

よって、ロシアはウクライナへの軍事作戦を直ちに中止することを強く求めます。

また、日本政府は国際社会と連携し毅然とした対応で臨むことを求めるものです。以上、決議する。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから、質疑を行ないます。  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議案第1号ロシアのウクライナ侵攻の即時中止を求める決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は、ロシアのウクライナ侵攻の即時中止を求める決議は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第3 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

2番柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問させていただきます。一問一答細目方式はなしです。

質問事項、コロナウイルス感染拡大と今後の経済回復に向けて。

コロナウイルスの感染拡大はいまだ収束が見えず、猛威を振るっています。本町でも多数の感染者が確認されている現状、誰が感染してもおかしくない状況の中、北海道でも1月27日から、まん延防止等重点措置が適用になり、3月6日までの延長で1か月

以上の飲食店には、酒類の提供や営業時間の短縮が要請されました。

なお、通告した時期についてですが、その後、延長が拡大されて3月21日になっております。先の見えない中、今後の経済回復に向けてどう考えるのかを伺います。

町内でも第6波の影響は猛威を振るい、多数の感染者やクラスターが確認され、過去に類を見ない人手の減少で、様々な業種の事業所が影響を受けています。今回のまん延防止等重点措置で制限を受けた飲食店には協力金が支給されますが、対象としない飲食店、関連する業種など状況を的確に調査、判断し、支援するべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、先の見えない状況において、今後の経済回復に向けてどう考えるのかとの御質問についてであります。議員も御承知のとおり、令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染者の発生後2年が経過し、北海道地域におきましては、これまで3度の緊急事態宣言と4度のまん延防止等重点措置の適用がなされました。

宣言や重点措置適用を踏まえ、これまで特に飲食店等に関しましては、その都度、北海道からの対策措置として、営業時間の短縮や酒類提供の制限などの要請がなされ、本町の事業者の皆様も要請、協力にお応えいただきながら、感染拡大の抑止に努めていただいております。

本町といたしましては、これまで国の交付金活用も図りながら、一つ目として、感染症の影響により売上げが急減した町内中小商工業者の持続と雇用の確保につなげていただくため、緊急支援や特別支援策として、売上げ減少の度合いや雇用者数に応じた減収対策としての補助金の交付。二つ目として、北海道からの要請を受けて営業時間短縮等により取り組んだ事業者に対する協力支援金の上乗せ交付。三つ目として、消費喚起や事業の継続を図ることを目的とする遮蔽板設置、感染症予防資材購入などの設備導入支援や、販売促進のためのチラシ等の折り込み費用の助成等々、町商工会を通じて事業者の皆様への直接的支援を行なってきたところであります。

これまでの支援策につきましては、町といたしましても、それぞれの緊急支援的対策が事業者の経営形態にどう反映されているのか、また、飲食店においては、北海道からの時短協力支援金の受給状況も踏まえ、年間を通じた経営実態がどうであったのか、その状況を把握し、今後の支援策を講じていくことが必要と考えております。

また、御苦勞いただいている飲食店を含め、多くの事業者の皆様にご理解いただける施策の推進が望まれていると認識しておりますし、現在、商工会におきましては、現状や今後の状況を見据えた課題等について、事業者への記名アンケート調査を実施いただいております。

町といたしましては、事業者からのアンケート調査結果や経営実態も踏まえ、町商工



会との協議を進め、また、関係団体や事業者の方々からの御意見も頂戴いたしながら、効果的な手法を模索し、本町の経済回復に向けた対応策を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから答弁いただきました。何点か再質問させていただきます。

町長のほうからも今まで、本町として数々の支援策を講じてきたというようなお言葉、私自身もかなり速やかに対応してきていただいたというふうに感じています。そういった中で、今回、何が1番かというと本町でのクラスター、感染者が多数出たということでございまして、今までに類の見ない人出のなさというのを、いろいろな業種の方から聴取して感じているところでございます。

そういった中で飲食店は、まん延防止の協力金というのが出ます。これは1日の売上げ8万3,330円以下の業種は一律2万5,000円、お酒を提供しなければ3万円と、御存じだとは思いますが、ほぼ一律なのです。町内には、8万3,000円以下のお店が存在すると思うのですが、日に1万円売上げる店も7万円売上げる店も一緒だということで差が生じると。そういうことで、町はその辺をどう考えているのか。

そして事業復活支援金というのが、去年の11月から3月の間、どの月でもいいのですけれども、過去3年間の同月と比べて30%から50%、減少した事業所には全ての事業所が対象ですので、支給されるというふうな国の支援策がございまして、今、国の支援策に乗じまして各都道府県市町村単位でかなりの上乘せ、横出しの事業が発表されてきています。北海道に確認したところ、道はその支援策は今ないと、今後も予定はないということですので、その点について道がやらないのであれば、本町がという気はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

あと、先ほども言ったように、国の事業に上乘せだということになれば、かなりの差が出ると、その辺も調査して、先ほど町長からもあったように、年間を通じて給付金、協力金を得ながら全て精査していくという言葉もありましたので、そういうふうなことがどういう状況なのかお聞かせください。

アンケートも今やっているということなのですけれども、今現在では、アンケートの結果というか、そういうものは分からないのかどうか。分かっているならば、どのぐらいの事業所が困っているのかというのは、出ているのかをお知らせ願います。

あと、これはお金云々ではないのですけれども、町からクラスターなどが出た場合、民間事業所でございまして、自ら保健所の指導の下、消毒をして従業員を休ませるといったことになれば、かなりの負担がかかると思います。そういったところの制度設計とかは考えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 私のほうから、柏崎議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

現在、まん延防止対策措置ということで、協力要請、時短要請に応じました道からの支援金の額の部分、最低が2万5,000円ということで、これは売上げが議員おっしゃいますとおり8万3,330円、これの約30%ということでの設定というふうに聞いております。確かに売上げが、そこまで行かない部分についても一律という部分においては、売上げが低いお店にとっては利益の補填率といいますか、そこが高くなるという状況という部分については、こちらとしても認識をしているところでございます。

逆に本別では、最高額月額25万円以上ですか、こういったお店は今はないと聞いておりますけれども、道の制度設計上売上げが大きければ大きくなるほど、当然、雇用従業員等も出てくるお店になるのかなというふうに捉えていますので、売上げが大きくなればなるほどその補填率が悪くなるという、こういう制度設計というふうに捉えております。こういった部分につきまして、本町の考え方として、これまで支援金特別対策の中におきましては、やはり売上げ、規模別の支援設定、売上減少率等合わせた形で昨年度は対策をとってきたという部分と、あと時短協力のお店に対しまして、飲食店の粗利益が大体60%から70%ぐらいというふうに通常お聞きしておりますので、当然、先ほどの3割には満たないということが予想されておりますので、そういった部分で一律的に底上げをするということでの10万円の上乗せ支給だとかということを、対策としてやってきたところでございます。

御指摘のとおり、この部分については公平かどうかという部分については、単発的、いわゆる期間が短いという中での判断は、なかなか難しいというところもありますので、こういった部分も年間を通じた中での経営状況、そういったところも踏まえながら今後判断していく必要があるのかなというふうに捉えております。

また、二つ目の国の復活支援金の部分の横出し、上乗せ等の考え方ということでございますが、今、申し上げましたとおり、やはり全体としてある程度一定の期間において、経営形態がどうなのかという状況を判断するということが必要なのかなというふうに思っておりますので、そこら辺も合わせた中で個別の支援策については、対応を検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

3番目の年間を通じてという部分で、今、商工会のほうでアンケート等を実施しておりますが、まだ回収状況が多くはないということですので、ただ昨日聞き取りをした部分につきましては、ほとんどの事業者が営業、人が少ないということで、これからの事業活動展開の部分については、やはり心配をしているといったようなことと認識をしておりまして、売上げの度合い等この1年間含めて、そういった項目もありますけれども、やはりほとんどの事業者で売上げが減少しているという実態は、今、お聞きしているところでございます。

もう一つ、町からのそういったクラスター感染者等が発生をした場合の事業所等の

対応といった部分につきましては、これまでも感染予防資材の購入ですとか、そういう感染対策に係る費用等について一定額、一律という形での支援等も行なってきたので、そういった部分、状況に応じて感染者の全体的な状況に応じて、事業者対策として検討も必要なのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度、質問させていただきます。

課長のほうから、今、ほぼほぼ質問の趣旨のとおりの回答をいただいたのかなというふうに思います。そういった中で今回まん延防止等重点措置の協力金の中で、支給されない飲食店というの也有るのですよ。というのは酒類の提供は8時まで、営業時間9時までと、お酒の出す出さないあるのですけれども、営業時間9時までではない店は、支給の対象ではないのですよね、そこに至ってはゼロだと。

先ほど、国の事業復活支援金の上乗せ、横出しの中で、上乗せは私自身公平ではないと思っています。ただ、調べていますと、かなりな県で、市町村で横出しな施策を打っているところがございます。例えば、先ほど言ったように、まん延防止等重点措置の中で対象にならない飲食店、コロナの融資を得て、コロナの融資も3年据置きですと、来年ぐらいから返済が始まるのですが、そういったコロナの融資を受けている。なおかつ減少している事業所、事業者に対しての横出しの施策を打っているところもございます。これ調べてもらえば分かると思うのですけれども、そういった本当に困っているところということで、どういったほうの考えがあるのかを伺いたいと思います。

あと、先ほどの町からクラスターが出た、感染陽性者が出てということですが、今まで消毒液ですとかマスクですか、感染対策に使う支援策がございました。ただ、私が聞いているのは、そういったところが出た場合、消毒を業者に頼むと何十万円かかります。いろいろな防護服を借りて、消毒液を買って、指導の下やりますけれども、かなりなお金がかかった中で、そこから七日や十日間営業を停止しなければなりません。そういった場合、本当に小さな事業所ですとか、民間企業でございまして、かなりな打撃を受けるといふふうに懸念されることです。

そういったところで町側から、急にそういうところが出た場合に対応するのか、私は、そこは制度設計をしてきちんと出たところには貸し出しですとか、支援策ですとかを考えていたほうが良いと思うので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

今、柏崎議員のほうから2点ございました。まず、協力金が支給されない飲食店があるということ、それとクラスターが発生した場合その営業停止期間、それらに対する支援のことですけれども、これらにつきましては制度設計等含めて検討させていただき

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問の1点目のいわゆる営業時短の対象とならない店舗等もあるという状況の中での今後の考え方というところの部分でございますが、今回、年間を通じた形で経営形態がどうであったのかといったような部分につきましては、当然、この間の道からの時短の支援金、あるいは町からの協力金、こういったものも含めた形で判断をしていく予定ということで、現在、年明け以降まん延防止が始まってからですが、商工会とも同様の方向性において支援策を検討していこうということで協議を行なってきておりますので、また昨年、町のほうで実施しました特別対策事業等についても、当然、時短対象以外の部分、飲食店以外の部分も含めて小売も含めた形で、それぞれ対応させていただいておりますので、多くのそういった皆さんがある程度公平感を極力保てるような、そういう制度設計を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、回答させていただきます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ほぼ思っていたとおりの答弁が返ってきたというふうに思っています。こういった支援するには、財源が必要でございます。3年度の地方創生臨時交付金も、ほぼほぼないのかなというふうに感じていますが、4年度の交付金が1億円余り予定されているというふうに聞いています。ウィズコロナ、アフターコロナにも活用していくという状況の中で、町長のほうからは予算説明の中で、状況に応じて補正予算で対応するというふうにお話いただいた中で、最後、町長にお聞きしたいと思います。

昨年も同じような質問をさせていただいた中で、本当に困ったときには、地方創生臨時交付金のみならず、自主財源を使ってでもそういった弱い打撃を受けたところを救うという意思はあるのかどうかお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 柏崎議員の質問にお答えをしたいと思います。

財源の部分でございます。確かに、国等の臨時交付金等を活用しながら、コロナ対策を今まで進めてまいりました。今後もウィズコロナ等々の対策に、こういった金を投資をしていくということになります。今、議員がおっしゃったとおり、仮にこの交付金が底を突いた、交付金以外の部分で必要な財源が必要となった場合につきましては、これは自主財源、一般財源ですけれども、そこからいろいろな部分を考慮しながら、例えば基金を取崩してまでもやらなければならない対策は講じてまいりたいとそう考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、5番篠原議員。

○5番（篠原義彦） 議長の許可がありましたので、質問をさせていただきます。

農業の振興についてでございます。

本町の基幹産業である農業は、地域経済を支える重要な産業と認識しております。若い経営者や後継者が安定した営農を持続するための施策が必要と思いますが、町長の考え方を伺います。

昨年の本町の農業は、平年作以上と認識をしております。十勝全体23農協で、農産物の取扱高は3,735億円と、過去最高を更新したと大きく報道されました。しかし、コロナ禍の影響などで消費が大きく落ち込んでいます。さらなる安定を目指して、次の3点について、町長の農業に対する施策と考え方を伺います。

1点目、基盤整備と地籍調査の現状について伺います。

二つ目、町長の公約でありますスマート農業は何を目指すのか、お伺いいたします。

3点目、砂糖、乳製品の消費拡大についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 篠原議員からの農業振興についての御質問について、答弁を申し上げます。

昨年の気象は高温少雨で、干ばつの影響が見られましたが、生産者の方々の適正な圃場管理、そして家畜の飼養管理の下、これまでの取組が実を結び、結果として取扱高は12月末現在の概算で119億7,100万円と、過去最高の出来高と伺っております。

1点目の基盤整備事業と地籍調査の現状についてですが、農業の根幹であります基盤整備につきましては、道営畑地帯総合整備事業にて、町内を二地区に分けまして、令和元年度から令和10年度までの整備で総事業費42億6,000万円、受益戸数101戸、暗渠排水1,079ヘクタールの整備等を進める計画となっております。

地籍調査につきましては、当初予定より遅れておりますが、令和4年度には実施区域の選定を行ない、令和5年度の実施に向けて資料収集を行なってまいります。御承知のとおり、一度事業を開始いたしますと長い期間を要することもあり、今後は議員の皆様、そして町民の皆様向けに説明会を実施してまいりたいと考えております。

2点目の私の農業の目指すところの方向性についてであります。コロナ禍の中、消費の先行きや輸入農畜産物、肥料や飼料の高騰による影響、そして担い手不足や労働力不足など、農業を取り巻く行政は依然として厳しい状況にあります。

このような中、現在も推進しております情報通信技術を活用した労働力の軽減を図る大規模農業経営。また、一方で小規模農業の推進を図り、農村コミュニティを保持する上で、新規就農者や就労などの担い手確保に努め、営農戸数と農業規模の維持を図ってまいりたいと考えております。小規模農業につきましては、品質にこだわった高収益作物の生産ができないかなどなど、関係機関と検討してまいりたいと考えているところであります。

3点目の砂糖、乳製品の消費拡大についてですが、町内に製糖工場と乳業工場がございますが、コロナ禍の影響により、消費の落ち込みが著しく見受けられます。

消費拡大についてであります。砂糖につきましては、北海道が今後、砂糖、スイーツ等に由来する食文化の需要拡大の取組、ありが糖運動に本別町も参画してまいりたいと考えています。乳製品消費拡大につきましては、昨年末の生乳廃棄の可能性があった中、各関係機関での乳製品消費拡大運動により廃棄には至りませんでした。今後、春休み期間、そして4月末からの連休等により需要の落ち込みが懸念されることから、町とJAで町内3,500世帯に牛乳贈答券を2,000円分、郵送にてお配りしたところあります。今後の対策につきましては、情勢を見極めながら、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 再質問をさせていただきます。

今、町長のほうから、るる説明がございましたけれども、まず基盤整備については、計画どおり進んでいるなというふうに感じております。ただ、去年の収穫時期に大雨等がございまして、緊急を要する圃場等がございまして。そういうものについては、次年度にすぐ対応できるような対策をとってほしいと思いますけれども、町長の考え方を伺います。

地籍調査についてですけれども、今日、欠席している大住議員も、何年か前から何回か一般質問をさせていただきました。十勝管内を見ると、市町村でやっていないのが帯広市と本別だけということで、ほかの町村は100%のところもあれば30%のところもある。その辺、今、準備段階と言うけれども、事業化して進めるのがどのぐらいまだかかるのか。今、準備段階でどの辺なのか、現地に入るのは何年後なのか。その辺、もし計画があったらお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

去年の秋とかで、基盤整備事業を早く推進していただきたいというような内容だったと思います。その点につきましては、現在も道営畑地帯総合整備事業にて行なっておりますが、早期に実施できます団体営事業等も考えながら、今後も進めてまいりたいと考えております。

2点目の地籍事業の推進についてでございますが、現在、先ほど町長の答弁にございましたとおり、資料収集等を行なっているところでございますが、今の計画でいきますと、令和5年に測量委託を考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 計画は分かりました。

それで地籍調査については、農地の流動化等がございまして、どうしても測量等が個人負担になります。一日も早い地籍調査の実施をお願いしたいと思っております。

次に、スマート農業の関係で、今、町長のほうからいろいろ説明ございましたけれども、本町は非常にGPSだとかそういうものは、一昨年から進んでいるのですけれども、畑作関係のドローンだとか、そういうものが今出てきております。他町村で結構はやっていきますので、その辺も若い後継者たちのために前向きに検討していただきたいと思っておりますし、酪農家で言うと哺育関係、バイオマスの関係、そういうこともロボット等を使えば省力化になりますし、今回、脱炭素ということで鹿追町、上士幌町が政府の認定を受けました。ということは、自然エネルギーを町内で消費するという事で、交付金が増額されるようです。そういうことも考えると、本別の農業、随分遅れているなという気がします。今後、早急にそういうものを整備して、前向きに考えていただきたいと思っておりますけれども、考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の地籍調査の件でございます。

確かに、議員おっしゃるとおり、地籍調査を実施すると表明してから、もう何年も経過しております。なかなか事業が実施できずに、計画を練っていたのですが、なかなか実施に移せなかったという部分があります。このことにつきましては、町としても大いに反省をしているところでございます。それらを踏まえて、先ほども議員のおっしゃったとおり、農地の流動化も進んでございますので、一刻も早く地籍調査を実施をしてみたいということで、担当にも指示をしているところでございます。とりわけ本年度につきましては、計画をしっかりと策定をし、そして令和5年度には測量に入っていくという手順を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいなと思っております。

スマート農業につきましては、これもバイオマス等について、本町ではなかなか手を挙げられず、他町から見れば進んでいないというのが現状であるかと思っておりますが、いずれにいたしましても脱炭素、2050年に向けた部分でございますので、この辺はしっかりと再度計画を練り直しながら、JAの農協とも協議を進めながら、取り進めてまいりたいと考えてございます。

スマート農業、ドローンもそうです。ロボット化もそうです。特にドローンにつきましては、今、若手の農業者の方で何個か持って、圃場等の部分で活用されておりますが、それらが一体化となって地域全体での活用になっているかという点、そうでもございませんので、これも農協と十分に連携を図りながら、スマート農業を推進してまいりたいとそう考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 乳製品の消費拡大でございますけれども、昨年からJA、営対協でいろいろと取り組んでいただきましてやったわけでございます。今回、町と農協で全

世帯に牛乳券を配布ということで、既に今、配布されていると思います。こういうことは生産者はもちろんでございますけれども、基幹工場がある乳業会社等々が非常に大きなインパクトあるかと思えます。

ただ、もらって文句を言うわけではございませんけれども、一律同じ枚数の配布ということでは、1人世帯でも10枚、10人世帯でも10枚ではちょっと不平等かなど。その辺、今後、考えていってほしいと思いますけれども、考え方、どうでしょうか。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 御質問にお答えをさせていただきます。

まず3,500世帯に、牛乳券の贈答券を配布させていただきました。町といたしましては、世帯ごとにお配りするのが一番スピード感を持って対応できるというところから、世帯向けということで10枚を贈らせていただきました。

議員おっしゃるとおり、1人でも10人でも10枚かということになりますが、その辺の部分につきましては、今後、このような対策を練る場合に精査をしてみたいと思いますが、いずれにいたしましてもスピード感、それから個人の情報の関係上、同じ役所といえどもその世帯に誰が、どのような方がいるかというのは、個人情報の関係で担当部署が替われば、すぐにその情報を見れるという環境では今ございませんので、その辺もありますことから、これらの点を十分に考慮しながら今後の対策をしてみたいと考えておりますが、いずれにいたしましても一人、二人、五人、三人といろいろありますので、その辺をどこで区分けするのか、区別するのか、かなり厳しい面もあろうかとも思いますので、その辺も十分考えた上で対応してみたいと思っておりますが、多分、1世帯、月の対策が今の現状では限界かなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 楽な方法が一番いいかと思えます。逆に考えたときに、町民に負担を求めるときに、平均割と個人割があります。そこは個人個人で考えて、与えるものは1世帯だということでは、なかなか理解してもらえませんが、再度、その点についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 対策はいろいろあろうかと思えます。牛乳券贈答のみの対策以外にも対策は十分講じられますので、税金で言えば均等割と平等割があって、二通りの税で今徴収させていただいております。こういった支援策も均等の部分と平等の部分、そして税金、国保で言えば所得割もそうですけれども、そこそこの経済状況に応じた支援策等があると思えます。そこらをうまく調整を図りながら、ここの部分については全世帯、ここの部分については個々の世帯、ここの部分については年代層を分けた支援策といろいろございますので、その辺も十分にトータルに考えて支援をしてみたい、そう考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。



以上でございます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 砂糖についての消費は、結構厳しいものがございます。農協でもお菓子類の取りまとめで、消費拡大を図っております。ふるさと納税の返礼品の中で、砂糖と豆と組合わせたそういうことがあるのかないのか、あったとすれば年間どのくらいそこに消費されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ふるさと納税の返礼品の関係でございますが、今現在、砂糖と豆をセットにした返礼というのはございません。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 加工品ばかりではなくて、その辺も十分に考えて今後進めてください。今後、非常に厳しい農業情勢です。国際問題とかいろいろなことがございまして、年々厳しくなるのですけれども、これから春休みに生徒が入ります。その間も牛乳等、砂糖はなめてくれとは言いませんけれども、そういうことも考えていただければと思います。

さらに、そのことについて町長の考え方、伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから御答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただいたとおりですが、今後、今議員おっしゃられたとおり、3月末に向けまして春休みが迎えます。それと、今後4月下旬から5月初めに大型連休がございまして、その辺の消費を考えまして、今回の牛乳贈答券の皆様にお配りしたところでございまして、今後もその後夏休み等いろいろの影響により、牛乳消費が落ち込む可能性があると思います。その部分につきましては、また、その都度、対策をとってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 追加で答弁をさせていただきます。砂糖の件でございます。砂糖の件につきましては、今、健康的志向の部分から、なかなか消費が進まないといったところが現実でございます。

先ほど、一番最初の答弁でも申し上げましたが、今、北海道等でありが糖運動等も展開されようとしてございます。その中身につきましては、実際いまだに詳細が私どものところに来てはございませんが、そこ等の資料を見ながら本別町に合った支援、そして応援をしてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○5番（篠原義彦） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行ないます。

次に、9 番方川議員。

○9 番（方川一郎） それでは通告してあります 1 問について、質問をさせていただきます。

全道・全国大会に出場する子どもたちに旅費等でもそうですけれども、全額補助をしてはどうかということで質問させていただきます。

本別町では、本別町各種文化・スポーツ大会派遣事業補助金交付要綱が定められています。特に、児童生徒の大会参加費用を全額補助すべきと思いますが、見解を伺います。

現在、中体連・中文連関係の予選会などで参加資格を得た個人・団体の対象者には、全国大会は参加対象経費の 10 割補助、全道大会は 8 割補助となっています。また、指導者等引率者には、いずれも対象経費の 10 割全額補助となっております。また、そのほかの各種文化・スポーツ大会の場合、全道・全国大会も対象経費の 8 割補助となっております。ここは引率者も同様 8 割となっているところであります。

要綱を定めた時点での考え方に沿って、現在まで行なわれたというふうに思いますが、以下について伺いたいと思います。

一つ目、過去に自己負担等の理由で不参加となってしまった児童生徒が存在しているのかどうか、その点も伺います。

2 点目でありますが、本町も少子化ということになってきております。そんな中、本別町の児童生徒は文化・スポーツに、熱心に取り組んでいただいているところでありますが、全道大会・全国大会には全額補助すべきというふうに私は思いますけれども、担当者の考え方を伺いたいと思います。

なお、本別町もスポーツ推進宣言をうたっているまちでありますので、その点も含めて考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 方川議員の全道・全国大会に出場する子どもたちに全額補助をについての 1 点目の過去に自己負担等の理由で不参加になった児童生徒はいましたかの御質問についてですが、ここ 5 年程度ではありますが、補助金交付要綱に沿った交付申請の御相談をいただいた際や、交付申請書や実績報告書を受理した際、経費の自己負担が多いことを理由に、大会の参加を取りやめた人がいたとの話はなかったと認識しております。

2 点目の全道大会・全国大会には全額補助をすべきとの見解についての御質問ですが、議員の御質問にあるとおり、子どもたちは皆、熱心に文化・スポーツ活動に取り組み、各種大会で優秀な成績を収められております。

補助金交付要綱の見直しについては、少子化が進み文化・スポーツ活動に参加する児童生徒が減少する傾向にありますので、管内市町村の補助状況の把握に努め、子どもたちが積極的に活動へ参加できる環境を整えるため、また保護者の負担軽減は子育ての支援にもつながることから、補助内容や補助率について前向きに検討をさせていただきたいと考えているところであります。

以上、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） ただいま教育長から御答弁ございましたので、1点目については、過去5年、そうした児童生徒は見受けられないということでありました。その件については、ある意味よかったなというふうに理解したところであります。

2点目であります。先ほど教育長も答弁であったとおり、また、いろいろな子どもたち予選会通じて日頃もそうですけれども、練習に励んだりして、特にスポーツの関係はそうでありまして、それに親が同行する等々で家庭の負担となっている部分が非常に強いと思います。そうした意味では、今後、そうした補助を前向きに考えているということでもありますので、そういう意味ではある程度、要綱からは前進したのかなというふうに思っていますし、今後、そういった方向で検討をいただくというお答えでしたので、その旨改めてお伺いしたいと思っておりますけれども、全国大会云々もそうでありましてけれども、全道大会等々やはり子どもたちの応援で家族で向かうというような実態も、教育長も当然そうしたことの実態をつかんでいるというふうに思っていますし、そういう意味では大きな家計の負担になってくるということは当然そうでありまして、また、大きく言えば医療費等の無料も当然そういったことで、子どもたちのためにとということで本町もやっていますけれども、一方、健康でしっかり活躍いただいているそうした子どもたちにもそういった補助、全額補助という形が私は必要だなというふうに思っていますので、そういう意味で前向きに検討いただくということの答弁であります。今、置かれている実態は恐らくつかんでいるというふうに思っていますけれども、改めて教育長の現状どう捉えているか、お伺いしたいというふうに思います。

また、こうした個人・団体に引率者も同行するわけですが、それは個人とあるいは団体等の部分で、人数等々制約はあるのかと思っておりますけれども、要綱等には人数等は載っていないので、そういう意味では内規の関係であるのかもしれませんけれども、そうした実態はどういうふうになっているのか、その辺もお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 私のほうからは、方川議員のほうからありました基本的な考えとなる部分について、再度、答弁させていただきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、スポーツ、あるいは文化活動に取り組む児童生徒への御支援等でございますけれども、おっしゃるとおり、今、少子化の中でそういった部分、御質

間の中にもありましたとおり、本町につきましては、スポーツ推進のまち宣言ということで推奨しているところも重々踏まえながら、今、ありました大会等や何かについても、各種、種類等も増えているというふうに把握しているところであります。

また、御質問の中にもありましたとおり、そういった部分応援の態勢だったり、あるいは引率の関係だったりということで、多様化している実態等もございます。そういったことも踏まえまして、そういった実情、あるいはそれぞれ学校における状況、あるいは少年団における状況等も内容、実情を踏まえながら、その検討作業に具体的に入ってまいりたいというふうに今考えているところであります。

数字的なところにつきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 各種文化・スポーツ大会の内容につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

小中学生、高校生を含んだ大会の過去の申請件数ですけれども、平成29年度につきましては、こちら中体連を除いてですけれども、申請件数が12件ありました。そのうち引率者につきましては10名、30年度は10件の申請に対して引率者が2名、元年度は9件の申請に対して引率者が3名、2年度につきましては3件の申請がありまして、引率者が3名となっております。大会ですとか、それから競技の内容によって指導者の数が変わっておりますけれども、指導者、引率者の方も補助対象として補助金を支出しております。

今年度につきましては、まだ確定はしておりませんが、現在の段階で14件の申請を受けており、引率者につきましては3名の方について補助を行っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 引率者の関係でちょっとお聞きします。

結局、人数は定められていないという考え方でよろしいのか、1個人に対しては1人だとか、そういったことの考え方があるのかどうなのか。全体的な部分では、おおよそ10件程度、10件前後あるというふうに思いますが、その都度の引率者の数が違うわけですけれども、ある意味、団体が多い年、あるいは個人の年といろいろ分かれているのかというふうに思いますが、その都度で替わっているのか、全体的な部分はこういうことだということは理解しましたけれども、団体の引率者、あるいは個人での引率者というのは、引率者の設定というか、制限はうたっているのかいないのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 申し訳ありません。答弁が漏れておりました。

引率者につきましては、内規等で人数の制限等はございません。競技によって交通手段も違いますので、家族単位で行く場合につきましては、家族単位での申請を行なって

いる場合もありますし、団体スポーツの場合は一括で申請というような形もなっておりますので、そういう形で申請を受けた段階で内容を精査させていただいて、補助をさせていただいております。

○9番（方川一郎） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、10番阿保議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただいたので、1件について一般質問を行います。

質問事項は、合同納骨塚のニーズ把握をということで伺います。

なお、一問一答細目方式は取らないという形です。質問の相手方は町長です。

合同納骨塚利用開設が管内で進み、高いニーズを示しているとのこと。本町においてもニーズ調査等を行ない、今後の対応を検討していくべきと考えますが、見解を伺います。

この問題については、平成30年3月の第1回定例会で私の一般質問で、このときは共同合葬墓というような表現をしましたが、同じものだというふうに解釈していただきたいと思えます。共同合葬墓との表現で、その必要について同様の質問、見解を伺っているところです。

先日、合同納骨塚の十勝管内の取組が報道されています。現在、取り組まれているのは帯広市と池田町、本年より供用開始が音更町とのこと。取り組んだ自治体では、最初の想定を上回る利用があり、帯広市では新たな造成もあり得るとしています。また、芽室町では、2年前にも行なった町民へのアンケート調査を再度実施するとのこと。合同納骨塚の必要性が求められている背景には、以前も申し上げましたが、子どもたちに迷惑をかけたくないとして、墓じまいをする方が増えていることがあります。お寺の納骨堂という選択もありますが、合同納骨堂を選択される方が増えている実態があるとのこと。

本町の本別霊園でも墓じまいが年に数例あるとのことですが、平成28年、それから29年に伺った数字では全体では18件ずつそれぞれの年あって、本別霊園では28年が4件、29年が2件というような数字が示されました。まずは町民の皆さんのこのことに対するニーズ、あるいは今後についての考え方等を把握をして、対応を検討する必要があるというふうに考えます。

そこで1点目ですが、近年、墓じまいが行なわれた件数はどのようになっているか伺います。

二つ目ですが、墓の管理や合同納骨塚に対する町民ニーズを把握するためのアンケートなどを行なう考えはないか伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員の合同納骨塚のニーズ把握をについて答弁させていただきます。

1 問目の墓じまいの件数であります。納骨されておらず、墓石を撤去しただけのものを除き、改葬したものにつきましては、令和元年が27件、令和2年が13件、令和3年が24件となっております。

2 点目のお墓の管理や合同納骨塚に対する町民ニーズ把握のためのアンケート等の実施の考え方につきましては、これまでお二人の議員から合同納骨塚建設の考えを問われたことがございますけれども、その際、町といたしましてはニーズを把握した上で、検討を進めたいとお答えをしております。

また、管理と納骨塚のニーズのアンケートとされておりますが、管理について問うと、最終的には合同納骨塚の必要性の設問になることが想定されますので、一つのアンケートとしてお答えをいたします。

確かに、ニーズを把握するにはアンケートは有効な手段と考えておりますが、これまでに実施には至っておりません。これは平成28年には墓じまい件数が9件で、合同納骨塚の設置要望どころか、問い合わせすらなかったことから、ニーズがあったとしてもそう多くはないだろうとの判断からであります。

しかし、昨今では墓じまいの件数は約3倍となり、本町には改葬できる施設はあるのかとの問い合わせが年に数件寄せられるなど、明らかに社会情勢は変化し、ニーズも多少は高まっていることと思われまます。

このことから、合同納骨塚がどのようなものなのかを周知、徹底を図り、調査対象など近隣町村の取組を参考にしながら、新年度におきましてアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて最終判断をしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ニーズ把握のアンケートを新年度に行なうという答弁をいただいたところです。この質問をする考え方として、私は人口減とか、今後のまちづくり、ふるさと本別を守るといような意味合いも込めているつもりです。

平成30年の一般質問のときの答弁のもう一つの中に、ふるさと納税事業と絡めての考え方もあるという趣旨の答弁がありました。これはふるさと納税のつながりは、私はリピーターを非常に重要視しながら、本町との関わりを深めていってほしいという気持ちを込めてという話をいつもしているつもりですが、そのときの答弁で、この部分を詳しく私は伺わなかったのですが、最近の例では、ふるさと納税の返礼品を物ではなくて、例えばある例では本別を離れた方のお墓が本別にあるというときに、その墓のお盆のお掃除とか、そういうようなことを請け負うような、そういうのをふるさと納税の返礼品みたいな扱いをしているまちがあるそうです。それはお墓を残していった場合に、そういう対応もあると。

それからもう1点は、いろいろな事情があつて墓じまいをしたり、やむなく本別を離れる方のお墓を合同納骨塚の設置を通して、本町との関わりを切らさないでほしいと

いうか、非常に感傷的と言われれば感傷的かもしれませんが、そういう気持ちのつながりを今後も本別町が、一つのきっかけとしてつくっていくということが必要なのではないかなというふうに思うわけです。

今回のことでいろいろ調べて先進で、何か北海道では歴史が新しいせいもあるのか、合同納骨塚というのは全国的には多いそうです。北海道は多いそうです。それで、そういう需要もきっとアンケート調査の結果で出てくるかどうか、もちろん分かりませんが、そういう現状を踏まえたときに、一定の金額で管理料、利用料をいただいているようですけれども、そういう中で維持管理もしながら合同納骨された方の家族の本町とのつながりを続けていくような、そういう考え方が必要なのかなというふうに思います。

そういう点では、合同納骨塚を設置することによって、本別とのつながりをつなげていくというか、維持していくというか、そういう考え方ということについての見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 31 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問にお答えをさせていただきます。

2点ほどあろうかと思いますが、まず、ふるさと納税事業に絡めた部分でございます。私は、この合同納骨塚につきましては、直接的にふるさと納税と絡めるという考えは、今のところ持ち合わせておりません。とりあえず今の段階で、アンケート調査をし、町民の皆さんがどのようなニーズがあるのか、特にお墓のことに関しましては、家庭、そして宗教的な問題が多々あろうかと思えます。これらの部分もしっかりと町民の皆さんの声に耳を寄せなければならない課題だと、私は捉えているところでございます。

そして合同納骨塚の部分でございますが、きちっと町民の皆さんに御説明しなければならないのは、あくまでも合碑でありますので、永代供養のお墓とか、納骨堂と考え等では明らかに違いますので、その辺をしっかりと御説明申し上げるのも一つなのかなと思っているところでございます。いずれにいたしましても、調査の部分につきましては合同納骨塚がどういうものなのか、それをきちっと明記をした上でアンケート調査を行ない、そこに基づいて判断をしてまいりたいと思っております。

まちづくり、それから人口減少減等々の課題もございしますが、この部分につきましては、この部分だけではございません。全ての政策が人口減に、減少にも歯止めをかけたり、まちづくりの振興につながると思っておりますので、ここを主体的にまちづくりのところにピンポイントを充てるとか、もしくはふるさと納税の事業の中心的に捉えるというところにつきましては、今のところそういう考えは持ち合わせてございませ

るので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） この事業をまちづくりの主体とか、ふるさと納税の主にということではもちろんありません。本町として、いろいろな事業をやっていて、ふるさとづくりとか、本町を応援してくれる方へのいろいろなふるさと納税を含めて事業をやっているわけですね。ですから、アンケートの結果も当然重要視されると思うし、先ほど申し上げたような報道されていることとか、近隣町村も含めた道内の市町村の動向の中で言ったわけで、アンケートでまず実態なり希望をしっかりとつかむと、それを見たと町がやれる部分。当然、無宗教でやらなければならないのも当たり前話でありまして、そういうことは理解しているわけですが、いずれにしてもそういうつながりが、仮に本別町を離れた方も何らかの形で本町とのつながりは維持していく、つながりが継続していく。ふるさと納税もそういうことだと私は思っているわけなのですが、そういう考え方の中で、ぜひアンケート調査等、またそれに基づいた今後の対応等をしていくべきだというふうに私は思います。その点について、再度伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問に答弁をさせていただきます。

私も、まちづくりとかふるさと納税等々については、全ての政策がそこに関わっているという認識でございますので、阿保議員の言われたとおり、理解をしているところでございます。

いずれにいたしましても、住民の皆さんのニーズを捉えるためのアンケート調査を実施するとともに、今、管内でも建設が進められている町村の実態を把握しながら、どのような形で進めるのか、また、ニーズはどこにあるのか、それをきちっと捉える形で判断をしてまいりたいと思っております。

ただ1点申し上げたいのは、どこの町村におきましてもいろいろな課題があるというところでございます。管理の面、それから宗教的、そして合同納骨塚といえ、そこでの宗教的な行事はできないという部分がありますので、これらの理解をどのように得られるのか、その辺もいろいろありますので、各町村の情報も入手しながら、最終的に判断をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、1番水谷議員。

○1番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、1問の一般質問をいたします。一問細目式でお願いいたします。

女性が元気に活躍するまちづくりを目指して。

活気あるまちは、女性が生き生きと活躍していると言われております。本別町においても男女共同参画の社会は、まちの活力になると考えますが、見解を伺います。



本別町でも女性が中心に市街地婦人部、農協女性部、商工会女性部、在宅介護を支える会、食生活改善推進員、ボランティアぶっくる、すきやきたいなど、地域活動やボランティアに積極的に参画しています。就学前の子育て中のお母さんたちも手厚いサポートを受けて、生き生きと地域活動に参加しています。また、男女で社会を支え、家庭や地域を担う共稼ぎの夫婦が増えています。次の2点を伺います。

1項目、本別町役場において、今現在、女性管理職は課長補佐職が8人、うち事務職3人、課長職は1人の状況です。多様な人材の活躍は、職場に活気が出ると考えます。また、働き方改革を進めながら、男女共同参画を推進していくことが必要です。ここ5年間の女性の受験者数と採用人数の割合、女性の採用や管理職の登用に向けた基本的な考え方を伺います。

2項目、まちづくりにおける各種会議において、女性の声は小さな気づきがあり、まちの活性化に欠かせないものだと考えます。女性の参加人数の比率と女性参画に向けた考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 水谷議員の女性が元気に活躍するまちづくりを目指しての御質問に答弁させていただきます。

水谷議員御指摘のとおり、行政サービスなど様々なサービスを受ける対象となる半数は女性でありますことから、ニーズに合ったサービスを提供するためにも、政策や方針の決定過程において、男女が共に参画する社会の形成は大変重要なことと捉えておりますし、本町においても既に様々な分野や場面において、多くの女性に御活躍をいただいているものと捉えております。

御質問の一つ目であります、5年間の女性受験者数と採用の人数の割合、女性の採用及び管理職への登用の考え方についてであります。まず、受験者数と採用の人数の割合につきましては、直近5年間の全職種の内総受験者数178名のうち、女性受験者が56名、女性の割合は31%となっており、採用者につきましては採用者総数48名のうち、女性は20名、女性の割合は41.7%となっております。事務職に限定しますと、5年間の総受験者数は121名のうち、女性は34名、女性の割合は28.1%となっており、採用者につきましては採用者総数23名のうち、女性は7名で、女性の割合は30.4%となっております。

次に、女性の採用及び管理職への登用の考え方ですが、採用にあたりましては、本町におきましてはこれまでも男女の人数をあらかじめ設定することはせず、面接の姿勢や町村会で行なっている事務能力判定等を参考とし、合否の判断をしているところであり、さきに述べましたこれまでの採用状況からも御理解いただけたと思いますが、男女を問わず、本町に必要な人員を採用しているところでもあります。

次に、管理職への登用につきましても、性別ではなく、職員それぞれが持つ能力と、そのときに必要な部署などを総合的に判断し、管理職の発令を行なっているところで

あります。現在の女性課長職は1名となっていますが、御質問にもあるとおり、課長補佐職には8名の女性に就いていただいていることから、今後につきましても個々の適正に合わせた発令を行ないながら、よりよい行政運営に努めてまいりたいと考えております。

二つ目のまちづくりにおける各種会議の参加比率と女性参画に向けた考え方についてでございますが、各種審議会等での女性委員の登用につきましては、それぞれの改選期に合わせ、庁内各部署において、女性委員の登用に努めてきたところでございますが、現在、本町における条例委員等は、法律の規定により国の機関が委嘱する委員を含め、委員数219名中、55名が女性委員となっております、登用比率にして25.1%、そのうち地方自治法で定める審議会等への女性の登用は、21.1%となっております。本町では、町が委嘱する委員の女性の登用率は、当面、30%以上とすることを基準と捉えておりまして、この基準を見据えた取組を推進してまいりたいと考えております。今後とも豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性も自らの個性を發揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることを目指し、町民の皆さんが活躍できるまちづくりを、町民の皆さんと共に進めてまいりたいと思いますので、引き続き、御支援、御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） ただいまの町長の答弁において、女性が共に参画する取組が大切であり、男女を問わず登用していく、総合的に考えていくというお考えを伺いました。そこで先日、3月8日は女性の地位向上、男女の平等を目指した国連が定めた国際女性デーでした。都道府県のジェンダー・ギャップ指数で、北海道は行政、教育、経済の3分野で最下位となり、男女格差が際立っていました。北海道の市町村の女性管理職は13.8%、35位でした。本町において管理職は、全体の比率でどのようになっているか伺います。

また、2点目ですが、女性が出産や育児を両立できる環境、つまり働き続ける整備を進め、男女問わず労働時間を短縮する残業をなくす取組は改善されているのか伺います。

今、国では男の産休、七日間の有給休暇のうち5日以上のせしゅ率100%を目指していますが、本町では取得している人はいるのか、また、育児休暇を取っている人はいるのか伺います。

女性共同参画において、子育て等の家庭生活に理解のある職場として、男性の意識を高めることが大事だと考えます。父親が変われば、また、上司が変われば社会が変わる、この点で本町で取り組んでいることがあるのか伺います。

行政の活性化において、職員の意見を聞く面談は必要と考えていますが、行なわれているのか伺います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行ないます。

水谷議員の質問に対する答弁をよろしく申し上げます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） それでは私のほうから、水谷議員の再質問についての答弁をさせていただきます。

まず、役場におけます女性管理職の割合でございますが、今現在、17.3%となっております。

次の残業をなくすための取組でございますが、こちらにつきましては育児に限ったことではなく、業務の平準化等働き方を含めまして、課長等会議におきまして残業縮減につきましては、毎年議題とさせていただいております。最近では職員の総残業時間については減ってきている状況となっております。

次に、男性の育児休業の取得状況についてでございますが、これまで3人の職員が取得しているところであります。現在の育児休業者についてでございますが、こちらにつきましては、現在、男性職員の育児休業者はいないところでございますが、子育ての観点でお話させていただきますと、子どもが病気などの際に取得できます子ども看護休暇につきましては、男性職員についても積極的に取得しているという状況となっております。

男性職員の意識向上の取組についてでございますが、こちら特に取組は行なっているものではございませんが、最近、共働きをしている職員が多くなってきているという状況もありますことから、子育てに対する意識は向上しているかなというふうには感じているところでございます。

最後、職員の面談についてであります。これも育児に限ってということではございませんが、本町人事評価、導入させていただいておりますが、人事評価を行なう際には必要に応じまして、評価者と被評価者が面談を行なうこととしておりますので、何かそういった関係があった場合につきましては、その場の面談において随時話し合われているものというふうには捉えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 終わります。2項目、まちづくり各種会議において、女性の声は実際に反映されているかお聞きします。

一つ目に、就学前の子育て中のお母さん、子育てのまちづくりの推進のために必要と思っています。子ども・子育て会議では、実際にお母さんの声を生かして実現されているのかどうかお聞きします。

二つ目、現在、コロナ禍の中、防災面では大変問題になっている面があると思います。この防災会議において、女性の声は生かされているのか、例えば避難所の運営などには女性の視点を反映される幅広い人への配慮につながっていくと思いますので、対策面は急がれると思いますが、その2点をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 水谷議員の質問にお答えをいたします。

議員質問の子ども・子育て会議であります。子ども・子育て会議は、全国全ての市町村に設置をされております。国は、子ども・子育て関連三法を平成24年に成立をさせ、本町におきましては平成25年12月28日、第1回目の会議にかけ、この間、2回にわたります子ども・子育て支援計画を策定しています。その計画の策定の中で当然、現在11人中7人の女性委員がいらっしゃいますけれども、女性だけでないのですけれども、子育て中のお母さんのお話を聞きながら、協議をし、策定をしています。その計画に基づきまして、様々な施策を展開しております。

議員御承知のとおり、29年にスタートいたしました、こども園につきましては、当然、保護者の声は聞くのですけれども、子ども・子育て会議、女性の意見を聞きながら、この間進めてきております。

各種施策につきましては、計画に基づき委員の意見を聞きながら進めております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 2点目の防災会議の関係についてお答えをしたいと思います。

防災会議につきましては、直接、委員に女性はおりませんけれども、構成団体から選出をお願いしておりますので、たまたま女性はいませんけれども、それぞれの立場で参画いただいているので、その団体の中での女性の声はお持ちいただいていると思いますから、間接的には意見は反映しているものと捉えております。

それから、避難所の運営につきましては、防災計画の中で避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進することとっておりますので、実際に避難所を運営するときには、女性に参画していただくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 防災会議において、女性が直接関連していないということなのですが、ぜひ会議のほうに女性を登用するという考えはあるかどうかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 今のところ、条例に基づいて役員を選出いただいておりますけれども、その条例を変えるなどして、女性が参画しやすいような取組を国の指導で

進めているところでありますので、今後、検討していくことは必要かもしれません。

○1番（水谷令子） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、3番梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、一般質問を執り行なわせていただきます。

春の息吹が感じられる本日はありますが、まだ足元の悪い中、傍聴にお越しいただきました皆様に心よりの御礼を申し上げます。

また、ロシアによるウクライナへの侵略については、武力を用いた一方的な現状変更のための試みであり、国際社会の秩序を揺るがすもので、到底許されるものではないとの立場を表明いたします。過去、我が国に対しても日ソ中立条約を一方的に破棄し、昭和20年8月9日以降、満州、南樺太、千島列島などへの侵攻を行ないました。そして我が国の固有の領土に対しての不法占拠が今なお続きます。これらは断じて許されるものではなく、単に遺憾の意を表明するにとどまらず領土や国防について、国民的議論をなし真の恒久平和を考え、それを目指す機会とすべきであります。

通告済み3問について一般質問を執り行ないますが、1問目、3問目につきましては一問一答細目方式を採用いたします。

それでは1問目、希望者は何人？子どもへのワクチン接種は慎重に。

5歳から11歳の小児に対するワクチン接種が開始される。子どもたちや保護者の間には、副反応や将来にわたる健康への影響に不安を抱く方が多く、正確な情報提供と判断の機会を付与することが求められる。これまでの対応について、事実と所信をたずぬ。

1番項、正しい情報提供が求められる中、町では2月7日付で安全性、有効性が確認された新型コロナワクチン接種と記載した上で、保護者に対し新型コロナワクチンに関するアンケートを実施した。この回答には、子どもらの回答も求めたものでございます。その依拠とするところは、厚労省の見解によるものとのことであるが、次世代を担う本別町の子どものための将来のためにもデータや、科学的根拠等に基づき断定ができる表現であるのか、特にも慎重を検討する必要がある。

イ、10歳未満小児の重症化率、死亡者数、管内ないし北海道及び全国についてを伺う。

ロ、安全性について接種直後、こちらは短期的というものでございます。の副反応の重症化及び死亡者、また中長期的な安全性の担保について、どのように承知しているのか伺う。

ハ、有効性について、現在、猛威を振るっているオミクロン株に対する10歳未満小児の発生予防効果並びに重症化、予防効果を伺う。

2番項、町には予防接種法に基づくワクチン接種案内の義務があり、正しい情報と保護者及び小児本人の判断により接種を希望する方に対しては、安全で確実に接種できる体制の整備が必要である。

その上で、イ、アンケートの集計結果において、対象児数、回答率、回答結果、こちらは先ほども述べたとおり、児童及び保護者のものの概要と見解を伺う。

ロ、本町の実情に合った案内と接種体制を整備すべきであるが、その方法と内容並びに現時点の見解を伺う。

ハ、副反応に対する懸念を有している児童及び保護者が多い。接種希望者に対しても正しく、偏りのない情報提供はもとより、接種前の適切なインフォームドコンセント、こちらは医師と患者の十分な情報を得た上での合意という意味でございます。接種後の副反応の調査と情報共有、相談窓口の開設、こちらにおきましては医師や専門家等によるオンライン等も含むということでございます。が、必要であるが、見解を伺う。

3番項、マスク着用を常とする日常が長期化し、息苦しさや健康への懸念等への問題提起もある。体調不良等により、マスク着用が困難な児童や生徒が現れることも考えられ、ワクチン接種に対する選択と合わせて、同調圧力や差別等が生じることのないよう十分な配慮をする必要があるが、見解を伺う。

以上。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の御質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、本町の接種事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策として、この間、実施をしてきているところでございますが、ワクチン接種の対象年齢が5歳から11歳までに引き下げられた経緯といたしましては、令和3年11月10日にファイザー社が薬事申請をし、国の厚生科学審議会の協議の中で、諸外国の状況や小児に対する新型コロナウイルスワクチンの有効性、安全性についての検討が行なわれました。

その結果、11月中旬に国から市町村に対して、小児を対象とし、小児に対する安全性、有効性が確認された新型コロナワクチンを使い、2回接種を行なうことを前提に、自治体における実施体制及び接種実施医療機関を確保することとする事務連絡があり、以後、接種体制の整備を求める通達及び説明会が行なわれております。

町といたしましては、小児の接種につきましては、接種の意義や必要性を考慮しながら、より慎重に進める必要性を感じており、対象となる幼児児童と保護者がどのような意向であるのかを把握する必要があると考え、国の機関で昨年9月に行なわれましたアンケートを参考にいたしまして、本年2月にアンケートを行なったものであります。

御質問のイにつきましては、10歳未満小児の重症化率、死亡者数について、令和4年1月19日の日本小児科学会の報告によりますと、国内における5から11歳の新型コロナウイルス感染症の症例は大多数が軽症で、酸素投与などを必要とする重症例は散発的には報告されているとありますが、感染率は同年代人口の1から2%にとどまるとしてあります。厚生労働省の公表では、令和2年9月から令和4年3月1日までの全国のコロナウイルス感染者の重症者のうち10歳未満の重症者は30人、死亡者

は3月4日に報道された1例であります。十勝管内につきましては公表はなく、保健所で公表している報告では、全道の10歳以下の重症者及び死亡者ともありません。

次に、口につきましては、安全性についての認識であります。ワクチンについて、国は独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査報告書によるファイザー社の臨床試験の結果を受け、一定の有効性は期待できると判断しているほか、安全性についても許容できないリスクを示唆する情報は得られていないとし、接種後7日間における死亡例は認められていないと報告しています。また、副反応につきましても臨床試験において、被検者の多くに注射部位の発赤などの局所反応は10%で、ほとんどは軽度、または中等度で回復しているとのことであり、中長期的な安全性の担保につきましては、引き続き国の副反応報告書等を注視しながら、エビデンスの確認を行なってまいります。

ハにつきましては、小児については現時点においてオミクロン株に対する発症予防効果及び重症化予防効果のエビデンスが確定的ではないことから、努力義務の規定が適用していないと認識しているところでありますが、小児科学会等では、感染してしまった場合の他者への感染リスクの増加や小児の行動制限の困難性等を考慮すると、一定程度の意義はあり、基礎疾患を持つ小児に対しては、重症化を防ぐことが期待されていると言われております。

2点目の御質問のアンケート集計結果でございます。

概要といたしましては、令和4年度中に5歳以上になる人を対象とし、306名に対して令和4年2月7日から14日まで実施をいたしました。回答率は258件で、回収率は84.3%となっております。子ども、保護者の両者に接種希望の有無についての質問をしており、子どもはとて受けたいが3.5%、様子を見て受けたいが12.8%、あまり受けたくないが20.2%、全く受けたくないが45.7%、分からない、無回答が、合わせて17.9%となりました。

受けたい理由は、感染したくないが最多で、様子を見て受けたいの理由としては、副反応が怖いので様子を見たいというものでありました。また、受けたくない理由は、痛いからと副反応が心配が最多で、受けてもかかりそう、安全ではない、などの回答が得られています。

次に、保護者の意見ですが、とて受けさせたいが2.7%、様子を見て受けさせたいが19.2%、あまり受けさせたくないが33.7%、全く受けさせたくないが34.9%、分からない、無回答が、合わせて9.6%となっております。

受けたい理由としては重症化予防のため、感染予防のためですが、多くは副反応が心配なので、様子を見て打ちたいというものとなっております。この回答結果から、町としては副反応やワクチンの安全性に対する不安が強い保護者が多くいる現状を受け止め、今後もさらなる情報提供に努めてまいりたいと考えています。また、少数ではありましたが、基礎疾患を有する御家族がいる対象者は、早期の接種を希望されている現状

もあります。接種はあくまで任意であります。希望する方が安心して接種を受けられるよう、体制整備していきたいと考えています。接種希望者へのインフォームドコンセント及び接種後の相談窓口に関しましては、接種担当の小児科医と密接に連携をし、健康管理センターに窓口を置いて、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

3点目の御質問であります。マスクに関しては飛沫感染を防止する目的で、三密の回避とともに感染予防対策の一環として国でも推奨しております。学校教育活動におきましても、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを参考に、三つの密を避ける、手洗いなどの手指衛生、人との距離が十分取れない場合のマスクの着用を各学校において、基本的な感染対策に努めてきております。ただし、疾患などがありマスクをつけられない方がいる場合には、個別に対応しており、一人一人に配慮した適切な感染症対策の徹底に努めております。

なお、小児科学会では、呼吸機能が未熟で、息苦しさを表出できない2歳以下のマスク着用は危険であるとの声明を出しており、個々の状況によりマスク着用をすすめない対応は、一般的に行なわれていると認識しております。マスクに限らず、ワクチン接種につきましても、不当な同調圧力とか差別などがあってはならないと認識しておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項につきまして再質問を行ないます。

御答弁からでございますが、まずお伺いいたしました死亡者数とか、重症者数についてでございます。こちらにつきまして、死亡者は3月4日の1例ということで、こちら川崎市のものかなというふうに察するところでございます。こちらにつきましては、10歳未満の未就学男児が死亡なされた、残念なことに死亡されたということで、全国初ということでございまして、こちらの男児でございますが、生まれつき体に障がいがあり、自宅で人工呼吸器をつけて生活していたということが、市から報じられているところでございます。

続きまして、重症者の30名ということでございまして、こちらの率にいたしますと、こちらのどこでどの時点で数値化したかということにもよりますが、おおむね0.005%から0.6%程度のものであるというふうに思いますし、いわゆる第5波の時点では0.005%、直近のオミクロンの部分であれば、今、述べたように0.005%から0.6%程度ということで、いずれにしても1%未満であり、ほぼほぼ死亡例や重症化例がないということが分かっておりますし、御答弁の補足的な部分になりますが、そのようなことであるというふうに私は認識してございます。同様であるというふうに思っております。

また、町長の御答弁から、小児科学会の御見解等を引用されてございましたが、こちらの、当然皆さんが周知の事実だと思っておりますが、様々な見解があるという中で、いわゆる小児科医会とかであれば、単純に小児科学会との見解が異なったりとかというもの



もあるので、私が考えるのは、そこで一定の団体とかだけの情報を採用、引用するのではなくて、様々な公的機関等があるのであれば、そうした情報を偏りなく提供するという必要性があると感じるところなのですが、ただいまの答弁からもどうしても御自身のお考えとか、町の方針に沿ったようなところのものばかりが引用されたのかなという印象が拭えないところであります。

今、述べたとおり、医師や学者、専門家等からも異議や異論が多く唱えられているというのが、新型コロナに対するワクチンについては、子どもへのワクチン接種の部分でございしますが、安全性や有効性が確認されたなどとは、安易に表現すべきではないというふうに考えるところでございます。厚労省の健康局健康課予防接種室からも、令和3年11月16日付で発布された文書、こちら御答弁にあった文書の事務連絡でございしますが、こちらワクチンの有効性、安全性を整理した上で、引き続き議論することとされましたというような前文もございしますが、御答弁にあった安全性や有効性が確認されたという部分ですが、こちらはあくまでも基本的な考え方として、今、述べた引き続き議論はしていくよと。ただしそういう考え方、安全性や有効性が確認された新型コロナワクチンを使うということを前提とするよという考え方を示しているだけであって、断定的に安全性や有効性が確認されていますよという断定をしていないのではないのかなと、私自身は読み解くところでありますので、こうした様々な見解がある中、こうした御表現等については、特にも慎重になされるべきだというふうに考えるところでございますが、改めて御見解をお伺いいたします。

また、安全で有効という部分でございしますが、これはあくまでもこれまでのデルタ株等に対する所見でございまして、今、懸念がされているオミクロン株に対するものではないというところでございます。

また、こちらは子どもへのというものではなくて、12歳以上含まれる大人、これまで接種されてきたワクチン接種にする直近のデータ等を踏まえた国の見解であるものですから、言い換えれば、換言すれば現在流行しているオミクロン株のものではないというふうに私は認識しているところでございますが、改めて御見解をお伺いいたします。

当然、様々な情報がある中で本質問については、あくまでも厚労省の見解等に基づいて、質問させていただくように努めるところでございしますが、こちらのファイザー社のワクチン用ということで、5歳から11歳用、こちらの新型コロナワクチン予防接種についての説明書というものが、こちら大きく厚生労働省のホームページの中からダウンロードできるようになっておりまして、こちらにつきましてもワクチンの投与方法という部分につきましても、新型コロナウイルス感染症の発症を予防しますという記載がありますが、注射といたしまして、デルタ株等に対して発症予防効果が記されております。

また、接種対象につきましても、5歳から11歳とされておりますが、こちらも括弧書

きで5歳未満の人に対する有効性、安全性は、まだ明らかになっていませんという記載がございます。

続きまして、副反応についてでございますが、本ワクチンは新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医、あるいはかかりつけ医に御相談くださいというような記載がございます。

こちらにつきまして、また、ファイザー社製の子ども用のワクチンにつきましても分量等を変えていることから、これまでのワクチンとは別のものですよというような御説明は、わざわざされているところでもあります。こちらの国会質疑等における答弁でも、安全や有効だと断定できるデータはないというふうに、私自身は承知しているところがございます。薬事食品衛生審議会においても、成人と同様の効果があると推測、あくまでも推測によるものではないのかというところがございますが、こちらにつきまして改めての御見解をお伺いするものでございます。

また、再質問、先ほど述べた部分にも重複するところがありますが、こちらの仮に発症を予防するとか、重症化しないというような有効な効果があるとしても、仮説でございますよ。仮にあるとしても、そもそも発症しても重症化していないというようなものに対して、副反応という大きなリスクがある中、また、中長期的、将来的に分からないというような見解が示されているものに対して、今現時点の健康な子どもたちへ接種する意義や必要性、こちらを先ほどの御答弁でもこれを考えていくと。接種の意義や必要性について言及されてございましたが、こちらの意義や必要性、また、リスクを上回るメリットというものについては、どこにあるというふうにお考えなのか、こちらにつきましても改めてお伺いをいたします。

また、先ほど述べたように大人へ使われてきたワクチン、成分は同じであっても分量は変わる、接種対象者が変わるというところから、別のものとされている部分でございますが、別の物とされているワクチンでございますが、大人への3回目接種の後に、接種を終えた方々に感染者が増えているというようなことにつきましても、大々的に報道がされたところでございます。

こちらのワクチン接種後に、重い日常生活を送れないような副反応、または死亡等につきまして御答弁では、7日間の死亡例についてはないというようなものでございましたが、こちらにつきまして当然因果関係の立証、また、因果関係を認めていないというだけでありまして、ワクチン接種後に実に二日以内あたりをピークに、先ほど述べたように、死亡や日常生活を送れないほどの重い副反応に悩まされている例というものも多々、ワクチン副反応疑いとして報告がなされているところであります。

以上、1番項につきまして再質問を行ないます。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再質問について答弁させていただきますが、

複数ありましたので漏れがありましたら、また、御指摘を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、いろいろな資料が様々な団体から出ているという部分で、そういった部分を引用すべきではないかという部分であります。

こちらにつきましては、我々、町といたしましては厚生労働省、また国等からの指示に基づいてワクチン接種を行なっております。こういった資料につきましても当然、厚生労働省、また国のほうから提供される資料に基づきまして、町民の皆さんに情報提供をさせていただいているところでありまして、様々な団体等出されている見解につきましても、採用していないというような状況になっております。こちらのほうにつきましては、議員の再質問の中にもありましたとおり、厚生労働省の中のいろいろな審議の中で出た結果でありまして、そういったものを採用させていただいているというのが実態であります。

また、安全性で有効があるということではありますが、これがオミクロン株のものではないのではないかという御指摘の部分です。

こちらのほうも日本小児科学会のほうで検討がされているところでありますが、5歳から11歳の健康なお子さんへのワクチン接種につきましても、12歳以上の健康なお子さんへのワクチン接種と同様に、意義があると考えているということで見解が出ております。

メリットにつきましては、疾病がある方の重症化を防ぐということ、また御家族の中に感染を広めないというような形で、一定程度のメリットがあるというような形での見解を出されているところであります。

また、ファイザー社製の効果が明らかになっていない場合があるということで、かかりつけ医、または接種医に相談をするというような体制についてであります。本町の場合につきましても接種にあたりましては、今現在、国保病院に来ております札幌医科大学の小児科医の協力を得ながら、また健康管理センターの相談窓口としながら、こういった皆さんの不安、また接種を今現在予定しておりますが、水曜日に接種をして、木曜日に小児科外来が国保病院にある形をとりまして、接種後の副反応の相談ですとか、そういった副反応の症状に対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

あと、接種後の、大人への接種後も感染拡大がされているですとか、七日間の間に死亡者が出ているというような状況が、因果関係がはっきりしていないので、そういった部分が分かっていないのではないかというような御質問内容についてですが、議員おっしゃるとおりでありまして、こちらのほうにも提供されている資料の中では、因果関係がはっきりしていないということで、ワクチンの接種によって死亡されたものではないというようなところで認識をしているところであります。

以上、答弁漏れがありましたら、また、御指摘いただければと思います。よろしくお

願いたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして、1番項についてお伺いをいたします。

私もさきも述べたとおり、いわゆる医師や専門家等によっても様々な見解があると、また、私も本質問に際して引用している厚労省のホームページ等からの情報につきましても、よくよく読み解くと両論といいますか、併記されているようなものがあります。その中で総じて平易に言うと、やっぱり分からないというものが多くある中で、今のように例えば因果関係があるのかないのか、ゼロか100かということだけではなくて、因果関係は分からないけれども、そういう報告もされていますよとか、そういうような丁寧な情報提供、いわゆるどちらかに偏った、打てとか、打つなとかということをするつもりもございませんし、やはり慎重に判断できる適切な材料というものを提供すべきではないかと。

それは物理的にはホームページを御覧くださいとか、そのような案内もされているとか、義務ではないからよくお考えくださいというような注意喚起もなされているとは思いますが、どうしても一般の方々が全ての情報を読み解くとか、また、日々更新されていきますよね、この辺の情報や見解。この時点で有効だとか安全だとかという、断定的な表現というのはできないのではないかと私は感じるところでありますし、そのような表現と読み解けるようなものが、厚労省のほうからも発表されているというふうに私は受け止めているところでございます。

当然厚労省や国の指示に基づいてということではございますが、当然のことながら町は国の出先機関でもありませんし、町独自で判断をしていく必要がある。町独自で体制整備をしていく必要があるというところでございますので、やはり自ら考えるというようなことが必要ではないかと。国が言っているからとか、こう書いてあるからということではなくて、町自身もきちんと考える。そして接種対象となる子どもや保護者に対しても考える機会というものをしっかりと与えていく、情報提供していくというふうな必要があるというふうに考えるところでございます。

専門性の高いところについて議論をして、この場でさっき述べたように白黒つけるとか、そういうつもりは毛頭ございませんけれども、少なくとも私もそうですし、御答弁に立っていただいている町長以下説明員の皆さんも、厚労省というものの情報については、大きく採用されているというところでございますから、その辺、偏りのないところで様々な見解があるということを丁寧に案内していく、情報提供していく必要があるというふうに考えるところでございますが、私の今述べた見解につきまして改めしてお伺いをいたします。

また、意義や必要性の部分でございませぬけれども、当然のことながら私この質問の中でも述べているとおり、2番項で述べた部分でございませぬけれども、当然のことながら十分な情報量や判断をいただいた方々、接種を求める方々につきましては、安全で確実

に接種できる体制というものが需要だというふうに私自身も考えるところでございます。当然、具体的には今述べられたように、重い基礎疾患をお持ちの方が周囲にいらっしゃるのかという部分もございますし、先ほど述べた3月4日の死亡例、全国初の死亡例につきましてもそういうようなものから、御家族から感染されたのかなと察するところでございますから、そういうような方々につきまして当然ワクチンに期待をする。中長期的なものよりも短期的なものを特に効果を望むとか、いろいろなお考えの方がいらっしゃいます。その方々を否定するつもりは本当にございませぬし、ただ、私が改めて申し述べたいのは、健康な子どもたち、仮に発症したとしても死亡する例もほぼない、重症化する例もほぼないというような子どもたちに、接種する意義や必要性があるのかということをお伺いしてございますので、こちらの点に絞りまして改めて御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再々質問に答弁させていただきます。

まず、最後のほうの健康なお子さんに接種する意義というところであります。

こちらのほうにつきましては、梅村議員おっしゃるとおり、いろいろなお考えがあって接種される方、接種しない方いらっしゃるかというふうに思っておりますが、御家族の中にそういった疾患をお持ちの方で、同居されているというようなケースもございますので、そういった場合については子どもにも接種を受けさせたいというような希望があるところもありますし、実際に疾患のあるお子さんにつきましては、健康管理センターのほうに、いつから開始されるのかというような問いも何件か寄せられているところであります。議員おっしゃるとおり、接種されたい方が安全に確実に接種を受けられるような体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

また、接種の部分の安全性、周知の部分、リスクの周知の部分でありますけれども、こちらのほうも健康管理センターを窓口といたしまして、接種の受け付けもこちらのほうでの電話による受け付けを今現在考えております。こういったところでも接種にあたりまして、不安ですとか、御相談なんかを受けながら接種について御説明をする、また主治医、かかりつけ医に相談を促すというような形の中で、実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 追加してお答えをさせていただきます。

先ほどの梅村議員からの町独自の判断、そういう体制できないのかという部分でございますが、私は個人的、私的てきには個人の考え方とか判断、それはいろいろあるかと思いますが、こういう日本全国で発症しているコロナ対策等につきましては、一自治体で判断をし、そしてコロナワクチンを実施するとかしないとか、そういうところで判断するものではないと、そう考えてございます。あくまでも日本国全国でコロナ

をどう抑え、どう収束させ、そしてこれから経済をどう回復させていくか、そのこのところに尽きるのだろうと思ってございます。

私は、コロナワクチンについて、その有効性とかそういう部分につきましては、医学的見地を持ち合わせておりませんので、断言的なことは申し上げることはできませんけれども、あくまでも国、厚生労働省が進めておりますその例に基づきまして、粛々と自治体がやるべきことを実施していく。そしてワクチン希望する人が1人でもいるのであれば、速やかにワクチンを接種していただく、そのような準備を進めていく、粛々と実施をしていくとそういう考えでおりますので、御理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま補足ということで、町長から御答弁あった点についてでございますが、私自身、誤解なくいただきたいのは、ワクチン接種をするのかしないのか、子どもへのワクチン接種体制を構築するのかしないのかということをし述べているのではないと、ワクチン接種の体制というものの構築は必要です。また、それを案内することも自治体としての義務です。

という前提の上で、いわゆる具体的な考え方とか体制の構築は、自治体に委ねられているはずでございますし、全国1,700を超える自治体の中でも首長自身が自ら勉強して、今、町長がおっしゃったように私自身もそうです。感染症医でもございません。医師資格があるわけでもないし、学者でもないです。分からないですよ、はっきり言って。分からないけれども、分からないなりに勉強しますよ。勉強して、それで首長、政治家として信念を持って判断をされている方々も複数いらっしゃるというものがある中で、町長が今おっしゃった日本全国で発生しているから、それを粛々と進めるということは当然一般的には多いのかもしれませんが、町長も政治判断を御自身がなさらなければいけないというような考え方を持ってございますが、そちらの姿勢につきまして、2番項に及ぶ部分もありますが、ただいま御答弁ありましたので、改めてお伺いをいたします。端的に構いません。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問にお答えをさせていただきます。

首長の判断はいかにというところでございますが、私は申し上げたいのは首長の判断は、それは個々の私的な判断だと。今、全国で数名の首長がワクチン等についても、これは疑問だよという方おられます。しかし、その自治体でコロナワクチンを接種していないかという、そうではありません。日本全国でそういう考えの市長もおりますが、そこでも実際には市民の皆さんが希望するとおり、ワクチンを接種をしている。その体制準備をしっかりと整えている、これが通例でございます。私も、ここで言うのはあれでございますが、ごく近い身内で、コロナにより死亡している身内がおります。

ですから私は、そのような私的な部分は取り除いて、先ほども言いますが、ワクチンを希望する人がいるのであれば、それは1人でも速やかに接種をしてあげたい。そしてその人方が、恐らく単に勉強しないで、いろいろな情報を見ないで、ワクチンを打っているわけではないと私は思っています。ワクチンを打つ方も、これから打とうとする方もいろいろな情報を見ながら、そして聞きながら、そこで判断をしているものと私は捉えておりますので、暗にワクチンを接種するかしないかで情報が共有できないとか、情報提供が少ないとか、そういう話には決してならないなと思ってございますし、もし町のほうでこれからもワクチン接種対象等で町民の皆さんに通知を出す場合につきましては、それは事細かくこのような情報もありますよということで、そこは最善の注意を払いながら町民の皆さんに情報提供をしながら判断をしていただくと、そのように進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは1番項終わりました、2番項に移ります。

アンケートの結果でございますが、御答弁いただいた中で、とても受けてたい、様子を見て受けてたい、とても受けてたいが3.5%、こちらお子さんの御回答でございます。様子を見て受けてたいが12.8%、合わせて16.3%、あまり受けたくない、20.2%、全く受けたくない、45.7%、こちら受けたくないを合計いたしますと65.9%、その他分からない等、無回答というものもでございます。

また、保護者の回答でございますが、とても受けさせたい、様子を見て受けさせたい、それぞれ2.7%と19.2%で合計21.9%、あまり受けさせたくない、全く受けさせたくないが33.7%、34.9%で、合計いたしまして68.6%というものでございます。つまりは打ちたくないと考える人たちが7割前後、打ちたい人が2割前後というようなアンケート結果でございます。

また、御答弁からあったように、多くの皆さんが安全性や副反応への懸念であるというところでございます。また、打ちたいに分類されている方々の中でも、迷っているというような回答なされた方も、複数いるというふうに承知しているところでございます。

今、1番項で御答弁いただいたとおり、その情報提供については、しっかりとしたものを構築していただけるというような御趣旨の御答弁だったというふうに、私、認識してございますけれども、先ほど述べたとおり、厚労省等のデータにおいても中身を偏りなく、偏りよりなく情報提供をし、また、それらを共有した上でそれぞれ接種対象となる子どもや親御さん、保護者の皆様が十分に考える機会というものを設ける必要があるというふうに考えるところでございます。

今、述べたアンケートの集計結果でございますが、当然、こちらにつきまして今述べた共有する、情報を共有していく、提供するし共有するという必要性から、アンケート

結果の公表等についてどのような方法、また、どのような時期について行なうというふうにお考えなのかお伺いをいたします。

また、接種体制についてでございます。こちら改めてもう一度申し述べますが、ワクチン接種をするのかしないのか、子どもへのワクチン接種をするのかしないのかという議論、論点には一切なっていないので、そちらは誤解なくお願いをしたいというところでございます。

こちらのアンケートの結果から、接種希望者が少ないというところが分かったところでございます。こちらの接種券につきまして、一律送付は行なわず、申請制にして対応すべきではないのかというふうに考えるところでございます。予防接種法に基づきまして、自治体として案内をする義務というのは有しておりますけれども、その方法については先ほども述べたとおり、各自治体、首長の御判断によって体制構築ができるというところでございます。

また、一律送付というものをもしお考えであれば、その必要性や合理性、経済性について、具体的にお伺いをいたすところでございます。これはやはり子どもへのワクチン接種ということで、子どもたちの未来に関わることでございます。とにもかくにも丁寧に、慎重にというようなのが私の考えでございます。

先ほど、1番項で御答弁いただいた中でもありますが、大阪府の泉大津市や愛知県の大府市などでは、その他もございませけれども、一律送付をやめたというところもありますし、道内近隣であればお隣の白糠町でも、一律送付は行なわない方針であると仄聞している、聞き及んでいるところでございます。泉大津市における接種希望者のパーセンテージというもの、人口規模は全然違いますけれども、パーセンテージで言うと、本町のものとも類似しているのかなというふうに考えるところでございますので、これらの情報収集等に努めて、実態に見合った適切な判断をいたしていくべきだと考えるところでありますが、御見解をお伺いいたします。

また、繰り返しになりますが、保護者や子どもたちが多くの懸念を示す副反応や安全性についてでございますが、万が一にも不測の事態というものがあっては、取り返しがつかないものでございます。このインフォームドコンセント、医師と患者の十分な情報に基づく合意という部分につきましては、とても大切なことでありますので、周囲の雰囲気や流されたりとか十分な情報を得ていない、または十分な理解がなされていないにもかかわらず、接種するというような判断がなされた場合には、大きな問題にもなりかねないというところであります。

また、先ほど述べたファイザー社の説明書にもあるように、こちら接種医か、かかりつけ医に相談ということでもありますので、自治体に委ねられた判断、自治体に委ねられ、自治体の責任において体制構築されたものにおいて、町や接種医自身も万が一があったときには、無関係ということにはならない可能性が十分にあるというところでございます。



このインフォームドコンセントというものにつきまして、本町における12歳以上ということになりますけれども、これまでのコロナワクチン接種時の実態について伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員の質問に対する答弁からとします。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の質問に答弁をさせていただきます。

アンケートの結果といいますか、今回のアンケートの目的といたしましては、5歳から11歳のお子さんの接種体制づくりをいかに行なっていくかというのを検討するために、アンケートを実施しているところでありまして、アンケート結果につきましては、4月にホームページ等で公表をしてまいりたいというふうには考えているところがあります。

このアンケート結果で議員おっしゃるとおり、接種を希望する方が少ないという状況でありましたので、体制づくりにつきましては一律送付は行なわずに、健康管理センター便りで接種の実施の告知を行ないまして、健康管理センターで相談、カンファレンスを行なった後、接種を希望する方に接種券を送付したいというふうに考えております。議員おっしゃるとおり、丁寧、慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、これまでの12歳以上のインフォームドコンセント、同意の在り方という部分でありますけれども、特に若い方については、かかりつけ医がいらっしやらないということもありまして、これまであった事例について御報告させていただきます。

特に、中学生、高校生につきましては、接種医が時間をかけて説明をいたしまして、判断できない場合につきましては時間をかけて納得いただく、理解をいただくまで時間を取ったというような事例もありますし、その説明の中で接種を見合わせるという状況もあったということでもあります。そういった形で接種医も、当然、かかりつけ医がいらっしやる方は、かかりつけ医に相談して接種の体制に臨んでおりますし、そういった方々も含めて接種医が、当日の体調ですとか、薬の説明などを行ないながら、体調が悪い方は今日ではなくて、後日に見送ったりというような形をとってきたところがあります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは2番項終わりました、3番項に移らせていただきます。

アンケートの結果から、ただいまの御答弁にもあったとおり、本町の子どもへのワクチ

ン接種は、打たないという選択をする方々が多数となると。その結果、その接種券の一律送付も行なわないという御答弁をいただいたところでございますが、いずれの選択をしたにしろ、同調圧力や差別などが生じることはあってはならず、ワクチンと合わせてマスクの着用についても体調や身体的理由により着用が困難、またはできないという方もおります。これは老若問わずというところでございますが、本町の教育現場においてもSDGsの理念に基づいた誰一人取り残さない、また、昨今うたわれております多様性を尊重する社会、こうしたものを標榜するのであれば、子どもの人権というものにも十分な配慮をすべきでありますし、そちらにつきまして現時点において、十分なものとなっているのかお伺いをいたします。

また、本町におきましてこうした事例等、こうした問題等は現時点において起きていないのか、現状についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） お答えさせていただきます。

現状、学校教育現場につきましては、これまでどおり、先ほど前段の町長の答弁の中にもあったとおり、学校の衛生管理マニュアルに従って、失礼いたしました。これまでどおり前段で答弁のあったとおり、衛生管理マニュアルに従って三つの密を避ける、それから手洗い手指消毒を含め、あと人との距離が取れないときはマスクの着用を基本に、これまで努めてきたところでございます。

今、御質問にあったとおり、現状、今質問の中にありました体調不良等によるマスク着用困難児童等が現れるのも考えられるという部分でございますけれども、これにつきましては先ほどお話あったとおり、仮につけられない方がいる場合につきましては、個別にそれぞれ対応して、一人一人に合った形で適切に、感染対策の徹底に努めるというところで説明をしたとおりでございます。

あと、現状どういう状況が学校では起きているのかと、お話のこともございましたけれども、これについては今言ったとおり、個別の案件ということもありましたので、この部分については今進められている部分については、差し控えさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1問目終わります。

それでは、2問目に移らせていただきます。捨てればゴミ活かせば資源、汚泥肥料の活用を。

穀物価格の上昇に伴う需要増加、中国の内需優先政策に伴い、輸出量減少などの懸念により肥料価格が高騰、確保が困難となってきた昨今、本町の公共下水道利用で発生する汚泥を肥料として有効活用すべく取組が必要であり、事実と所信をたず。

1番項、令和3年度は約500トン発生する汚泥のうち、300トン以上が産廃とし

て処分されているが、近年の実態と処理費用等について伺う。

2番項、町内農家によって構成される再生利用組合の取組により、脱水ケーキなどと呼ばれる汚泥肥料として活用されるものもあるが、利用のしにくさなどから農家には敬遠される実情もある。肥料登録もなされており、その利活用を推進すべく調査研究、意見交換の場を設けるなど、限られた資源を有効活用し、持続可能な農業の一助とすべきであるが見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の捨てればゴミ活かせば資源、汚泥肥料の活用について答弁させていただきます。

1点目の質問にあります、近年の実態と処理費用についてであります。直近5年間の発生汚泥量は478トンから498トン程度の間で推移をしております、そのうち産業廃棄物としての処理量に関しましては、汚泥利用組合員の減少もあり、平成28年度の254トンから令和2年度の301トンと、5年間で50トン程度増加しておりますが、ここ数年では310トンから320トン程度で推移しております。

処理費用につきましては、汚泥運搬処理単価の上昇も加えて、平成28年度の436万8,000円から令和2年度の593万4,000円と160万円程度増加しており、ここ数年では産業廃棄物処理量の変動は少ないが、処理単価が上昇しているため、処理費用は増加の傾向にあるのが実態であります。

2点目の利活用の推進、調査研究及び意見交換の場を設けるなどの資源の有効活用につきましては、下水道脱水汚泥には窒素やリン、カリウムが含まれており、畑には有効なものですが、反面、重金属も含まれておりまして、10アール当たり0.5トン以下の施用との条件もあります。また、含水率が82%程度と高く、粘りがあり、汚泥特有な臭いもあります。

近年は利用戸数も減少していることから、毎年、かけはしにて利用募集広告を掲載しているところであります。ここ数年、問い合わせは少ない現状でありましたが、1件の畑作農家からの相談を受け、試験的に使用してもらい好感触を得ております。今後、畑作農家の利用戸数が増えれば、施用時において安定に供給するため、町として処理場内に脱水汚泥のストックヤード、仮置場を設置する検討もしてございます。ストックヤードに脱水汚泥を堆積することで、乾燥が進み含水率も下がり、利用農家が必要なときに必要な量を畑に運べることとなり、農業への利活用が進むと考えております。また、含水率が下がることで、産業廃棄物処理の重量も軽くなり、結果として処理費用の軽減になるものと考えております。

これからも汚泥利用者はもとより、農協とも意見交換を行ないながら、農家に利用しやすく、町の支出も抑えることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは再質問を行ないます。

ただいま御答弁あったとおり、汚泥肥料でございますが、良質なリン酸肥料であるというふうなところでございます。また、使用しにくさという点でいうと、粘りがあり、スライム状といいますか、粘りがある、また、臭いもあるというところでございますが、これらにつきまして近年ですと処理費用の単価の高騰から、約600万円も費やしているというところでございました。

当然のことながら、この費用を削減して利用促進を図っていくという観点からですが、御答弁にもあったとおり、再生利用組合に対して加入を前向きに検討されている農家が1戸あるというところと、合わせてこの利用について関心を持っている農家も複数戸あるというような現状がございまして、新進気鋭の若手、中堅農家の中で、こうして関心を示している方が複数いるという中で、例えばでございますが、スライム状で利活用が困難であるという点につきましては、これは例えばでございますけれども、町内の林業や木材関係事業者等から、おがくず等を利用して利便性を高めるなどの調査研究を行なうとか、まだまだ改良の余地というものはあるというふうな声も聞いているところでございます。

また、北海道糖業が販売されているホクトウライムエースというような商品名の物もございまして、町内でこういった類似の物に取り組みされている方々とか、そうした町内の事業者等も交えて、農家だけではなくて何か調査研究をしていく機会というものを設けるべきではないかと考えるところであります。

お隣の足寄町では、いわゆる発生した汚泥肥料は、100%消費しているということも聞き及びました。足寄町において大規模草地、大きな草地があるので、そちらのほうでの利用があるということですので、個別の町内農家等が100%消費をしているということではないようでございますが、本町においても肥料の循環型、また、肥料の地産地消というものを推進していくためにも、必要な措置というものを講じていく必要があると考えてございまして、今、具体的に述べた点につきまして、改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問について御答弁をさせていただきます。

梅村議員のおっしゃるとおり、汚泥といっても、それを有効に肥料として活用できるという部分でございますし、今、農家でも1件、手を挙げていただいているという状況もございまして、それらを含めまして、ただ、汚泥には先ほども言いましたが、農地に散布する場合0.5トン以下が望ましいと、要は重金属とかリンもかなり濃度の高い物を

入れてしまうと、余計作物に影響が起きてきますので、その辺も十分に勘案しながら、汚泥についての肥料化については勉強していかなければならないと思いますし、調査研究も必要かと思っております。

従前の例によりますと、なかなか畑地には施用しづらいという言葉も聞いてございますし、それらを農協、また若手の農家とも十分意見を交換しながら、どのような形で有効活用し、そして年間相当出る量を処理できるのか。私が先ほども答弁いたしました、必要な時に必要な畑で必要な量を投入するためには、それはストックヤードも必要となってくるでしょうし、また、含水率も下げなければ、なかなか畑に散布しづらいということもありますので、それらをひっくるめて今後皆さんと意見交換をし、協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、先ほど、おがくずを入れてどうのこうのというお話もありました。確かに、私もそういった部分では様々なものを投入しながら、良質な堆肥をつくるのが一番だと考えておりますが、そのためには汚泥だけでいいのか。前回の質問にありましたが、2025年の脱炭素化に向けたバイオガス等々の問題もひっくるめて、総合的に考えなければならない問題だと捉えておりますので、そういった観点からも今後、農協とも十分協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは2問目終わりました、3問目に移らせていただきます。

原油高騰、現制度の見直しと新たな支援策を。

質問要旨、ガソリン・灯油などの価格が高騰する中、伴って諸物価の値上げが止まらない、ロシアによるウクライナ侵攻により、さらに先行きが見通せない。町では、福祉灯油制度を実施したが、その利用が進まず、効果的な制度となっていないため見直しが必要であり、事実と所信をたず。

1番項、福祉灯油制度は、一定の収入額以下の世帯及び生活保護世帯に対し1万5,000円分の商品券をもって助成する制度であるが、当初500世帯を対象として予算立てされたところ、その申請件数は2割以下であります。2月末日の期限を3月15日まで延長し、広報等で周知するなど現在対応中である。

イ、平成30年度の福祉灯油制度実施、前回でございます。申請実績と実施体制、事務実務等についてお伺いをいたします。

ロ、延長された申請期限が迫る中、御自身が対象なのか、分かりにくいというような、利用しにくいという声も寄せられるので、より申請がしやすい制度構築が求められる。また、今年度については、申請漏れのないよう丁寧な対応が必要であるが、見解を伺う。

2番項、令和3年12月定例会における私の一般質問において、今後の燃料価格の推移、動向を見ながら事業者のみならず、一般世帯全体への対策の判断を行なう、こうし

た趣旨の御答弁がなされたところであります。新型コロナの影響が長期化し、諸色高直、物価高騰の現況下でありますが、町内事業者、農家、一般世帯の町民、特に高齢者はそれぞれ大きな打撃を受けていることを承知しているであろうが、どのような検討と判断がなされているのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の原油高騰、現制度の見直しと新たな支援策について答弁させていただきます。

1 問目、イについてであります。平成30年度は、事業開始の12月14日より当面の間、消防講堂を受付会場といたしまして、保健福祉課職員が常駐して対応し、294世帯の見込みに対して支給世帯が130世帯となっております。また、事務、実務といたしましては、事業を開始するにあたり、管内市町村の実施状況等を調査し、要綱を制定したのち、十勝総合振興局やほんべつポイントカード協同組合との協議、窓口対応に関する打ち合わせを行なって事業を開始しております。窓口対応での対応及び支給につきましては、今年度同様、申請者の同意を得た上で前年の収入額、世帯課税状況等を確認させていただき、商品券を支給するという流れで対応してまいりました。

なお、周知方法としては、民生委員児童委員への周知のほか、町広報紙への掲載や同報無線による周知といった方法で行なってきたところであります。

次に、御質問のロについてであります。現在、実施要綱を一部改正し、申請期限を延長した中で広報紙への掲載、折り込み、同報無線での周知、ワクチン接種会場でのポスター掲示、民生委員児童委員への再周知、ケアマネジャー等が訪問する際の声かけなど、あらゆる手段で申請漏れがないよう努めているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、より申請がしやすい制度構築ということにつきましては、現制度を見直すことは考えておりませんが、これまでの福祉灯油等事業の実績や他の給付事業の実施方法を参考としながら、次の支援対策実施の際に対応してまいりたいと考えております。

次の2問目の原油高騰に対して事業者のみならず、一般世帯全体への対策についての検討と判断についてであります。3月4日に発表されました原油価格高騰に対する国の緊急対策におきまして、燃料油価格の激変緩和と事業の拡充により、急激な価格上昇は抑制される見通しとなりました。

しかしながら、依然、燃料価格は高いまま推移することが予想され、全国的に見ても、仕入れ、材料費や外注費の値上がり、輸送コストや管理費等の固定経費の増加が事業者の収益悪化の原因となっており、社会的な流れの中において、商品やサービスの値上げといった価格転嫁への動きになってきています。

そういった状況の中、本町におきましては、様々な事業者の形態がある中、事業者間のバランスを保ちながら、新たな補助金等による直接支援を行なうことは現実的ではなく、公平性の観点からも馴染まないと判断しているところであります。

他方、町民生活におきましては、原油高騰により、燃料費のほか生活関連石油製品の値上げにつながるなど、家計費が圧迫され、今後、ますますの拍車がかかることにより、消費購買の停滞が予想されます。

これらのことを鑑み、現時点におきましては、家計消費の購買力低下を回復させていくこと、また、商品、サービスの値上げ影響等に伴う販売減少を回復させていくこと、この二つの視点において、例えばプレミアム商品券など生活支援と事業者支援を両立させ、地域経済を循環させていくことが、事業者、消費者の双方にとって、有効な対策であると判断しているところであります。

依然、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、日常が取り戻せない状況下ではあります。今後、地域経済をいかに活性化させていくことがアフターコロナに向けての重要課題と捉えておりますので、今後も御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項につきまして再質問を行ないます。

御答弁の中から平成30年度、前回の福祉灯油制度の実施の際には、294世帯の見込みに対して130世帯の申請実績という御答弁でございました。現制度を見直すつもりはないということでしたが、この実績について、よしとされているからこのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

こちらの本日時点におきましては、何件の申請となっているのか、改めてお伺いをいたします。

つまりは前回も50%以下で、今回も先日、3月2日の時点においては20%以下と、当初見込みに対して20%以下ということでございまして、こちらにつきましてせつかくの制度を効果的に活用してもらおうというような姿勢とか、取組について、欠落しているのではないのかなど、今の御答弁から感じたところでございます。生活保護世帯や一定の収入額世帯の大半が、武士は食わねど高楊枝的な感覚でいらっしゃるのか、こうした気概をお持ちだから申請をしていないとは、到底ちょっと考えにくいわけでございます。もって、制度の不備や利用のしにくさというものの現れとなっているのではないのでしょうか。15日の申請期限まで日はございませんが、未申請の対象世帯に対して個別に連絡を行なう等々、そういったものも含めて寄り添った対応というものが必要であると考えるところでございます。

また、道内の京極町においては、一般財源よりも全世帯に5,000円の燃料購入券を配付して、福祉灯油事業と並行した事業実施というものを行っている自治体もございますので、こうした事例等の情報収集に努めて、本町の現状に即した支援策というものを講じる必要があるというふうに考えるところでありますので、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再質問に対して答弁させていただきます。

まず、今日時点の申請、今日時点といいますか、昨日時点の申請件数です。96件という形になっております。こういったことを受けまして、そういった把握の部分といいますか、周知の部分が欠落しているのではないかというようなお話でありましたが、議員のお話にもありまして、30年度につきましては494世帯の非課税世帯がありまして、そのうち対象者、収入要件80万円等の要件がありますので、そういった要件に見合う方が294件という形で見込んだ中で、134件の申請があったところ  
です。

今年度につきましては、今年度実施しましたところの非課税世帯、10月末現在が955世帯と、倍増している状況にあります。そんな中で該当する世帯が800世帯というふうな形も想像されるところであります。その6割強という形で500世帯を見込んだところ  
であります。申請されたい方が申請をしたときに、予算が足りないということにならないというところでは、最大値を見るというところ  
でありますので、こういった観点で予算化をしたというところの御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、申請件数が少ないという部分であります。これまで受けてきた方については制度を周知されている、理解されているということもありませんけれども、そういった制度の中身、福祉灯油というような中身の文言もあるかと思っております。どうしても高齢者、障がい者、また生活保護の方々というようなイメージがあるのかなというところもちょっと原因に考えております。

また、今回、国の非課税世帯10万円の時期とも重なっているということもありませんけれども、あちらのほうは法律によりましてプッシュ式で、申請は簡単に行ないながら10万円を給付ができるのですが、こちらのほうは申請をかけてというような形の中で、申請手続は今現在の制度では少し複雑というような部分もありまして、そういったものも敬遠されているのではないかなというふうに思っているところ  
です。

町長から答弁ありました今時点の改正は考えていないというところでは、年度末も迫る中で、今、この現制度を変えるということは、混乱を招くということもありませんので、そういったことは答弁にもありまして、次回以降近隣の町村などの状況も考慮しながら、申請しやすいよう、理解しやすいような中身にしていきたいということを検討していきたいというふうに考えているところ  
であります。

また、京極町のお話も出されたところ  
であります。そういった形であればプッシュ式、例えば75歳以上全世帯ですとか、そういう形であればプッシュ式で電話をかけたり、郵送したりという形もできるのかもしれませんが、我々は課税情報につきましては、個人情報で見られない、個々の状況は把握できないという形にはなっております。ですので、やはり申請という形しかないというようなことも御理解をいただければと思  
います。



以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項終わりました、2番項に移ります。

こちら原油高につきまして、また、ウクライナ情勢については連日報道がなされているところであります。それぞれの業種に対して、丁寧な実態調査と有効な支援策を講じるべきだと、私は考えるところでございます。

町長から、現実的ではないからということございまして、また、その公平性というようなお言葉もございましたが、こちら誤解していただきたくないので前置きをいたしますけれども、本町においては飲食店に対する支援というものは、特に手厚くなされていると、私は認識してございます。これが悪いと言っているのではなくて、それと並行して公平性ということを考えるのであれば、飲食店のみならず他の事業者等にも目を向け、心を配っていく必要があるのではないかと考えるところでございます。

12月定例会でも言及いたしました、いわゆる運送関係とかにつきましては、燃料の高騰とコロナ禍の影響からアドブルーという尿素水がありますが、そうしたものが価格の高騰だけでなく、入手自体が困難だというような実態もあります。政府の原油高騰対策というものもなされるところでありますが、直ちにその利益を享受する、感じるということが困難であると思われる中、後手に回らず本当に公平性というものを考えるのであれば、飲食店のみならず他の事業者につきまして、燃料を多く使うような事業者等についても、目を向けていく必要性があるかと考えるところでありますが、改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問に対しまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

事業者、特に石油、燃料を多く使用される事業者等へ、やはり積極的な支援等が必要ではというような部分でございます。個別の支援策が今回、燃料高騰に関してのその対策としては、現実的ではないというふうに判断したところの要因の一つといたしまして、燃料油の使用量につきましては、事業所においてたくさん使用するという燃料油単体におきましては、算定は可能であるのかなというふうに思いますが、当然、仕入れですとか、輸送などの原油高騰による経費、いろいろな増加分があると思われまして。こういった原油高騰による経費としての圧迫分が全体で算定するということは、やはり困難であるのかなというところと、もう一つは、仮に算定できたとしてもその対策が公平かどうかという部分で、やはり判断が難しいというところ。もう一つは、この原油高騰の影響が経済活動の多岐にわたり連結、全国的につながっているものでありまして、社会全体の事象により起因しているものというふうに思っております。商取引場において国や業界を含めた広い範囲で、解決していくということが原則的であるというところの判断、この二つをもとに現実的ではないというふうな捉えをさせていただいて

いるところでございます。

また、コロナの飲食店等への支援との判断の違いという部分でございますが、当然、コロナという世界的な流れの中でのこういった事象ということになりますけれども、人の流れがコロナで悪くなる、入り込みが減少すると。いわゆる売上げが減少するといった実態につきましては、このお店単体での事象と認識しているところであります。地域内でのそういった個別対策の有効性であったり、国や社会理解などの状況も踏まえまして、飲食店等の支援については実施してきたという経過でございます。

以上です。

○3番（梅村智秀） 終わります。

---

#### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時24分）

# 令和4年本別町議会第1回定例会会議録（第3号）

令和4年3月10日（木曜日） 午前10時00分開会

## ○議事日程

- |        |         |                                  |
|--------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 13号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について             |
| 日程第 2  | 議案第 14号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について      |
| 日程第 3  | 発議第 1号  | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4  | 議案第 15号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について            |
| 日程第 5  | 議案第 16号 | 本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6  | 議案第 17号 | 本別町小規模企業振興基本条例の制定について            |
| 日程第 7  | 議案第 18号 | 本別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について         |
| 日程第 8  | 議案第 19号 | 令和4年度本別町一般会計予算について               |
| 日程第 9  | 議案第 20号 | 令和4年度本別町国民健康保険特別会計予算について         |
| 日程第 10 | 議案第 21号 | 令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について        |

## ○会議に付した事件

- |        |         |                                  |
|--------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 13号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について             |
| 日程第 2  | 議案第 14号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について      |
| 日程第 3  | 発議第 1号  | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4  | 議案第 15号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について            |
| 日程第 5  | 議案第 16号 | 本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6  | 議案第 17号 | 本別町小規模企業振興基本条例の制定について            |
| 日程第 7  | 議案第 18号 | 本別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について         |
| 日程第 8  | 議案第 19号 | 令和4年度本別町一般会計予算について               |
| 日程第 9  | 議案第 20号 | 令和4年度本別町国民健康保険特別会計予算について         |
| 日程第 10 | 議案第 21号 | 令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について        |

## ○出席議員（10名）

議長 12番 高橋利勝                      副議長 11番 藤田直美

1 番 水 谷 令 子  
3 番 梅 村 智 秀  
5 番 篠 原 義 彦  
9 番 方 川 一 郎

2 番 柏 崎 秀 行  
4 番 石 山 憲 司  
7 番 山 西 二 三 夫  
1 0 番 阿 保 静 夫

---

○欠席議員（2名）

6 番 大 住 啓 一

8 番 黒 山 久 男

---

○説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐々木 基 裕  
会 計 管 理 者 藤 野 和 幸  
農 林 課 長 篠 原 順 彦  
住 民 課 長 倉 崎 景 一  
建 設 水 道 課 長 坪 忠 男  
老 人 ホ ー ム 所 長 前 佛 清 治  
総 務 課 主 幹 上 原 章 司  
総 務 課 主 査 石 川 雅 康  
教 育 次 長 阿 部 秀 幸  
農 委 事 務 局 長 高 橋 優  
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉

副 町 長 村 本 信 幸  
総 務 課 長 三 品 正 哉  
保 健 福 祉 課 長 長 屋 和 幸  
子 ども 未 来 課 長 大 橋 堅 次  
企 画 振 興 課 長 小 川 芳 幸  
国 保 病 院 事 務 長 松 本 秀 規  
建 設 水 道 課 長 補 佐 小 出 勝 栄  
教 育 長 高 橋 哲 也  
社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳  
代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之

総 務 担 当 主 査 越 後 忠

## 開議宣告（午前10時00分）

---

### ◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 議案第13号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第13号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第13号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、医師の宿日直手当について、半日の日直となった場合に対する手当額を加えるもの及び令和3年の人事院の給与勧告に伴い、令和4年度以降の一般職の期末手当の支給月数について改定の必要が生じたため、職員組合との合意を得ましたので、提案をするものであります。

令和3年の人事院勧告の概要であります。期末手当の年間支給月数を0.15か月引下げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を4.45か月から4.3か月とする内容であります。なお、月例給の改定は見送られ、据え置きとなっております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「1日」を「1回」に改め、「21,000円」の次に「(半日の日直にあつては10,500円)」を追加する。

これは医師の半日日直につきまして、2万1,000円の半額である1万500円を支給するため加えるものであります。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の120.0」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120.0」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

これは、令和4年4月1日から、一般職員の期末手当について6月、12月支給分をそれぞれ0.075か月引下げ、合計で0.15か月分引下げる改定及び再任用職員の期末手当につきまして、6月、12月支給分をそれぞれ0.05か月引下げ、合計で0.1か月分を引下げる改定であります。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上、議案第13号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、議案第13号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第13号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第2 議案第14号

- 議長（高橋利勝） 日程第2 議案第14号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

- 総務課長（三品正哉） 議案第14号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与に関する勧告に伴う、一般職の職員の期末手当の支給月数の改定を鑑み、常勤特別職の期末手当についても改正するため提案をするものであります。

改定の概要であります。期末手当の年間支給月数を0.15か月分引下げ、総支給月数を4.15か月から4.00か月とする内容であります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の200」に改める。

これは、令和4年4月1日から期末手当について6月、12月支給分をそれぞれ0.075か月分引下げ、合計で0.15か月分引下げる改定であります。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上、議案第14号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 発議第1号

○議長（高橋利勝） 日程第3 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

この発議提案は、先ほど職員及び常勤職の期末手当の削減と同様に、議員も同じ内容で削減をするという提案です。

それでは、条例案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の200」に改める。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上、提案をいたします。

議員諸氏の御同意のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第15号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第15号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第15号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険施行令の一部が改正され、医療費負担の中間所得層と高所得層の負担のバランスを図るため、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額が19万円から20万円に引き上げられた一方で、子育て世帯の経済負担軽減のため、全世帯の未就学児の均等割保険税の5割が軽減されることに伴い条例改正を行なうものです。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をします。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のとおり改正するものとする。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。



第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同項第1号中「法第703条の5に規定する総所得金額及び」を「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」に、「給与所得を有する者（前年中に法第703条の5）」を「給与所得を有する者（前年中に同項）」に、「る所得を有する者（前年中に法第703条の5）」を「る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項）」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同項第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同項第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、第2項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

第1号、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額。次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額。

ア、第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯4,305円。

イ、第1項第2号アに規定する金額を減免した世帯7,175円。

ウ、第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯11,480円。

エ、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯14,350円。

第2号、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額。次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額。

ア、第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯1,395円。

イ、第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯2,325円。

ウ、第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯3,720円。

エ、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯4,650円。

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条中」を「前条第1項第1号中」

に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改める。

附則、第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、附則第3項から第13項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第13条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項、この条例（前項ただし書きに規定する改正規定に限る。）による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第15号本別町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 最高税額の改定に係る中身というふうに捉えておりますけども、説明の中であった中で、まず1点目、63万円が65万円に改正されるという方の昨年のデータということになるのでしょうか、そこからの影響額、あるいは対象世帯数と影響額をまず伺いたいと思います。

併せて、後期高齢者の分ですね。19万円が20万円ということなんですけれども、これも同じように対象数、それから影響額について伺いたいと思います。

それからこのことによって、子育て世帯の軽減措置が図られるということですので、これは総体でよろしいんですけども、どれくらいの対象者数になってその軽減額の総額が分かれば、総額分からなければ一例でも結構ですけども、できれば総額で、これだけの税額アップによってこれだけの軽減が図られるというようなことを伺いたいので、それが見えるような数字を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 1つ目の御質問なんですが、63万円から65万円、19万円から20万円と別れてないんですけどもよろしいでしょうか。見込み額が100世帯で300万円です。

負担軽減の部分ですけども、33人の24世帯、減額見込み額が47万7,000円です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案案第15号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第16号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第16号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第16号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団の充実強化等に関する消防庁長官通知の発出に伴い、消防団員が何らかの事情により長期間、活動することができない場合の休団制度を創設するもの及び報酬等の基準の策定について消防庁長官通知の発出に伴い、年額報酬及び災害出動時等の費用弁償の見直しを行なうものなど、消防団員の処遇改善等を図るため条例を改正する必要が生じたことから提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成27年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(休団)。

第4条の2、団員は、長期出張、育児介護その他やむを得ない理由により、長期間消防活動に従事することができないときは、団員の身分を有したまま休団することができる。

第2項、団員は、休団しようとするときは、任命権者の承認を得なければならない。

第3項、休団中の団員が復団しようとするときは、前項の規定を準用する。この場合において、当該休団中の団員が復団したときの階級は、休団した日にその者が属していた階級とする。

第4項、休団中の団員については、その休団の期間中、第8条、第9条、第12条及び第13条の規定は適用しない。

第5項、休団している団員の休団期間は、本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成27年条例第28号）第3条に定める勤務年数の算定に算入しない。

これは、長期出張や育児、介護、その他やむを得ない理由の場合、消防団を退団することなく、休団する制度を設けることで、やむを得ない事由が消滅した段階で復団できることを規定するもので、休団の際の身分や各種手続きについて定めるものであります。

第12条中「報酬」を「年額報酬及び別表2に定める出動報酬」に改める。

第13条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き」を削り、「、本別町議会議員相当の費用弁償を支給する。」を「及び災害、訓練、警戒等の職務に従事するために出動したときは、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の定めにより支給するものとする。」に改め、同項を同条とし、第3項を削る。

12条の改正につきましては、これまで災害出動等を費用弁償として支給していたものにつきまして、報酬として支給するためのもの及び13条の改定につきましては、12条の改定に伴う条文の整理をするものであります。

別表1中「32,000円」を「36,500円」に改める。

これは、消防庁長官発出の報酬等の基準により、団員の年額報酬を改定するもので、団員以外の年額報酬につきましては、十勝管内の他町村消防団の最高額と同額となっていることから、今回、改定は行なわないこととしております。

別表2中「第13条」を「第12条」に改める。

別表2〔位置情報〕中「費用弁償」を「出動報酬」に改める。

これは、12条の改正に伴います条文の整理をするものであります。

別表2中、災害出動手当、1回につき6,000円、訓練・警戒及びその他の出動手当、1回につき5,000円、1回を4時間とし4時間を超えるごとに同額を加算する。十勝管内連合演習及び教養訓練出動手当、1回につき7,300円を。災害出動、1日につき8,000円、訓練出動、1日につき5,000円、警戒出動、1日につき5,000円、その他の出動、1日につき5,000円、1日の出動が7時間45分を超えるごとに同額を加算する。十勝管内連合演習及び教養訓練出動、1日につき7,300円に改める。

これは、消防庁長官発出の報酬等の基準により示された、災害等に係る出動に対する報酬を改定するものであります。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上、議案第16号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） この条例改正によると、本別町においてはと言いますか、大体皆さん統一されてきているのかなというふうに思っておりますが、災害出動以外は金額が大きく変わっておりません。ですが1回が1日に、また出動時間の設定も長くなることで加算も減るのではないかなと思いますが、これまで費用弁償とされてきたものが報酬となるということは課税対象になることから、実費が減るということにもなりますし、このことによって総体的にですけども年額は上がっているということですが、影響はどれくらいになるのか。また男性の場合はあまり影響はないかと思いますが、女性消防団においては、扶養の範囲内で仕事を持っての方にとっては、出動や仕事に影響が出てくるのではないかなというふうな考えもございしますが、その点について考えを伺いたいのと、このことに関しての協議はなされたのかについて伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） ただいまの御質問について、まず今回の改定によります影響額ということで、令和3年度の当初予算と比較いたしますと、現行額で言いますと年額報酬につきましては375万8,000円、改正案でいきますと404万6,000円ということで、影響額につきましては28万8,000円。それから出動に係る部分でございしますが、現行額1,430万9,000円、それに対しまして改正案になりますと1,490万9,000円ということで、60万円が増額となりまして、合わせまして88万8,000円の増額となります。

それから扶養の関係ですとか、そういった内容のこの質問部分でございしますが、今回こういった改正によりまして、所得というふうになります。そういったことによりまして、相談とかがあればそれに対しましては、しっかり応じてまいりたいというふうに考えております。それから、その辺りの説明に関しましてですけれども、これまで消防団との協議としまして4回ほど行なっておりまして、国からの通知の内容の説明ですとか、それからこの改正によりまして、所得税ですとかそういったいくつかの制度が関係するといった内容についても説明のほうしております。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 協議はされてきたということでしたので、女性含め多様な方々が入団されていると思います。特に本別町の女性消防団には影響ないということでもよろしいのかどうか。また、本別町の消防団の方々皆さん奉仕の気持ちを持って長年務めている方が多いと思いますが、今後の団員募集に影響はないと考えるのでしょうか、その点については伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） 現在の消防団員に対します影響ですけれども、これはないというふうに考えております。

それから今後の加入に対する影響、その辺りですけれども、入団希望者から相談があ

った場合に対しましては、いくつかの制度、関係すると思えますけれども、その辺りは相談に応じ対応したいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第17号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第17号本別町小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 議案第17号本別町小規模企業振興基本条例の制定について、提案理由の御説明申し上げます。

本案は、本町の商工行政において、小規模企業振興を明確に位置づけるとともに、町の責務及び小規模企業、商工会の役割を明確にし、地方自治体における小規模企業政策の一層の推進を図るため、本条例を提案するものです。

それでは、提案条文を朗読により説明をさせていただきます。なお、本文中の括弧書き等の朗読については省略をさせていただきます。

本別町小規模企業振興基本条例。

（目的）。

第1条、この条例は、小規模企業が本別町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、小規模企業の成長発展及びその事業の継続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）。

第2条、この条例において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

第1号、小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第2号、商工会とは、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。

（基本理念）。

第3条、小規模企業の振興は、小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、北海道その他関係機関との連携を図り、小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

（基本的施策）。

第4条、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

第1号、小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策。

第2号、小規模企業の事業継承の円滑化に関する施策。

第3号、小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策。

第4号、新事業の創出及び起業支援に関する施策。

第5号、小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策。

第6号、小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築。

第7号、小規模企業に関する情報の収集及び提供。

第8号、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策。

（町の責務）。

第5条、町長は、第3条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的、かつ、計画的に策定し、実施するものとする。

第2項、町長は、小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民の理解を深めるよう努めなければならない。

（小規模企業者の役割）。

第6条、小規模企業者は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

第2項、小規模企業者は、商工会への加入に努めるものとする。

第3項、小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するように努めるものとする。

（商工会の役割）。

第7条、商工会は、小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

（町民の理解と協力）。

第8条、町民は、小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等、本別

町民の生活向上において重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)。

第9条、町長は、小規模企業の振興に関する施策を実現するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)。

第10条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第17号本別町小規模企業振興基本条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

ございませんか。

柏崎議員。

○2番(柏崎秀行) 1件お伺いいたします。

国の8割から9割は小規模事業者だと言われています。本別町もほぼほぼ小規模事業者が多いのかなというふうに思っています。そういった中で、町が小規模事業者を応援するというのであれば、今まで様々な起業家支援ですとか商品開発、プレミアム商品券、ポイントカード、いろいろなもので支援してきていただいたのかなというふうに感じているところです。そういった中で、この条例を制定するにあたってデメリットはいりません。何かメリットがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長(高橋利勝) 小川企画振興課長。

○企画振興課長(小川芳幸) 条例制定によるメリットというようなところの質問だったかと思います。今回の条例制定におきまして、何が変わるのかという部分にもございますけれども、現時点で特に大きく関係性等が変わるところはなく、商工会も同様の認識としているところでございます。御質問のとおり、本町の商工会会員ベースでございますが、約8割が小規模企業者ということとなっておりますので、この条例を契機にさらにコロナ対策等も含めまして情報交換等も密に行ないながら、しっかりとした小規模対策について行なっていきたいと考えてるところでございます。以上でございます。

○議長(高橋利勝) ほかにございますか。

阿保議員。

○10番(阿保静夫) 第4条で全部で8項目の取り組むべき施策について具体的に、项目的に書かれておりますし、ただいま9条では必要な財政措置を講ずるものとするとして書かれております。私が読み取ったところでは、第4条の(1)から(5)というのは、必要な財政措置、お金のことがかなり関わるんじゃないかなというふうに読んで読み取ったんですけども、これは町の小規模企業に対する姿勢を示した条例だとは思わんです。



けれども、必要な財政措置っていうのをどのように考えてるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 財政措置の部分でございますが、これまでも町の予算確保、商工行政、小規模企業対策等に係る予算要望等商工会からもいただいております。そういったものの中で、現実的に町が必要と判断するもの、商工会が商工会として役割を実施を果たすもの、そういった協議を都度させていただいております。そういった部分で、全てが全て小規模対策財政措置が必要な部分を行なうかという部分では、やはり小規模事業者と商工会、あるいは商工会と町、小規模事業者と町、そういった関係性、しっかり役割を明確にした中で振興対策等進めていくべきなのかなというふうに思います。よって、そういった状況、変化等に応じた町の施策とも関わってくる部分もございしますが、必要な部分については町としてもしっかりとした財政措置をしていくという考えでございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号本別町小規模企業振興基本条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号本別町小規模企業振興基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第18号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第18号本別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 議案第18号本別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の過疎計画の変更につきましては、計画掲載の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成分野において、過疎地域持続的発展特別事業として移住・定住促進支援事業を新たに追加し、産業振興分野におきましては、産業振興促進事項を追加し、計画掲載するものでございます。

このことによりまして、地域の課題を解決するためのソフト事業として、過疎対策事業債の活用などの特別措置が講じられるものであります。

以上のことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るために提案したものでございます。

次に、提案条文により、説明させていただきます。

本別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を次のように変更する。

2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成。

(3) 計画。

変更後であります、事業名・施設名の(2)地域間交流の次に、(3)過疎地域持続的発展特別事業、移住・定住を加え、事業内容に移住・定住促進支援事業を、事業主体に町をそれぞれ加えるものです。

事業内容。

1、町内企業の新規採用者及び本町へ移住して起業等を目指す者に対する家賃や引越し費用の助成。

2、本町での就業を目的として仕事体験等を行なう者に対する交通費の助成。

事業の必要性。

人口減少及び少子高齢化により、地域産業を持続するための担い手が不足しているため、移住・定住の促進によって、地域を支える人材を確保することが必要である。

見込まれる効果。

町内企業における新規採用の増加や起業希望者の移住・定着等により、地域産業の持続に向けた人材の確保が図られる。

続きまして、3、産業の振興。

変更後でございますが、(4)産業振興促進事項。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種。

産業振興促進区域、本別町全域、業種、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業、計画期間令和3年4月1日から令和8年3月31日。

(ii) 当該業種の振興を促進するために行なう事業の内容。

上記「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

なお、産業の振興については、必要に応じて近隣市町村等との連携に努めます。

変更前、(4)公共施設等総合管理計画等との整合は、変更後、(5)に繰下がります。

続きまして、事業計画、令和3年度から令和7年度、過疎地域持続的発展特別事業分でございますが、各分野・部門別計画の計画項目から再掲するものでございまして、持続的発展施策区分、2、産業の振興の前に、変更後に先ほど御説明いたしました1、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成項目が加わるものであります。

以上、本別町過疎地域持続的発展市町村計画についての提案理由とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1点お伺いしたいと思います。

（3）計画の中の変更後、移住・定住促進支援事業の中に町内企業の新規採用者及び本町へ移住して起業等を目指す者に対する家賃や引っ越し費用の助成とあります。こちら町内の企業が町外から新規採用で従業員を雇用したときに発生するというふうに思いますが、こちらどのぐらいの期間この家賃とかを助成する見込みなのかをお教えてください。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 移住・定住促進の家賃等の部分でございますが、町内事業者、企業の方がいわゆる町外、町内含めて若者を人材採用すると、それを促進するといったような部分に対する支援策ということで検討をしております。令和4年度の当初予算にも提案をさせていただいておりますが、今回の提案の予定といたしましては、月額3万円を1年間上限に家賃支援をしていくという予定でございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま課長のほうから説明いただきました。

若者という言葉が出たんですけども、何歳までを想定していることでしょうか。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 今予定しております制度設計におきましては、35歳以下ということで予定をしているところでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号本別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号本別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前 10時55分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎日程第8 議案第19号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第19号令和4年度本別町一般会計予算についてを議題とします。

はじめに、令和4年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

村本副町長。

○副町長（村本信幸） それでは、私から、令和4年度本別町各会計の予算編成の考え方及び予算の概要について御説明申し上げます。

国の令和4年度予算につきましては、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算とされております。

また、地方財政につきましては、地方交付税を前年度比3.5%増の18兆538億円とし、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額は前年度と実質的に同水準が確保されたところであります。

一方、地方自治体では、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、人口減少対策、防災・減災事業の実施、老朽化した公共施設の対応など、政策課題は多岐にわたり、地方財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続くものと考えております。

令和4年度につきましては、引き続き財政の健全化に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症が地域経済に及ぼす影響を注視しつつ、第7次本別町総合計画の理念を基調としつつ、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまちづくりを推進するため、所要額を計上しております。

それでは、各会計予算の概要について御説明申し上げます。

一般会計予算書の218ページをお開きください。

本別町予算総括表、一番下の合計欄ですが、一般会計と6特別会計、2企業会計の予算総額は119億8,962万7,000円となり、前年度比3.3%増となっております。

上段の一般会計ですが、71億7,644万6,000円で、前年度比4億561万5,000円、6.0%の増となりました。

なお、特別会計及び企業会計につきましては、先日御説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、予算書の9ページをお開きください。

一般会計であります、1、総括の歳入を御覧ください。

1款町税は前年度比1,674万5,000円、1.8%増の9億4,712万5,000円を見込んでおります。

税毎の主な内容ですが、12ページ、13ページをお願いいたします。

1 項町民税、1 目個人のうち個人所得割については前年度比 4 2 5 万 6,0 0 0 円、1. 2 % 増の 3 億 5,7 1 7 万 6,0 0 0 円を計上しております。

2 目法人のうち法人税割は、前年度比 5 4 6 万 7,0 0 0 円、1 9. 3 % 増の 3,3 8 6 万 1,0 0 0 円を計上いたしました。

2 項固定資産税は、1 目固定資産税のうち土地については、前年度比 6 0 万 6,0 0 0 円、1. 0 % 減の 5,9 4 8 万 6,0 0 0 円、償却資産については、前年度比 8 4 4 万 2,0 0 0 円、4. 8 % 増の 1 億 8,4 8 5 万 6,0 0 0 円を計上しております。

9 ページにお戻りください。

1 0 款地方交付税についてであります、前年度比 6,9 4 0 万 5,0 0 0 円、2. 4 % 増の 2 9 億 8,1 9 7 万 4,0 0 0 円を見込んでおります。

普通交付税ですが、2 7 億 1,6 5 3 万 8,0 0 0 円を計上しておりますが、総務省の示した基準財政需要額の伸び率では、個別算定経費を前年度算定比で 1. 5 % 程度の減、包括算定経費を 8. 0 % 程度の減とされたところではありますが、これらの伸び率を参考としたうえで、公債費算入額の増加などを考慮し、前年度比 6,9 4 0 万 5,0 0 0 円、2. 6 % の増を見込んでおります。特別交付税につきましては前年度当初予算額と同額の 2 億 6,5 4 3 万 6,0 0 0 円としております。

1 8 款繰入金であります、総体で前年度比 2 億 4,3 9 8 万 7,0 0 0 円、7 8. 6 % 増の 5 億 5,4 5 4 万円を計上いたしました。

基金繰入金につきましては、財政調整基金を前年度比 1 億円増の 2 億 7,0 0 0 万円、減債基金繰入金を前年度比 4,0 0 0 万円増の 7,0 0 0 万円、それぞれ財源調整のため計上しております。

特定目的基金繰入金につきましては、特定の行政目的のために資金を積み立て、運用するよう設置されたものでありますけども、前年度比 1 億 3 9 8 万 8,0 0 0 円増の 2 億 1,4 5 3 万円を計上し、それぞれの基金の趣旨、目的に応じた行政課題に対応するため活用を図ったところであります。

2 1 款町債につきましては、前年度比 8 9 1 万 9,0 0 0 円、1. 2 % 増の 7 億 3,3 1 9 万 9,0 0 0 円を計上しております。

これにより、令和 4 年度末の地方債現在高の見込額は、前年度比 2 3 6 万円減の 7 2 億 4,1 9 3 万 6,0 0 0 円を見込んでおります。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税を前年度比 6,9 4 0 万 5,0 0 0 円増の 2 7 億 1,6 5 3 万 8,0 0 0 円を計上し、財政調整基金を前年度比 1 億円増の 2 億 7,0 0 0 万円取り崩すことで一般財源を確保することとしております。

なお、現時点における令和 3 年度予算の執行状況を基に推計した財政調整基金の令和 4 年度末残高は、7 億 6,1 7 7 万 8,0 0 0 円を見込んでおります。

1 0 ページ、1 1 ページをお開きください。

歳出であります、令和 4 年度につきましては、農業農村整備事業をはじめ、企業誘致、町内企業への新規採用者や移住希望者に対する家賃、引っ越し費用等を助成する移住定住促進事業を実施するほか、本別公園魅力アップ事業といたしまして、トレーラー

型シャワーハウスの設置、遊戯施設の整備等を取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、新たに出産祝い金を贈呈するほか、高校卒業までの医療費助成や、保育料軽減事業、妊産婦支援事業等を継続してまいります。

各款毎の状況であります。2款総務費は前年度比1億7,577万4,000円増の11億406万5,000円となっておりますが、3年に一度清算されます退職手当組合清算納付金6,787万円、議会中継インターネット配信設備の整備695万2,000円、移住定住促進支援事業790万円、高齢者等生活交通支援事業867万1,000円、個性あるふるさとづくり基金積立金は2,000万円増の1億円など計上しております。

4款衛生費は前年度比5,935万7,000円増の10億1,605万1,000円となりましたが、新型コロナワクチン接種事業2,479万7,000円、病院公営企業費については、救急医療確保経費負担金が1,800万円の増、医療機械器具整備事業出資金が1,850万円の増となったことによるものであります。

6款農林水産業費は、前年度比2億1,276万8,000円増の8億6,180万2,000円となっておりますが、引き続き、農地耕作条件改善事業、道営畑地帯総合整備事業を取り組むとともに、道営美蘭別地区営農用水事業を前年度比1億5,178万3,000円増の3億2,286万4,000円で計上しております。

9款消防費につきましては前年度比9,682万9,000円増の3億3,034万7,000円となりましたが、消火栓の更新工事、水槽付消防ポンプ自動車の更新等によるものであります。

なお、普通建設事業費であります。一般会計では、前年度比1億3,382万9,000円増の12億2万9,000円を計上しております。

令和4年度予算編成にあたりましては、本町の将来を見据えた事業や緊急の諸課題に積極的に取り組むとともに、未だ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の影響が続くことを想定し、心を合わせて、みんなの笑顔を、未来に繋ぐまちづくりを目指し、町民生活に密着した予算編成に努めたところであります。

以上、令和4年度予算の概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これより提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

ただいま、副町長より予算の大綱につきまして御説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書によりまして主な事務事業について御説明をいたしますので、御了承願いたいと思います。

それでは、予算書の1ページをお開きください。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

予算総則であります。令和4年度本別町一般会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億7,644万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上でございます。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明を申し上げます。

各科目にわたります、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、添付資料の給与費明細書で説明をさせていただきます。

219ページをお開きください。

1、特別職に係る給与であります。本年度の欄を御覧ください。

長等は、3人、町長、副町長及び教育長であります。

議員は12人で、その他の特別職は493人、合計が508人で、報酬から共済費までの総額は1億1,768万4,000円で、前年度比較1,352万7,000円の増となっております。

220ページを御覧ください。

2、一般職であります。職員数は、前年度より7名増の146人で、括弧内の職員数は会計年度任用職員のうちパートタイム職員の人数を外書きしたものであります。

給与費等につきましては、報酬1億3,950万1,000円、給料4億9,289万8,000円、職員手当4億5,700万5,000円、共済費2億24万9,000円で、合計は12億8,965万3,000円となり、前年度比較8,619万8,000円、7.2%の増となっております。

増減の主なものといたしましては、221ページ、222ページになりますが、給料では、一般職員の昇給による686万8,000円の増、昇格、人事異動等による1,0

4 1 万円の増、職員手当では、管理職手当が昇格、昇給による 3 8 8 万 6,0 0 0 円の増、期末手当が制度改正、支給率改正による 5 4 5 万 8,0 0 0 円の減が主なものであります。

なお、2 2 2 ページの職員手当の内訳及び 2 2 3 ページ以降の給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の 5 0 ページ、5 1 ページをお開きください。

歳出であります、各科目の給与費等の説明は、省略をしておりますので御了承願います。

主なものでございますが、5 2 ページ、5 3 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、7 節報償費中、一番下のふるさと納税記念品代 3,0 0 0 万円は、返礼品代として寄付金見込額 1 億円の 3 0 %を計上しております。

5 8 ページ、5 9 ページをお開きください。

1 7 節備品購入費中、事務用備品、事務用椅子 1 0 2 万 3,0 0 0 円は、議場説明員用など 3 8 脚を購入するもの、施設等備品、議会中継システム 6 9 5 万 2,0 0 0 円は、議会中継のインターネット配信設備を整備するものであります。

6 2 ページ、6 3 ページをお開きください。

5 目財産管理費、一番下の 1 7 節備品購入費、地区集会場備品、空気清浄機 1 9 0 万 5,0 0 0 円は、新型コロナウイルス対策として、集会場 1 2 施設に各 1 台の空気清浄機を購入するものであります。

6 4 ページ、6 5 ページをお開きください。

下段の 7 目交通防災対策費、1 0 節需用費中、消耗品費、防災用 4 1 万 4,0 0 0 円は、非常用食料アルファ米、パン、飲料水などを購入するもの、3 つ下、印刷製本費、防災ガイドマップ 1 4 3 万円は、改定された避難情報や最新の浸水基準等に基づき防災ガイドマップを改訂するものであります。

6 6 ページ、6 7 ページをお開きください。

下段の 8 目企画費、1 節報酬中、会計年度任用職員 1,7 6 8 万円は、地域おこし協力隊として、現在の有害鳥獣捕獲推進、健康スポーツ、観光振興分野のほか、新たに移住定住、農業振興、地域振興、社会教育支援に関する活動に従事する隊員、合わせて 7 名分を計上するものであります。

6 8 ページ、6 9 ページをお願いします。

1 2 節委託料中、業務委託料、高齢者等生活交通支援事業 8 4 0 万円は、令和 3 年度から行なっておりますハイヤー助成事業について引き続き行なうものであります。

7 0 ページ、7 1 ページの 1 8 節負担金補助及び交付金中、補助金、7 2 ページ、7 3 ページの移住・定住促進事業 7 9 0 万円は、町内企業への新規採用者や移住希望者等に対し、町内に居住するための家賃や引っ越し費用の助成、町内での就業のための仕事体験にかかる交通費を助成するものであります。

飛びまして、8 2 ページ、8 3 ページをお開きください。

下段の 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、1 2 節委託料中、電算業務委託料、システム修



正532万4,000円は、本籍地以外において戸籍関係帳票の交付を受けられるようシステムを改修するものであります。

84ページ、85ページをお開きください。

4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費、予算総額1,008万1,000円は、令和4年7月25日に任期満了を迎える参議院議員通常選挙に要する執行経費を計上するもの、86ページ、87ページの3目北海道知事及び道議会議員選挙費、予算総額770万8,000円は、令和5年4月22日に任期満了を迎える北海道知事及び令和5年4月29日に任期満了を迎える北海道議会議員の選挙に要する執行経費のうち、令和4年度中に準備の必要な期日前投票経費やポスター掲示場経費などについて計上するもの、88ページ、89ページの4目町議会議員選挙費、予算総額1,125万2,000円は、令和4年8月9日に任期満了を迎える町議会議員の選挙に要する執行経費を計上するもので、一番下の18節負担金補助及び交付金中、負担金、選挙運動用394万9,000円は、本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動用の自動車の使用、ビラ及びポスターの作成について公費負担するものであります。

飛びまして、98ページ、99ページをお開きください。

下段の3款民生費、2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、100ページ、101ページの18節負担金補助及び交付金中、補助金、住宅確保要配慮者専用住宅家賃低廉化事業1,044万円は、社会福祉協議会が管理する高齢者住宅等23戸が住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として北海道知事の登録住宅となっていることから、当該住宅の入居者の家賃軽減分について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、家主に対して助成するものです。

飛びまして、104ページ、105ページをお開きください。

3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7節報償費中、出産祝い金330万円は、4月1日以降に生まれた子に対し、出産祝い金として1人10万円を贈呈するものであります。

飛びまして、110ページ、111ページをお開きください。

4目発達支援センター費、112ページ、113ページの17節備品購入費、発達支援センター備品、エアコン215万6,000円は、療育室4室に換気型エアコンを各1台設置するものであります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、116ページ、117ページの3目予防費、118ページ、119ページの19節扶助費、ワクチン予防接種62万7,000円中、56万4,000円は、インフルエンザワクチン予防接種を希望する18歳以下の町民が、町外の医療機関で接種を行なった場合にも助成を拡大するものであります。

飛びまして、128ページ、129ページをお開きください。

中段の5款労働費、1項1目労働諸費、12節委託料中、季節労働者雇用対策業務委託料291万5,000円は、冬季間の雇用対策として、東町町営住宅、北5丁目町営住宅付属物置の解体業務を行なうもので、延べ55人の雇用創出を見込んでおります。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、130ページ、131ページの3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金中、132ページ、133ページ中ほどになります、新規就農者等支援事業、農業振興基金事業2,224万円の主な事業内容といたしましては、新規就農者体験事業、新規就農者農業経営開始支援事業などを計上しております。その下、地域農業支援事業、農業振興基金事業200万円の主な事業内容といたしましては、令和4年度から新たに、若手後継者、女性農業者等を対象に作業免許等取得費用の助成を行なうため150万円を計上しております。

134ページ、135ページをお開きください。

5目農地費、136ページ、137ページの14節工事請負費中、農地耕作条件改善事業6,160万円は、西仙美里地区延長170メートル及び拓農地区延長130メートルの明渠排水の工事を行なうもので、財源内訳は、道補助金4,250万4,000円、地方債1,900万円、一般財源9万6,000円となっております。

2つ下の18節負担金補助及び交付金中、負担金、道営畑地帯総合整備事業9,010万円は、本町2つの地区の暗渠排水200ヘクタールの整備を行なうものであります。

次の6目営農用水管理費、138ページ、139ページの18節負担金補助及び交付金中、道営美蘭別地区営農用水事業負担金3億2,286万4,000円は、令和4年度完了に向けた予算を計上しております。

140ページ、141ページをお開きください。

2項林業費、2目林業振興費、142ページ、143ページの14節工事請負費、林業専用道2,416万円は、フラツナイの町有林に延長750メートルの林道を整備するものであります。

下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、144ページ、145ページの18節負担金補助及び交付金中、下から3つ目の企業誘致奨励事業803万6,000円は、一定の条件を満たしました本町に工場等を新設又は増設した企業に対し、5年間の固定資産税相当分などを支援するもの、その下、起業家支援奨励事業660万円は、起業家等支援2件、新製品等開発支援2件を見込んでおります。

下段の3目観光費、146ページ、147ページの12節委託料中、業務委託料トレーラー型シャワーハウス運營業務171万3,000円は、令和4年度に購入を予定しておりますトレーラー型シャワーハウスの運営を委託するものであります。

148ページ、149ページの17節備品購入費、施設等備品、遊具317万9,000円は、本別公園のかぶと池遊具として足漕ぎボート2艘を購入するものであります。

飛びまして、152ページ、153ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、154ページ、155ページの17節備品購入費中、備荒資金組合車両購入、平ボディトラック9,000円及び普通自動車67万7,000円中、5,000円は、北海道備荒資金組合の車両譲渡事業を活用し購入するもので、令和4年度は、利息分のみを計上しております。なお、平ボディトラックにつきましては、重機運搬用としての購入、普通自動車につきましては、7人乗り乗用車の更新を行なうものであります。

156ページ、157ページの3目道路新設改良費は、総事業費1億4,805万6,000円を計上しております。

別添の予算説明資料の3ページをお開きください。

右側中段事業説明ですが、事業路線は町道東中西中間道路、改良延長220メートルと補償、町道美里別川沿道路、改良延長100メートル、調査設計委託と補償、町道負箆西4線道路、改良延長100メートル、舗装延長100メートルと補償、町道上押帯西18号道路、改良延長100メートル、用地確定測量委託、用地買収と補償、事務費を含めた総事業費1億2,834万円の4事業であります。

左側の財源内訳ですが、事業費1億2,834万円、国庫支出金7,823万1,000円、地方債4,990万円、一般財源20万9,000円となっております。

以下、この表の説明は省略をさせていただきます。

予算書158ページ、159ページにお戻りください。

上段の4目橋りょう維持費、12節委託料6,200万円、14節工事請負費5,800万円は、もう一度別添の予算説明資料8ページをお願いいたします。

右側中段、事業説明ですが、道路メンテナンス事業補助、水道橋など4橋の橋りょう補修、架換工事5,800万円、愛のかけ橋など2橋の橋梁補修調査設計委託4,100万円、西活込橋ほか14橋橋梁点検1,800万円、帯栄橋など3橋の物価調査300万円、事務費を合わせました総事業費1億2,149万9,000円となります。

左側の財源内訳ですが、事業費1億2,149万9,000円、国庫支出金5,852万円、地方債5,600万円、一般財源697万9,000円となっております。

予算書に戻りまして、160ページ、161ページをお開きください。

4項都市計画費、2目公園費、12節委託料中、調査設計委託料、162ページ、163ページの都市公園安全・安心対策事業100万円、14節工事請負費、都市公園事業、都市公園安全・安心対策事業5,000万円は、義経公園の遊戯施設について物価調査及び遊具の整備を行なうものであります。

2つ下の17節備品購入費中、公園等備品ゴーカート249万2,000円は、交通公園遊具としてエンジン式ゴーカート2人乗り1台を購入するものであります。

その下、車両、トレーラー型シャワーハウス1,445万円は、本別公園キャンプ場の利便性向上のために購入するもので、運営につきましては、先ほど観光費で説明しましたとおり、委託によるものであります。なお、トレーラー型シャワーハウスにつきましては、災害時に避難所等において使用するなど、防災対策としての活用も考えているところでございます。

飛びまして、170ページ、171ページをお開きください。

9款1項消防費、3目消防施設費、14節工事請負費中、消火栓、消火栓更新工事581万2,000円は、老朽化しております消火栓3か所について更新するものであります。

その下17節備品購入費、水槽付消防ポンプ自動車4,985万円は、導入から30年以上経過し老朽化した本別消防団第1分団の車両1台を更新するものであります。

172ページ、173ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、2節給料から4節共済費7,721万5,000円のうち、471万7,000円は、35人学級を導入するため、中学校に町費支弁教員1名を配置するものであります。

174ページ、175ページをお開きください。

4目諸費、18節負担金補助及び交付金中、下から3つ目、補助金、本別高校の教育を考える会3,746万9,000円は、国際理解教育・英語教育の集大成として、本別高校生の姉妹都市オーストラリア・ミッチェルへの海外研修派遣の支援として1,045万4,000円を計上しております。

2つ下の本別高等学校創立80周年記念事業協賛会20万円は、本別高校が開校から80年という節目を記念して、創立80周年記念事業協賛会に補助するものであります。

飛びまして、188ページ、189ページをお開きください。

下段の4項社会教育費、1目社会教育総務費、190ページ、191ページの12節委託料383万7,000円は、休館から15年を経過いたしました静山研修センターの解体に向けた調査を行なうものであります。

194ページ、195ページをお開きください。

3目図書館費、198ページ、199ページの14節工事請負費、図書館展示用ガラスケース設置工事129万8,000円及び17節備品購入費中、美術品、絵画33万円は、本別町出身の絵本作家きくちちきさんの直筆の絵画を年次計画で収集するとともに、図書館内に専用展示スペースを常設するため計上するものであります。

202ページ、203ページをお開きください。

5項保健体育費、2目スポーツ振興費、206ページ、207ページの14節工事請負費、施設改修工事、体力増進センター650万円は、体力増進センターの利用者が増加しておりますことから、男女併用でありましたトイレを男女別に改修するものであります。

一番下、18節負担金補助及び交付金中、208ページ、209ページの補助金、スポーツイベント実行委員会200万円は、スポーツでまちを元気にを合言葉に、2つのスポーツイベントを開催するためのものであります。

以上で歳出を終わらせていただきます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 午前中に引き続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますので御了承願います。

1 款町税につきましては、先ほど副町長から説明がありましたので、省略をさせていただきます。

1 4 ページ、1 5 ページをお開きください。

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税から 1 6 ページ、1 7 ページ、下から 3 段目 9 款 1 項地方特例交付金までは、令和 3 年度実績見込み及び令和 4 年度地方財政対策を参考に、それぞれ計上させていただいております。

下段の 1 0 款 1 項 1 目地方交付税につきましても、先ほど副町長から御説明申し上げましたので説明を省略させていただきます。

飛びまして、3 6 ページから 4 1 ページにかけてでございます。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金は 1 7 基金で、総額 5 億 5,453 万 8,000 円の繰入れを計上いたしました。前年度当初と比較し 2 億 4,398 万 7,000 円の増額となっております。

主なものでは、3 6 ページ、3 7 ページの 1 目財政調整基金は、財源調整として前年度当初比 1 億円増の 2 億 7,000 万円を計上、2 目の減債基金は、公債費償還一般財源として前年度当初比 4,000 万円増の 7,000 万円を計上、3 8 ページ、3 9 ページの 5 目農業振興基金は、新規就農者等支援事業に 2,224 万円、地域農業支援事業に 200 万円、農業振興基金貸付金利子補給に 14 万円、営農指導対策協議会補助、新規就農・雇用就労対策に 121 万円、鳥獣被害防止総合対策事業に 25 万 8,000 円の合計 2,584 万 8,000 円を充てるものであります。

7 目の町有林振興基金は、町有林造林事業に 1,200 万円、9 目の社会教育施設等整備基金は、勇足・仙美里各公民館施設等備品、会議用テーブル、イス購入に 300 万円を充てるものであります。

1 3 目の個性あるふるさとづくり基金は、保育料軽減事業に 930 万円、就学前教育・保育施設給食費助成事業に 400 万円、学校給食費多子世帯軽減事業に 140 万円、本別公園遊具、ゴーカート、ペダルボート購入に 540 万円、トレーラー型シャワーハウス購入に 1,445 万円、国際理解教育の充実に 1,915 万円など、合計 8,200 万円を充てるものであります。

4 0 ページ、4 1 ページの 1 5 目ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、地方バス路線運行維持対策費補助に 620 万円、ふるさと銀河線代替バス振興会議に 40 万円、道の駅外構修繕などに 440 万円の合計 1,100 万円、1 6 目の職員退職手当基金は、北海道市町村職員退職手当組合への清算納付金に 6,000 万円、1 7 目の森林環境譲与税基金は、町民植樹祭に 290 万円、町有林造林促進事業に 789 万 4,000 円、私有林造林事業に 732 万円など、合計 2,068 万 2,000 円を充てるために繰入れをしております。

飛びまして、4 6 ページ、4 7 ページをお開きください。

2 1 款町債でございますが、4 8 ページ、4 9 ページの計の欄、総額 7 億 3,319 万 9,000 円で、前年度当初比 891 万 9,000 円、1.2% の増となっております。

なお、臨時財政対策債などを除きます普通建設事業分でも、5 億 7,290 万円で前年

度当初比1億2,730万円、28.6%の増となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。次に、6ページをお開きください。

第2表債務負担行為です。

事項、番号連携サーバ機器更新事業。期間、令和4年度から令和8年度。限度額1,092万6,000円。

事項、ファイル転送システム機器更新事業。期間、令和4年度から令和8年度。限度額346万円。

事項、静脈認証システム機器更新事業。期間、令和4年度から令和8年度。限度額574万2,000円。

事項、OCR装置更新事業。期間、令和4年度から令和8年度。限度額236万5,000円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、一般公用車。期間、令和4年度から令和8年度。限度額367万4,000円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、公園維持管理作業車。期間、令和4年度から令和8年度。限度額971万4,000円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、作業用機械運搬車。期間、令和4年度から令和8年度。限度額602万9,000円。

次の7ページ、第3表地方債です。

起債の目的、一般補助施設整備等事業、限度額2,190万円。

緊急防災・減災事業、限度額1,090万円。

緊急自然災害防止対策事業、限度額550万円。

辺地対策事業、限度額6,930万円。

8ページをお願いいたします。

過疎対策事業、限度額5億6,660万円。

臨時財政対策債、限度額5,899万9,000円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、令和4年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎日程第9 議案第20号

○議長（高橋利勝） 次に、日程第9 議案第20号令和4年度本別町国民健康保険特別会計予算について、ないし、日程第10 議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

以上2件について、提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第20号令和4年度本別町国民健康保険特別会計につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、令和4年度における国保運営の概要について説明をさせていただきます。

きます。

財政の根幹をなす保険税収入は、団塊の世代が75歳に到達し後期高齢者医療に移行することや新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の経済状況など先行きが不明確であることなどから、前年度と比べ収入減を見込んでおります。

また、国保税の税率につきましては、コロナ禍の影響を鑑み、改定を見送ったところであります。

次に、予算編成上の国保の加入状況見込みにつきましては、被保険者数1,806人、世帯数を965世帯と見込んでおります。加入割合は1月末現在の人口、世帯数で申しますと、被保険者数で27.9%、世帯数で29.1%の加入割合となっております。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,142万4,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出の合計欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして5,863万6,000円、5.4%の減となっております。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、歳出予算について主なものから説明させていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金中、北海道クラウド338万1,000円は、昨年度より参加しました市町村事務処理標準システムに伴う北海道クラウド参加のための負担金です。

次に、下段の1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴收费、15ページ、16ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金70万6,000円につきましては、国保税滞納分10件を十勝滞納整理機構へ依頼するものです。

中段の2款保険給付費、1項療養諸費から17ページ、18ページの5項葬祭費までについては、全額北海道からの交付金で賄われるもので、北海道が過去3年間の実績から示した額を基に計上しております。また、6項傷病手当金については新型コロナウイルス感染症に伴うもので、全額、国の交付金で賄われるものです。

下段3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分は、前年比5.2%、1,257万8,000円の減の2億2,954万5,000円。19ページ、20ページをお開きください。

2項後期高齢者支援金等分、前年比3.1%、224万1,000円減の6,891万1,000円、3項介護納付金分、前年比17.6%、398万7,000円増の2,669万5,000円については、本町が北海道へ納める納付金でございます。

一番下段の5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、12節委託料中、健康診査委託料の特定健康診査368万6,000円、特定保健指導18万2,000円、21ページ、22ページをお開きください。

特定健診未受診者対策783万3,000円は、被保険者の疾病の早期発見、早期治療により医療費適正化を図るもので、未受診者対策についてはハガキの送付、電話などにより健診の勧奨をするものでございます。

以上で歳出を終わりまして、歳入でございまして。

7ページ、8ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税につきましては、前年比5.6%、1,455万9,000円減の2億4,498万7,000円となっております。

一番下段の3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金、普通交付金、保険給付費6億1,394万5,000円は、広域化により北海道から全額交付される保険給付費等で、療養給付費、高額療養費、出産育児諸費などの費用に充てられます。

飛びまして11ページ、12ページをお開きください。

5款繰入金、2項1目1節基金繰入金、国民健康保険事業運営費支払準備基金繰入金3,667万5,000円につきましては、歳入歳出不足分を国民健康保険基金から繰入れられるものでございます。

なお、29ページ以降の添付資料、給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号令和4年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、本特別会計の概要について説明させていただきます。

本医療制度は、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療給付の審査、支払いなどを行ない、特別会計の中で医療給付に関する経費が予算化されております。

一方、市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届出など窓口での取次ぎ業務を行ない、本特別会計では被保険者から徴収した保険料と保険料軽減に係る公費補助分である保険基盤安定分及び広域連合事務費などを広域連合へ支出する内容となっております。

本町の後期高齢者医療における年間平均の被保険者見込数につきましては1,574人としており、前年度当初は1,590人で16人の減を見込んでおります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,158万3,000円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により主なものについて、歳出から説明をさせてい



たきます。

10ページ、11ページをお開きください。

下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年比4.9%、703万9,000円減の1億3,727万9,000円を、北海道後期高齢者医療広域連合への納付金として計上し、このうち広域連合の事務費負担金として385万1,000円、保険料等が1億3,342万8,000円で、保険料の内訳として、保険料分が9,643万6,000円、保険基盤安定制度の軽減分が3,699万2,000円となっております。

戻りまして、6ページ、7ページをお願いします。

歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料は前年比6.8%、708万円減の9,643万6,000円を計上しております。本町における後期高齢者医療の年間平均被保険者見込数1,574人分の保険料は、一人当たり平均6万1,268円の収納を見込んでおり、全道平均の一人当たり保険料7万2,167円の84.9%となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、対前年比0.4%、16万9,000円増の4,408万2,000円で、歳出で説明をいたしました保険基盤安定繰入金3,699万2,000円と、その他一般会計繰入金709万円の合計であります。

以上で、議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日11日議事予定の議案第22号から議案第27号まで説明を受けてから、令和4年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにししたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日11日議事予定の議案第22号から議案第27号まで説明を受けてから、令和4年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを予定いたします。

---

### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 1時55分）

# 令和4年本別町議会第1回定例会会議録（第4号）

令和4年3月11日（金曜日） 午前10時00分開会

## ○議事日程

- |       |         |                            |
|-------|---------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 22号 | 令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算について   |
| 日程第 2 | 議案第 23号 | 令和4年度本別町介護サービス事業特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 24号 | 令和4年度本別町簡易水道特別会計予算について     |
| 日程第 4 | 議案第 25号 | 令和4年度本別町公共下水道特別会計予算について    |
| 日程第 5 | 議案第 26号 | 令和4年度本別町水道事業会計予算について       |
| 日程第 6 | 議案第 27号 | 令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について |

## ○会議に付した事件

- |       |         |                            |
|-------|---------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 22号 | 令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算について   |
| 日程第 2 | 議案第 23号 | 令和4年度本別町介護サービス事業特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 24号 | 令和4年度本別町簡易水道特別会計予算について     |
| 日程第 4 | 議案第 25号 | 令和4年度本別町公共下水道特別会計予算について    |
| 日程第 5 | 議案第 26号 | 令和4年度本別町水道事業会計予算について       |
| 日程第 6 | 議案第 27号 | 令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について |

## ○出席議員（12名）

- |    |     |       |     |     |      |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝  | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
|    | 1番  | 水谷令子  |     | 2番  | 柏崎秀行 |
|    | 3番  | 梅村智秀  |     | 4番  | 石山憲司 |
|    | 5番  | 篠原義彦  |     | 6番  | 大住啓一 |
|    | 7番  | 山西二三夫 |     | 8番  | 黒山久男 |
|    | 9番  | 方川一郎  |     | 10番 | 阿保静夫 |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者の職氏名

- |       |       |      |      |
|-------|-------|------|------|
| 町長    | 佐々木基裕 | 副町長  | 村本信幸 |
| 会計管理者 | 藤野和幸  | 総務課長 | 三品正哉 |

農 林 課 長 篠 原 順 彦  
住 民 課 長 倉 崎 景 一  
建 設 水 道 課 長 坪 忠 男  
老 人 ホ ー ム 所 長 前 佛 清 治  
総 務 課 主 幹 上 原 章 司  
総 務 課 主 査 石 川 雅 康  
農 委 事 務 局 長 高 橋 優  
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉

保 健 福 祉 課 長 長 屋 和 幸  
子 ども 未 来 課 長 大 橋 堅 次  
企 画 振 興 課 長 小 川 芳 幸  
国 保 病 院 事 務 長 松 本 秀 規  
建 設 水 道 課 長 補 佐 小 出 勝 栄  
社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳  
代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之

総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香

## 開議宣告（午前10時02分）

### ◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 議案第13号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第22号令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし、日程第6 議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上6件についてを一括議題とします。

これより、各会計について順次提案理由の説明を求めます。

議案第22号令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算について、長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第22号令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,815万1,000円と定めるもので、対前年比0.5%の減となったところであります。

令和4年度の介護保険事業特別会計は、令和3年度の給付実績見込みを勘案しつつ、第8期介護保険事業計画、銀河福祉タウン計画の2年度目として、計画に基づき執行することとなり、第1号被保険者につきましては、前年度より51人少ない2,758人を見込み、高齢化率は42.3%と推計しております。

それでは、事項別明細書により、歳出から主な内容につきまして御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出です。

15ページ、16ページをお願いします。

中段の2款保険給付費、1項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、1目介護サービス給付費の居宅及び施設介護サービス給付費、2目審査支払手数料、3目高額介護サービス給付費、4目特定入所者介護サービス費を合わせまして前年度比192万3,000円の増、9億4,341万8,000円を計上しております。

17ページ、18ページをお開きください

下段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、19ページ、20ページをお願いします。

12節委託料1,298万8,000円中、業務委託料、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援448万8,000円は第9期銀河福祉タウン計画策定に向け、高齢者実態調査の悉皆調査を行なうためのものです。

以上で歳出を終わります、7ページ、8ページをお開きください

2、歳入であります、上段の1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、

1 節現年度分は、第 1 号被保険者数を 2,758 人とし、前年度比 353 万 1,000 円減の 1 億 8,390 万円を見込んでおります。

3 段目の 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、1 節現年度分は前年度比 395 万 7,000 円の増、1 億 6,448 万 8,000 円を見込んでおります。

9 ページ、10 ページをお開きください

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 10 時 07 分 休憩

午前 10 時 07 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 失礼いたしました。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、1 節現年度分は前年度比 395 万 7,000 円増の 1 億 6,445 万 8,000 円を見込んでおります。

9 ページ、10 ページをお開きください

下段の 7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金の総額は 1 億 8,781 万 7,000 円で、前年度と比較し 731 万 4,000 円、3.7% 減になっております。これは地域支援事業交付金限度額超過分の減及び事務費の減によるものであります。

なお、23 ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、令和 4 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第 23 号令和 4 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第 23 号令和 4 年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 5,286 万 7,000 円と定めるもので、前年度と比較しまして 2,085 万円、率にして 5.6% の減となったところであります。

それでは、事項別明細書により新たなもの、増減の大きい部分につきまして、歳出から御説明させていただきます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

3、歳出ですが、1 款介護サービス事業費、1 項 1 目施設介護サービス事業費 3 億 1,260 万 9,000 円は、特別養護老人ホームの運営経費で、前年度と比較しまして 2,122 万 2,000 円、率にして 6.4% の減となっております。

増減の主なものとしまして、上段の 1 節報酬 2,529 万 9,000 円は、パートタイ

ム会計年度任用職員21人分で、対前年313万9,000円の増、2節給料1億422万3,000円は、一般職員28人、フルタイム会計年度任用職員1人の計29人分で、対前年658万8,000円の減、3節職員手当等8,625万円は、全職員50人分で、対前年490万2,000円の減、4節共済費3,280万1,000円は、対前年36万8,000円の減で、いずれも採用、退職等の人事異動等によるものであります。

中段の10節需用費中、燃料費909万3,000円は、対前年290万8,000円の増で、旧養護老人ホームにおける老人福祉センター入浴事業の開始に伴うもの及び単価改定によるものであります。

12ページ、13ページをお開きください。

下段の14節工事請負費、施設改修工事、特別養護老人ホームエアコン設置工事734万1,000円は、暑さ対策及び新型コロナウイルス等感染症予防対策として、換気型エアコンを廊下に4台、厨房に2台設置するものであります。

14ページ、15ページをお開きください。

中段の2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費3,767万4,000円は、居宅介護支援事業所の運営経費で、前年度と比較しまして29万6,000円、率にして0.8%の増となっております。

増減の主なものとしまして、13節使用料及び賃借料、自動車借上料17万1,000円は、地域包括支援センターの訪問事業用として使用している車両が、老朽化に伴い更新不可能と判断し、借り上げにより車両を補充するものであります。

下段の17節備品購入費、事務用備品、居宅介護支援システム64万4,000円は、機器の更新のため、北海道市町村備荒資金組合事業を活用し、令和2年度に購入したもので、3年目の償還分であります。

16ページ、17ページをお開きください。

上段の2目介護予防支援事業費258万4,000円は、介護予防支援事業所の運営経費で、前年度と比較しまして7万6,000円、率にして3.0%の増となっております。

以上で歳出を終わりました、次に歳入にまいります。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入ですが、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入2億1,198万6,000円は、前年度と比較しまして43万5,000円、率にして0.2%の減となっております。これは食費・居住費の自己負担金収入との負担割合調整による減及びケアプラン作成数の増加を見込んだものであります。

その下、2目自己負担金収入4,374万8,000円は、前年度と比較しまして204万6,000円、率にして4.9%の増となっております。

これは食費・居住費の介護給付費との負担割合調整によるものであります。

8ページ、9ページをお開きください。

上段の4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金9,694万9,000円は、前年度と比較しまして2,246万2,000円、率にして18.8%の減となっております。これは先ほど説明いたしました歳出のうち、人事異動等による人件費の減、

令和3年度に実施した給湯配管更新工事の完了及び調理用備品の購入完了によるもの、歳入では、自己負担金収入が増えたこと等によるものであります。

以上で歳入を終わらせていただきます。

なお、18ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第23号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計の予算説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第24号令和4年度本別町簡易水道特別会計予算について、ないし、議案第26号令和4年度本別町水道事業会計予算について、以上3件について、坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第24号令和4年度本別町簡易水道特別会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

簡易水道の本年度の給水計画であります。給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別3か所の簡易水道を合わせて468戸、1,106人、年間総配水量28万立方メートルを計画しております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,361万5,000円と定めるもので前年度より1,495万3,000円の増となったところであります。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものです。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定めるものであります。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

3、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、10節需用費中、光熱水費電気料1,023万7,000円、対前年127万3,000円の増は、美里別簡易水道の配水流量が増えているため、取水ポンプ、導水ポンプ、送水ポンプ等の動力系電気使用量の増加を見込んだものです。

下段にあります、12節委託料中、保守点検等委託料、計装設備258万5,000円、対前年28万6,000円の増は、3年から5年置きに行なっている機器の保守点検で点検対象機器が変わることによる増額となっております。

14ページ、15ページをお開きください。

2目維持修繕費、10節需用費、修繕料305万9,000円、対前年155万9,0

00円の増は、仙美里簡易水道地区内で近年漏水が多い導水管の一部区間の管種入替え修繕を実施するものであります。

14節工事請負費1,453万2,000円の工事内訳は、計量法による8年ごとの量水器更新工事151か所、対前年54か所増の実施を453万2,000円で、美里別簡易水道では、町道東中西中間道路の改良工事に伴う配水管移設工事を1,000万円で実施するもので、対前年1,256万9,000円の増になっております。

15節原材料費251万8,000円は、量水器更新工事の量水器151基分の購入費で対前年92万9,000円の増となっております。

3款1項公債費、1目元金では対前年135万4,000円増の4,059万6,000円となっており、2目利子では対前年71万6,000円減の822万6,000円となっております。

以上で歳出を終わりました、次に、8ページ、9ページをお開きください。

2、歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道費負担金1,000万円は町道東中西中間道路の道路改良工事に伴う補償費で、100%の補償率となっております。

2款1項使用料及び手数料、1目水道使用料、1節現年度分は、対前年106万7,000円減の4,404万3,000円を見込んでおります。

下から2段目の4款1項繰入金、1目一般会計繰入金は、対前年611万5,000円増の6,212万7,000円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

7款1項町債、1目簡易水道事業債は、前年度より10万円減の650万円となっております。内訳については、地方公営企業法適用支援業務委託に伴うもので、公営企業会計適用債を充当し、元利償還金の一部に対し地方交付税措置がされるものです。

次に、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為であります、地方公営企業法適用支援業務委託については、期間を令和4年度から令和5年度までと定め、限度額を834万4,000円とするものであります。

これは例規整備支援業務等を2年契約とするもので、余裕を持って移行作業を進めるため、1業者での2か年の業務委託を今年度提案させていただきました。

第3表地方債であります、起債の目的は公営企業会計適用債で、限度額を650万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上で、令和4年度本別町簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号令和4年度本別町公共下水道特別会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

令和2年度末における下水道の普及状況ですが、公共下水道区域内の下水道普及率は99.16%、水洗化率は93.03%、浄化槽の普及率は54.39%、両方合わせた



汚水処理人口普及率は84.78%となっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,913万円と定めるもので、前年より1,582万円の減となったところであります。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表によるものです。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出ですが、下段の1款総務費、2項施設管理費、1目管渠管理費、10節需用費中、修繕料、管渠・ポンプ所汚水ポンプ427万円、対前年167万1,000円の増は、3年に1回実施しているポンプ修繕が、前年度の西部マンホールポンプ所2台から南部・本別公園マンホールポンプ所、計4台になることにより増額となっております。

2目処理場管理費、10節需用費、15ページ、16ページをお開きください。

光熱水費、電気料1,060万7,000円、対前年107万5,000円の増額は、電気料単価の値上げによるものです。

3行下の修繕料、機械器具40万円、対前年175万9,000円の減額は、3年に1回実施している処理場沈砂池に設置してあります、汚水ポンプ1台の修繕が完了したことによるものです。

12節委託料、業務委託料中、汚泥等運搬及び汚泥運搬処理32万1,000円の増額は運搬単価の増によるものです。

3目個別排水処理施設管理費、12節委託料、保守点検等委託料、浄化槽清掃127万8,000円は、合併処理浄化槽の汚泥くみ取り時に行ない、これにより放流水質の向上につながるもので、310基を予定しています。

17ページ、18ページをお開きください。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、12節委託料2,600万円、対前年1,280万円の増は、更新機器の実勢価格調査及び令和5年度以降更新予定機器3機種 of 調査設計、ストックマネジメント変更計画策定を行なうものです。

14節工事請負費中、公共下水道汚水管渠新設工事165万円は、マンホール施設改修工事で、その下段、公共下水道終末処理場機器更新工事7,000万円は、CRT監視制御装置の更新工事を実施するものであります。

2目個別排水処理施設新設費、14節工事請負費3,463万2,000円、対前年284万4,000円の減は、前年度は8基の内14人槽2基、20人槽1基を計上していましたが、本年度は5人槽3基、7人槽3基、14人槽1基、21人槽1基の計8基の整備で計上させていただき減額になっております。

19ページ、20ページをお開きください。

3款1項公債費、1目元金は対前年166万8,000円増の2億1,333万7,000円、2目利子は対前年427万4,000円減の2,532万9,000円で、対前年の合計額260万6,000円の減は、既往債の支払い完了による減であります。

次に、9ページ、10ページにお戻りください。

2、歳入ですが、中段2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料は7,000万5,000円、2目個別排水処理施設使用料は1,504万5,000円で、対前年73万2,000円の減で見込んでいます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金は5,150万円で、対前年730万円の減は社会資本整備総合交付金事業量の減によるものです。

5款1項繰入金、1目一般会計繰入金は、対前年519万4,000円増の2億1,979万5,000円となっており、主に公共下水道事業の町債償還元利で対前年488万3,000円の増となっております。

11ページ、12ページをお開きください。

下から2段目の7款諸収入、2項1目雑入、対前年194万3,000円増の302万8,000円は、主に消費税還付金200万3,000円の増を見込んだことによるものです。

8款1項町債、1目土木債は、前年度より1,450万円減の1億2,780万円となっており、主に公共下水道整備事業及び個別排水処理施設整備事業の事業費の減及び平準化債借入見込み額の減によるものです。

4ページにお戻りください。

第2表債務負担行為であります。令和4年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を令和4年度から令和9年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額とし、中段の令和4年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償については、期間を令和4年度から令和9年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とし、下段の地方公営企業法適用支援業務委託については、期間を令和4年度から令和5年度までと定め、限度額を834万4,000円とするものであります。これは、例規整備等の業務を2年契約とするもので、余裕を持って移行作業を進めるため、1業者での2か年の業務委託を今年度提案させていただきました。

次に、5ページの第3表地方債であります。起債の目的は公共下水道整備事業で、限度額を4,450万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額を2,960万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額を4,720万円に、公営企業会計適用債の限度額を650万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、令和4年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号令和4年度本別町水道事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量は、給水戸数を2,567戸、年間総給水量を50万1,269立方メートル、1日の平均給水量を1,373立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、配水施設整備改良事業費1億180万円、営業設備整備事業費1,823万7,000円を予定しているところであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款水道事業収益と支出の第1款水道事業費は、それぞれ対前年862万円減の1億3,990万1,000円と定めるものであります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,093万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,028万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,064万8,000円で補填するものであります。

収入の第1款資本的収入では、対前年8,516万5,000円増の1億250万1,000円、支出の第1款資本的支出は、対前年9,650万5,000円増の1億8,343万4,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるもので、起債の目的、配水施設整備改良事業の限度額は6,590万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第8条の一時借入金については、限度額を1億円と定めるものであります。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で、対前年979万3,000円減の2,496万2,000円であります。

第11条の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、高料金対策として対前年810万円減の1,343万5,000円であります。

第13条のたな卸資産の購入限度額は825万3,000円と定めるものであります。それでは次に、予算説明書により主な事業内容について御説明申し上げます。

19ページ、20ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は、対前年1万2,000円減の1億1,878万9,000円を見込んだところであります。主な増減は、家事用が対前年15万6,000円の増、業務用が対前年12万6,000円の減を見込んでおり、いずれも前年度実績見込みを勘案したものです。

2項営業外収益、対前年861万3,000円の減は、一般会計補助金の減額が主な要因であります。

21 ページ、22 ページをお開きください。

支出であります。1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、対前年 308 万 9,000 円の増は、次ページ右側 5 段目になりますが、主に薬品費 259 万円の増で、本別川上流域の山崩れによる本別川の濁度上昇を見込み凝集剤の増額をしたことによるものです。

2 目配水及び給水費、対前年 304 万 9,000 円の減は、主に人事異動による人件費の増減によるものです。

25 ページ、26 ページをお開きください。

3 目総係費、対前年 488 万円の減は、主に人件費の減によるものです。

27 ページ、28 ページをお開きください。

4 目減価償却費 247 万 9,000 円の減は、主に構築物および上水道管理システムソフトウェアの減価償却費の減によるものです。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 85 万 8,000 円の減額は、企業債利息の償還額の減によるものです。

31 ページ、32 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります。1 款資本的収入、1 項 1 目企業債、対前年 5,550 万円の増は、主に配水処理施設整備事業の町道モップ沢道路配水本管更新工事が増えたことによるものです。

2 項出資金、1 目他会計出資金は、平成 28 年度から 29 年度発生の災害復旧事業債の元金償還です。

3 項 1 目国庫補助金、対前年 3,296 万 4,000 円の増は、町道モップ沢道路配水本管更新工事に対するものです。

支出であります。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水施設整備改良費工事請負費 9,889 万 3,000 円は、町道モップ沢道路配水本管工事で浄水場を出てすぐの本別川に伏せ越しされている昭和 50 年に布設された配水管を新設される水道橋に添架する工事になります。

この伏せ越し管は本別川の河床洗掘により管が河床から出ている状況であるため、単独費により下流側にブロックを設置し河床洗掘を防いでいますが、台風などの豪雨により度々ブロックが流され、管が露出することが起きる状況であります。それらを解消し、水道水を安定して供給するため、必要な工事として予算計上させていただきました。

2 目営業設備費 1,823 万 7,000 円は計量法により 8 年で更新する量水器更新工事と量水器購入費で、本年度は前年度より 85 台増の 421 台の更新を行ないます。

2 項 1 目企業債償還金につきましては 6,339 万 7,000 円であり、年度末の未償還元金は 8 億 4,117 万 9,000 円となる見込みであります。

以上、令和 4 年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第 27 号令和 4 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。なお、括弧書及び該当なしの条文の朗読は省略させていただきます。

総則。

第1条、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、病床数60床、第2号、年間入院患者数14,600人、第3号、年間外来患者数31,418人、第4号、1日平均入院患者数40人、第5号、1日平均外来患者数129人となっております。前年と比較しますと入院は1日当たり5人減少、外来では1日当たり28人減少となっておりますが、前年度実績等を勘案しながら見込んだところであります。新年度の診療体制は、当分の間内科1名、外科1名の常勤医師2名体制となりますが、定期非常勤医師やスポット派遣医師を活用しながら公衆衛生活動等に支障が出ないように運営をしながら、常勤医の確保に全力で取り組む予定であります。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるもので、収入の第1款病院事業収益は11億2,398万6,000円、支出の第1款病院事業費用は11億7,343万8,000円となっております。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,382万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,013万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額369万円で補填するものとするもので、収入の第1款資本的収入は9,581万円、次の2ページになりますが、支出の第1款資本的支出は1億2,963万8,000円となっております。

企業債。

第7条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額1,860万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。

一時借入金。

第8条、一時借入金の限度額は3億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第10条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないもので、第1号職員給与費7億7,585万5,000円、第2号、交際費40万円とするものであり

ます。

次の3ページ、他会計からの補助金。

第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

第1号、一時借入金支払利息20万8,000円、第2号、医師看護師等研究研修経費200万円、第3号、退職手当組合事前納付金589万円、第4号、基礎年金拠出金公的負担経費1,682万2,000円であります。

たな卸し資産の購入限度額。

第13条、たな卸資産の購入限度額は1億6,519万7,000円と定めるものであります。

重要な資産の取得及び処分。

第14条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとするもので、取得は、種類、医療機械器具、名称、医療用画像読み取り装置、数量、一式、処分は、種類、医療機械器具、取得年月、平成21年9月、名称、医療用画像保存装置、数量、一式となっております。

次の4ページから21ページまでは説明を省略させていただき、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

22、23ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入であります。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は3億7,047万5,000円で、前年度比3,386万4,000円、8.4%の減、2目外来収益は2億8,692万5,000円で、前年度比2,653万6,000円、8.5%減で見込んだところであります。

3目その他医業収益、3節一般会計負担金1億9,400万円、同ページ一番下の2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金2,492万円及び次の24、25ページをお開きください。

上段の3目負担金交付金、1節一般会計負担金1億6,278万9,000円を合わせた3億8,170万9,000円は一般会計からの繰入金で、前年度より1,431万円、3.9%の増額となっております。

その下、7目繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金1,092万4,000円は、国保特別会計から繰入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費分600万円及び国民健康保険調整交付金492万4,000円を当初予算で見込むものであります。

26、27ページをお開きください。

支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は7億7,585万5,000円、前年度比2,519万6,000円、3.1%減となっております。給与費の内訳は、正職員が70名、会計年度任用職員が47名で、総数117名となっており、前年度に比べ8名の増となっております。会計受付窓口職員について、これまで委託業務としていたものを直営化するための増員となります。

2目材料費、1節薬品費5,381万9,000円、前年度比491万円、8.4%の

減及び2節診療材料費6,159万9,000円、前年度比545万6,000円、8.1%の減は、入院、外来の患者数の見込みを勘案したものであります。

28、29ページをお開きください。

3目経費ですが、1節厚生福利費304万9,000円、前年度比37万3,000円増、4節職員被服費104万円、前年度比52万円の増は、給与費で説明いたしました受付会計窓口の直営化によるものです。8節燃料費1,749万6,000円は、前年度比384万7,000円の増であります。11節修繕費704万5,000円のうち正面玄関外灯照明修理は、正面玄関前ロータリーに設置しております外灯が故障したため修理するものです。

13節賃借料1,154万8,000円のうち在宅酸素濃縮装置借り上げ料473万円は前年度比81万3,000円の増であります。在宅酸素療法利用患者の増によるものとなっております。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

15節委託料8,072万6,000円は前年度比2,344万2,000円の減ですが、先ほど説明いたしました受付会計窓口の直営化による委託業務の減が主なものとなっております。

32ページ、33ページをお開きください。

15節委託料の一番下、委託料のうちホームページ改修でございますけれども、病院のインターネットホームページリニューアルを専門の業者に委託するものです。

34ページ、35ページをお開きください。

19節雑費1,108万6,000円のうち手数料864万円は前年度比746万7,000円の増ですが、医師の紹介手数料を計上したことによるものとなっております。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、次に、資本的収入および支出であります。支出から説明させていただきます。

40ページ、41ページをお開きください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目病院施設改修工事費、1節委託料248万6,000円は、病院の空調設備の更新にあたり機器の構成、数量、導入費用や運用費用等のコストを総合的に勘案し最も効率的に更新できる方法を調査し、更新計画を策定する業務を委託するものとなっております。3目固定資産購入費、1節器械及び備品購入費3,886万1,000円の内訳は、医療用画像読み取り装置一式3,740万円と厨房用スチームコンベクションオーブン1台146万1,000円となっております。

次に、38、39ページにお戻りください。

収入であります。1款資本的収入、1項1目1節企業債1,860万円と、2項出資金、1目他会計出資金、1節一般会計出資金のうち医療機械器具整備事業1,850万円は、器械及び備品購入費に計上した機器の整備に充当する病院事業債と過疎債を計上したものです。

同じく1節一般会計出資金のうち企業債償還元金5,344万6,000円は、企業債償還元金の一部を一般会計から出資を受けるものであります。2項出資金と次の3項

負担金、1目他会計負担金、1節一般会計負担金361万円を合わせた7,555万6,000円が、資本的収支に係る一般会計からの繰入金で、前年度比2,050万2,000円、37.2%の増となりますが、増額の主な要因は備品購入に係る過疎債充当分の増となっております。

4項繰入金、1目他会計繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金165万円は、器械及び備品購入費の購入財源として国民健康保険調整交付金を充当するものであります。

以上、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします

○議長（高橋利勝） 以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議題第22号令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし、議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について及び昨日10日議事とした議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、以上9件については議長を除く11名の委員をもって構成する令和4年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、議長を除く11名の委員をもって構成する令和4年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前 11時03分 休憩

休憩中に委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において令和4年度各会計予算審査特別委員会を招集します。直ちに議員控室に参集願います。これをもって、通知済みといたします。

午前 11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました令和4年度各会計予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に篠原義彦委員、副委員長に柏崎秀行委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

---

### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） これで本日の日程は全部終了しました。



本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前 11 時 11 分）

# 令和4年本別町議会第1回定例会会議録（第5号）

令和4年3月22日（火曜日） 午前10時00分開会

---

## ○議事日程

- 日程第 1 (令和4年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)  
議案第19号 令和4年度本別町一般会計予算について  
議案第20号 令和4年度本別町国民健康保健特別会計予算について  
議案第21号 令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第22号 令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算について  
議案第23号 令和4年度本別町介護サービス事業特別会計予算について  
議案第24号 令和4年度本別町簡易水道特別会計予算について  
議案第25号 令和4年度本別町公共下水道特別会計予算について  
議案第26号 令和4年度本別町水道事業会計予算について  
議案第27号 令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化を求める意見書
- 日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
(総務常任委員会、広報広聴常任委員会)
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 6 議員派遣の件
- 

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 (令和4年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)  
議案第19号 令和4年度本別町一般会計予算について  
議案第20号 令和4年度本別町国民健康保健特別会計予算について

- 議案第 2 1 号 令和 4 年度本別町後期高齢者医療特別  
会計予算について
- 議案第 2 2 号 令和 4 年度本別町介護保険事業特別会  
計予算について
- 議案第 2 3 号 令和 4 年度本別町介護サービス事業特  
別会計予算について
- 議案第 2 4 号 令和 4 年度本別町簡易水道特別会計予  
算について
- 議案第 2 5 号 令和 4 年度本別町公共下水道特別会計  
予算について
- 議案第 2 6 号 令和 4 年度本別町水道事業会計予算に  
ついて
- 議案第 2 7 号 令和 4 年度本別町国民健康保険病院事  
業会計予算について

- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 意見書案第 1 号 コロナ禍での消費拡大対策の強化を求める意見書
- 日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
(総務常任委員会、広報広聴常任委員会)
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 6 議員派遣の件

○出席議員 ( 1 1 名 )

- |     |       |         |     |       |         |
|-----|-------|---------|-----|-------|---------|
| 議 長 | 1 2 番 | 高 橋 利 勝 | 副議長 | 1 1 番 | 藤 田 直 美 |
|     | 1 番   | 水 谷 令 子 |     | 2 番   | 柏 崎 秀 行 |
|     | 3 番   | 梅 村 智 秀 |     | 4 番   | 石 山 憲 司 |
|     | 5 番   | 篠 原 義 彦 |     | 7 番   | 山 西 二三夫 |
|     | 8 番   | 黒 山 久 男 |     | 9 番   | 方 川 一 郎 |
|     | 1 0 番 | 阿 保 静 夫 |     |       |         |

○欠席議員 ( 1 名 )

- 6 番 大 住 啓 一

○説明のため出席した者の職氏名

- |           |         |              |         |         |
|-----------|---------|--------------|---------|---------|
| 町         | 長       | 佐々木 基 裕      | 副 町 長   | 村 本 信 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 野 和 幸 | 総 務 課 長      | 三 品 正 哉 |         |
| 農 林 課 長   | 篠 原 順 彦 | 保 健 福 祉 課 長  | 長 屋 和 幸 |         |
| 住 民 課 長   | 倉 崎 景 一 | 子 ども 未 来 課 長 | 大 橋 堅 次 |         |

建設水道課長	坪	忠	男	企画振興課長	小	川	芳	幸	
老人ホーム所長	前	佛	清	治	国保病院事務長	松	本	秀	規
総務課主幹	上	原	章	司	建設水道課長補佐	小	出	勝	栄
総務課主査	石	川	雅	康	教 育 長	高	橋	哲	也
教育次長	阿	部	秀	幸	社会教育課長	千	代	孝	徳
農委事務局長	高	橋	優		代表監査委員	畑	山	一	洋
選管事務局長	三	品	正	哉					

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	中	川	雅	之	総務担当主査	越	後	忠
-------	---	---	---	---	--------	---	---	---

## 開議宣告（午前10時00分）

### ◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 議案第19号ないし議案第27号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

令和4年度各会計予算審査特別委員会、篠原義彦委員長、御登壇ください。

○予算審査特別委員会委員長（篠原義彦）〔登壇〕 報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、令和4年3月11日の第1回定例会において付託を受けた下記事件について、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

#### 1、事件。

議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、議案第20号令和4年度本別町国民健康保険特別会計予算について、議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算について、議案第23号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、議案第24号令和4年度本別町簡易水道特別会計予算について、議案第25号令和4年度本別町公共下水道特別会計予算について、議案第26号令和4年度本別町水道事業会計予算について、議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

#### 2、委員会開催日。

令和4年3月16日、17日、18日。

#### 3、審査の結果。

議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、原案可決。

議案第20号令和4年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。

議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

議案第22号令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

議案第23号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。

議案第24号令和4年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

議案第25号令和4年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。

議案第26号令和4年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

本案9件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準103により省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定いたしました。

これから、議案第19号令和4年度本別町一般会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

佐々木町長による初の本格予算提案に際し、前高橋町政下ではかたくなにも拒否された議会中継の導入をはじめ、これまでの議案審議、一般質問で取り沙汰された事案等への対応においても一定の評価が出来るものであります。一方で、本予算提案には継続事業が多く、新規事業への取組が少ない、攻めの姿勢が伺えない、今後本別の人口減がどのようなようになっていくのか展望が開けないという町民の声があるのも事実であります。

反対の理由の最たるものは、一般会計から病院会計への操出金、負担金補助金等が前年と比しても増額となっており、令和3年度実績としても増額補正がなされたばかりであります。当初計画より1億円近い増額の約4億6,000万円となる見込みであり、支出は増えるものの伴って医療サービスの向上や病院運営、経営改善の具体的な見通しが立ってはいない。つまりは、町民の命と暮らしを守る地域医療への期待や展望に対して、効果的な支出になっているとは到底認めることができません。また、令和3年11月にトラックに重機を積載し走行していたところ、道路交通法違反である過積載として検挙され、違反行為の恒常性等について複数の職員、管理職らが事情聴取を受けている実態があり、客観的に明らかに職員による単なる交通違反事案にはとどまらないにも関わらず、いまだ公式に何ら報告、町民への謝罪等はありません。行政の透明化、情報公開に対する意識、法令順守、規範意識について疑問も残るところであり、綱紀粛正についても可及的速やかに改善が求められます。改めて所管する車両センターの在り方、組織改革について検討、また全ての公用車業務委託先等を含め、適正適法に運行及び管理体制が整備されているのか再検証を行なう必要があります。繰り返しになりますが、町長就任後初の本格予算提案であり、佐々木町長のお手並み、手腕を拝見することなく、その他の個別具体的な項目については反対をすることなく、その執行に際しては一議員として任期の許す限り是々非々の姿勢にて適宜意見具申、提案と併せて行政の批判と監視を行なっていく所存であることを申し述べ、反対討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 議案第19号令和4年度本別町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

直面する課題に必要な財源を配分するとともに、中長期的な課題解決、将来を見通した事業に着手する予算だと判断しております。

この2年間で私たちの日常も、社会経済活動も大きく変わりました。この間に新たに獲得した知恵や手法をさらに加速させ、新たな価値を創造する1年にしなくてはならないと考えます。

議会中継インターネット配信設備の整備は、町民の傍聴の機会を確保し開かれた議会を目指す有効な手段と考えます。運用に関する検討が急がれます。

観光拠点の充実に関しては、本別公園魅力アップ事業では最大の事業目的である公園を核としたコミュニティづくり、活性化に向けた取組でもあり、緑の保全や防災力の強化の観点からも関係される方たちと信頼を深め、将来にわたってフルに活用される公共財産となるよう、積極的な整備に期待をします。

新しい事業として出産祝い金の贈呈は、多くの町民が望んでいたことと思います。継続事業では、不妊治療助成額の引上げや18歳まで医療費を無償とする乳幼児医療費助成事業など、安心して子どもを産み育てられる環境が図られています。子育てする親、そして子どもの育ちを一層支えてくれるよう願うところです。

教育の分野では、幼少期からの英語教育や本別高校への海外研修補助、多子世帯に対する給食費無償化が継続され、新たに少人数学級によるきめ細やかな教育のための教員配置という独自施策が行なわれます。

その他の事業では定住・移住促進支援事業、UIJターンへの支援、若手後継者や女性農業者の支援、特に人口減少や高齢化が進む本別町では重要な施策であり、移住就労者への支援は粘り強くやっていただきたいと思えます。

新年度増員される地域おこし協力隊については、大いに期待するところです。

以上のことから、議案第19号令和4年度本別町一般会計予算については賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 令和4年一般会計予算につき、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、佐々木町長が初の予算提案でした。委員会の中で、各委員数々の質疑がなされ、ふるさと納税、企業誘致に力を入れ、観光では本別公園の入り込み増に向けた初の取組シャワー付きトレーラーハウスなど希望の持てる提案でした。こういった予算を執行する職員の背中を押し、本町の町民が安心安全なまちづくりに向け前に進める予算だというふうに考えます。攻める予算か、攻めない予算か。攻めるには財源が必要です。本町の財源の中で、今回は攻める予算だというふうに私は考えています。そして、令和3年度に起きた車両の事故等でございますが、今回の令和4年度の予算には一切関係ないと

いうふうに思います。

よって、今回の令和4年度一般会計予算について賛成としたいと思います。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 本別町令和4年度一般会計予算に賛成の立場で討論したいと思います。

本会計予算は、当初予算としては平成25年度以来9年ぶりに70億円を超える71億8,000万円の予算規模となっています。増額の主な要因は、基金繰入金を前年比78.6%増の5億5,453万円とし、必要な事業の充実を図ったものと考えます。

各事業の提案説明にあったように、町民の皆さんの命と健康を守るための病院の医療用画像読取装置更新、関係人口増も視野に入れた本別公園の整備、地域おこし協力隊員充実などに期待をしております。

基金の取り崩しと積み戻しのバランスは重要ですが、町民の皆さんの安心と暮らしを支える町政運営が本予算において進められるものと考えます。そして、議員としても当然その予算執行について、しっかりと見ていく必要があるのは言うまでもありません。本予算の執行によって、町民の皆さんが安心して本町で暮らせるよう望むものです。

以上を申し上げ、令和4年度一般会計予算に賛成の討論といたします。

皆様の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○1番（水谷令子）〔登壇〕 一般会計予算、賛成の立場で意見を申し上げます。

内容等は各議員のおっしゃったことに同意いたしますので割愛させていただきます。

本予算は佐々木町長の初提案であり、特に議員として感じることは行政の批判と監視、これが議員としての役目、ただ職員のやる気をそぐものではだめだと思います。

この70億円の予算において、私たち議員に問われていること、それは議員の言動、行動、これが町民のそして職員の意識を変え、一丸となってまちづくりをするものであってなければならないと思っています。この予算提案はそれを私たちに訴えているものであり、これを随行していくことがこの予算における大事なことだと思っています。これがまちづくりに町民の意識を変えて、一丸となってこの1年間進んでいく、この意識を高めていかなければならないと思っています。

よって、この予算提案に賛成の立場で、議員各位の賛成を仰ぎます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、議案第19号令和4年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。



本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者9人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第19号令和4年度本別町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第20号令和4年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第20号令和4年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第20号令和4年度本別町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番(阿保静夫)[登壇] 令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行ないたいと思います。

後期高齢者医療制度に対する観点ではなく、本町における予算提案執行の観点から討論したいと思います。

これまで本会計における決算時の収入未済額が年々増加している背景があります。令和2年度の決算では、144万2,864円となっております。本年予算に関しても、この傾向を改善できることはなかなか難しいと思います。

また、本年10月1日からは病院窓口での医療費負担区分が変わり、現在1割負担者の中で約20%の方で一定の所得がある場合は2割の負担となります。提案説明にあったように、本町の後期高齢者医療保険料は、全道平均より約1万円以上も低い6万1,

268円とのことです。にも関わらず、これまでは決算ごとに収入未済額が増加してきています。このような状況では、収入未済額、滞納繰越額の改善を図るのはなかなか難しいのではないかと考えます。独自の支援策も必要になっているのではとも考えるものです。

以上のことから、本会計予算に反対の討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行ないます。

本制度は、高齢者の方々の医療を国民皆で支えあう医療保険制度であります。収入未済額について触れられ反対を唱える議員もおりますが、その中において独自の支援策を設けるべきだというような御意見もございました。しかるに、じゃあその独自の支援策というのはどこでどうやって設けるのか、これまでの質疑、御意見、討論等にもあったように、財源が必要だということでもございます。一般会計予算案に賛成をしておいて、ということであれば、一般会計の繰入、繰出というものには何ら問題がないということでもございます。ということであれば、この特別会計の財源内においてしかるべき措置をすべきだというような御意見だと察するところでございますが、それらについても何ら具体的に示されてはおりません。

当然のことながら、日々町民の福祉の向上のために鋭意努力をしていく、改善改革をしていくということについては何ら異議を申し述べつもりはございません。この後期高齢者医療保険制度でございますが、高齢者が窓口で支払う自己負担分を除いた費用について、約5割を公費、つまりは税金でということでもございます。約4割を子育て世帯を含む若い現役世代の保険料で賄い、残りを高齢者の保険料で賄う仕組みであります。高齢者の負担分においても、生活環境や所得に応じて軽減や減免が認められており、極めて合理的なものであると考えるところであります。

また提案説明にもあったとおり、運営の主体は広域連合であり、本町は窓口での取次業務等担っているにすぎず、予算提案内容及び事務実務においても何ら問題とされる点は見受けられず、本提案には賛成をいたすものであります。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者9人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第21号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第22号令和4年度本別町介護保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第23号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第23号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第24号令和4年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号令和4年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第24号令和4年度本別町簡易水道特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第25号令和4年度本別町公共下水道特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号令和4年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第25号令和4年度本別町公共下水道特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第26号令和4年度本別町水道事業会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号令和4年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第26号令和4年度本別町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番(梅村智秀)[登壇] それでは議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

予算審査特別委員会においても述べたとおり、公的病院の多くは赤字であること、民間が担わない不採算部門の運営などによる負担があり、本別町国保病院もその例に漏れません。病院経営の赤字補填の多くには、厳しい町財政の一般財源からの繰入金等で賄われ、町国保病院の経営と運営を行なっているのが実状であります。

さて、令和3年12月7日付にて提出されました本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会報告書において明らかにしたとおり、従事する職員の意欲が上がらず、勤務に際し不安を払しょくすることもできず、信頼されているとも誇りも持てていない職員が数多くいることが判明いたしました。もって患者である町民の皆様に対し、親切丁寧で安心安全である高度な医療サービスの提供ができていない様子が伺えます。

一例として、精神的に負担を感じることなく仕事ができているか。できない47%、どちらともいえない33%で合計が80%であります。自由に提案できるなど職場の雰囲気は良いか。悪い46%、どちらともいえない30%、合計で76%であります。地域社会から評価されていると思うか。思わないが34%、どちらともいえないが38%で合計が72%であります。患者から評価されていると思うか。思わないが18%、どちらともいえないが40%で58%であります。患者として病院を利用したいか。思わないが48%、どちらともいえないが23%で71%であります。これらから、もはや収支のみに着眼をして議論をする段階はとうに過ぎていることの証左となっております。

患者である町民は安心安全の医療サービスが受けることができない、医療現場にて従事する職員の多くは使命感や意義を感じ、誇りをもって働ける職場になっていないにも関わらず、なぜ毎年毎年同じことを繰り返していくのか。医師が次々と離職をし、また本町においては人口減が進み、それでも運営体制は変わらず。果たしてこれで今後の収支改善、従事者の労働環境の改善、意欲向上、そして患者である町民の町国保病院に対する信頼回復というものがなされるのでありまじょうか。町財政は厳しく、このままで

はそう遠くないうちに財源の確保が困難になる。これも本予算審査特別委員会において明らかになったことではないでしょうか。基金残高見込み、令和3年度末の見込みが約28億円、これが令和4年度末の見込みが約24億円、財政調整基金約7億6,000万円、これだって一部は他の基金からの流用というものがあるものでございます。一般財源から病院経営、運営に毎年1億2億3億と、確実に億単位の繰入を行なう現在の運営を継続すれば、すぐに財政確保が困難になるのは明白であります。そのときに、誰がどのように責任を取るのか。地方公営企業法においては、町長にその責任があるとされており、でも実際として、町民に対してどのように責任を取ってくれるのでしょうか。私財をなげうってでも必ずやるとの公的に声高らかと宣言していただけるのならまだしも、公的病院は赤字体質、地域に病院は必要、だから致し方のないことだと捉えてるようにしか見受けることができません。

収支改善の柱とされた地域包括ケア病床の導入、さて、収支は改善されたのでしょうか。病院改革の骨格とされ、外部機関にも助力を願い作成がなされた2つの病院改革プラン、いずれも初年度計画からつまずき、形骸化してると言えるのではないのでしょうか。

新しいガイドラインに基づき、令和4年度中に新プランの作成を行なうとの御答弁があったところでありますが、これまでのようにならないという担保はあるのでしょうか。時は既に遅しの感は否めませんが、一刻も早く運営の主体を変え、経営、収支改善、労働環境、医療サービスの質の向上を図るべきです。広尾町では独立行政法人化し、何よりも職員の意識が一番変わったとのことであります。伴って収益も上がり、診療科も増えるなど着実に成果を残しております。当然運営に関しましては、議論の上で様々な形態が考えられるところではありますが、少なくとも町国保病院の運営体制が現在のままで良いわけではないということだけは明白であります。可及的速やかにその取組をする必要があります、全くもって効果的で合理的でかつ町の将来に資する資質とは認められない本予算提案については、断固として反対をいたすものであります。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算に対する賛成討論を行ないます。

町国保病院の大きな役割は、町民の健康と命を守り、地域医療の一角を担うことです。地域医療をめぐる状況は、医師の確保をはじめ人口減など、厳しい状況だと思います。町国保病院の予算審議にあたっては、第一の課題は常勤医師3人の確保です。町民の皆さんが安心して病院にかかれるようにするためにも、必要なことだと考えます。

また、町国保病院の運営形態についての議論がありましたが、議会としては国保病院の運営に関する調査特別委員会の報告として、職員の責任ある働き方などの意識改革や地域包括ケア病床などによる医療機能の充実や人口減少に伴う病床数や人員体制など病院改革は必要ですが、現状の規模を維持し、公立病院として存続させていくとの意見が多数でした。

また、独立行政法人による経営に移行の例も全国的あるいは道内的にもありますが、

多額の町財政支出は継続している例が多いというふうに思います。今は地方の公立病院としての役割と責任を果たすべく経営努力をすべきだと考えます。

また、地域包括ケア病床の導入による回復期病床機能の充実は、今後町民のニーズが高まることが予想されます。収益においても増収が見込まれており、必要に応じて包括ケア病床の増床も必要になるのではないかと考えます。

町民の皆さんが安心して受診し、信頼できる公的病院は地域には絶対必要であり、その確保は自治体だけでなく政治の責任でもあると思います。町国保病院がその役割を果たすことを切に望むものです。

以上のことを申し上げ、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算に賛成の討論といたします。

皆様の御賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

反対者の言っていることが間違いだとは思っていません。ただ、この予算の詳細な代替案がないまま否決するわけにはいきません。なぜなら、病院は人の命を預かる極めて大切な機関であり、そこに通う人、働く人の命や生活を守らなければなりません。

人口の減少等様々な状況を鑑みながら、民間に託すのか縮小していくのか、そういった時期がすぐそこまできているのは事実であり、建設的な議論をしていくことを期待し賛成します。

付け加えますと、もし私が医者だったら、議会でもめている町の病院では絶対に働きたくないというふうに思います。

以上、議員各位の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから、議案第27号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者9人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 27 号令和 4 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## ◎日程第 2 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第 2 諸般の報告を行ないます。

報告第 2 号公用車車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 報告第 2 号公用車車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、排雪作業中における除雪車の事故であります。

令和 4 年 2 月 3 日午後 4 時 30 分頃、公用車車両、モーターグレーダー帯広〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、中川郡本別町山手町の町道朝日町通りにおいて排雪作業中、後方で道路の中央の雪に埋まり停車中だった車両の左側面に接触し破損させたものです。

事故後直ちに車両の運転者への謝罪と破損状況の確認、修理工場での修理を依頼し、このたび車両の修理が完了したことなどから、3 月 14 日に示談が成立し民法第 695 条の規定に基づき和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条 2 項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては和解の要旨のみ報告させていただきます。

和解の相手方については、記載のとおりです。

2、和解の要旨につきましては、本件事故にかかる損害賠償額を一金 4 万 4,924 円と定め、本別町が当該車両の修理事業者に対し支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、全額町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後はこのような事故を起こさないよう、より一層交通安全への意識を高め、安全運行に努めてまいります。

以上、報告第 2 号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第 3 号令和 3 年度本別町一般会計補正予算（第 19 回）について、報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 報告第 3 号専決処分報告。

令和 3 年度本別町一般会計補正予算（第 19 回）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告をいたします。

今回の補正につきましては、ただいま報告をいたしました公用車車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の 1 ページをお開きください。



歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,871万1,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金4万5,000円の補正は、相手方車両の修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段1、歳入の20款諸収入、4項1目7節雑入4万5,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしましたものであります。

以上簡単ではありますが、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 意見書案第1号

○議長（高橋利勝） 日程第3 意見書案第1号コロナ禍での消費拡大対策の強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第1号コロナ禍での消費拡大対策の強化を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案説明は意見書案文の朗読をもって代えさせていただきます。

コロナ禍での消費拡大対策の強化を求める意見書。

昨年10月以降、新型コロナウイルス感染者数が減少傾向で推移していたことにより、各種イベント事業の入場者数の制限緩和や飲食業など外食産業の時短営業の解除など経済活動が活発化し、農畜産物需要の回復、消費拡大に大きな期待が寄せられていました。しかし南アフリカでの変異株の初確認から、急速に欧州や米国などで感染が拡大し、日本も1月に入りこれまでの増加スピードを大幅に上回る感染者数が確認されています。これにより、出入国規制や移動自粛など感染対策が強化され、再びインバウンド需要の低迷や飲食店の利用者の減少などを引き起こし、先の見えないコロナ禍によって地域経済への打撃を深刻化させています。

また、農業においては、昨年の農作物の作柄が、全般的に豊作基調となったものの、長引くコロナ禍の影響から大幅な在庫を抱える状況に陥っており、米をはじめ、乳製品、砂糖など在庫解消に向けたさらなる需要喚起と消費拡大が急務となっております。

なかでも、米においては、人口減での消費減少とコロナ禍による中食・外食産業の大幅な消費減少に加え、2021年産米が主産地で豊作となったことから滞留在庫が深刻化し、価格の低下から農家経済にも大きな影響を与えています。

このため、農業者が本年も安心して営農を継続できるよう、長引くコロナ禍に係る農

畜産物の消費拡大対策等を強化するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。

なお提出先は、衆参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣となっております。

皆様の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号コロナ禍での消費拡大対策の強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号コロナ禍での消費拡大対策の強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、広報広聴の各常任委員長から、所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、総務、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出は、申出のとおり決定いたしました。

---

#### ◎日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 議員派遣の件

○議長(高橋利勝) 日程第6 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によってお手元に配りました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りした派遣内容のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告(午前11時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 3月22日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 梅 村 智 秀